

目 次

1 設置の趣旨及び必要性	1
2 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	10
3 教育課程の編成の考え方及び特色	11
4 教員組織の編成の考え方及び特色	23
5 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	30
6 教育課程連携協議会	48
7 施設・設備等の整備計画	50
8 基礎となる学部（又は修士課程）との関係	52
9 入学者選抜の概要	53
10 取得可能な資格	54
11 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施	55
12 管理運営	58
13 自己点検・評価	60
14 認証評価	61
15 情報の公表	63
16 教育内容等の改善のための組織的な研修等	66
17 連携協力校等との連携	68
18 実習の具体的計画	71

1 設置の趣旨及び必要性

1) 設置にあたっての背景

宮崎大学は、旧宮崎大学と宮崎医科大学との統合（平成 15 年 10 月）及び法人化（平成 16 年 4 月）を契機に、「世界を視野に地域から始めよう」のスローガンのもと個性輝く大学づくりを目指して、研究戦略、教育戦略、地域戦略、経営戦略の観点から各研究科・学部等の改革を行ってきた。本学教育学研究科は、平成 20 年 4 月に「学士課程と修士課程の 6 年を見通した教育」や「高度職業人養成に重点をおく修士課程」等を柱に据える宮崎大学の教育戦略に沿って、「教職実践開発専攻（専門職学位課程；教職大学院）」と「学校教育支援専攻（修士課程）」の 2 専攻で構成される改組を行った。「教職実践開発専攻」は、学校教育を中心的に担う高度な教員養成（コア）を目的にしており、学校教育支援専攻は学校の最適化に貢献する人材養成（サポート）を目的にするという、まさにコアとそれをサポートする体制の改組であった。

その後、平成 25 年 10 月の教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議の報告書にあるように、教員養成系修士課程は、原則として教職大学院（専門職学位課程）へ段階的に移行することが国の方針として示された。さらに、平成 29 年 8 月に出された「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書」に「教職大学院は、全都道府県での設置がほぼ達成されたことから、高度専門職業人としての教員養成の中心として、養成・採用・研修を一体的にとらえた新たな役割を担うこと及びそれぞれの強みや特色を発揮することが求められている」とあるように、教職大学院に対する新たな役割に対する期待が明示された。併せて大学の教員養成機能全体の充実をリードしたり、現職教員の職能成長を支援したりする役割も期待され、学内・学外組織との連携強化の必要性も指摘されている。

地域における教育課題に関して言えば、宮崎県・宮崎県教育委員会が示した「第 2 次宮崎県教育振興基本計画（改訂版：計画期間平成 27 年度～32 年度）」において、「確かな学力の形成、体力の向上、いじめ・不登校等の生徒指導上の問題や特別な支援が必要な子どもの増加への対応など」が挙げられ、その継続的な取り組みの必要性について指摘されている。学力については、（小学校平均正答数：全国：平成 24 年度 56.2 問、29 年度 33.3 問；宮崎県：平成 24 年度 56.0 問、平成 29 年度 32.9 問）と全国平均を若干下回っている状況が続いていることから、基礎的・基本的な知識・技能とそれらを「活用する力」をバランスよく身に付けさせていくことが求められている。また、生徒指導に係る不登校の発生率は全国とほぼ同じ水準であり、近年はやや増加傾向にある（全国：平成 24 年度 1.09%、29 年度 1.50%；宮崎県：平成 24 年度 0.98%、平成 29 年度 1.20%）。障害のある子どもへの対応に関しては、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の増加はもとより、通常の学級に在籍しながら通級指導教室で指導を受けている児童生徒も増加している現状である（特別支援学校：平成 24 年度 1266 人、平成 29 年度 1386 人；小・中学校の特別支援学級：平成 24 年度 1470 人、平成 29 年度 2178 人；小・中学校の通級指導教室：平成 24 年度 605 人、平成 29 年度 983 人）。このような現状を受け、宮崎県教育委員会は、教育施策目標の一つとして「社会を生き抜く基盤を育む教育の推進」を掲げている。その具体的施策として「幼保・小・中・高等学校の一貫性のある教育の推進や大学等との円滑な連携・接続」が謳われており、より質の高い教育の提供を目標として示している。

教職に関わる人材の養成・採用・研修の一体化という視点からは、①専門的な指導力や社会

人としての幅広い教養、高い倫理観の涵養、②管理職及び将来、管理職を目指す人材のマネジメント能力の向上、③特別支援教育やキャリア教育の推進等、新たな教育課題への対応といった、教職員を取り巻く現状と課題を踏まえて、「教職員の資質向上実行プラン」をまとめている。

特別支援教育に関して言えば、宮崎県としても、前述の「第2次宮崎県教育振興基本計画」において、「特別な支援が必要な子どもに対応した教育の推進」のために「特別支援学校教職員の専門的指導力の向上」の必要性を明示し、「特別支援学校教職員に求められるより高度な専門性に対応するため、医療、福祉等の外部専門家と連携しながら、医学や科学技術の進歩に対応した指導法や指導技術の習得、研究を推進し、専門的指導力の向上に努める」としている。また、「みやざき特別支援教育推進プラン」（宮崎県教育委員会、平成24年12月）においても、重要施策の一つに「確かな成長と可能性を追求する専門性の育成」を掲げ、「指導・支援を行う教職員の研修体制を整備・充実し、小・中・高等学校等や特別支援学校における実践的な指導力や高い専門性の向上を目指す」としている。宮崎県の特別支援学校教員採用では特別支援学校教諭免許状を有していることが受験資格になっているため、特別支援学校教諭の特別支援学校教諭二種もしくは一種免許状の取得状況は比較的良好である。しかし、今以上の高度な専門性を求める教員は少なくなく、確かな専門性を有することを示す根拠の一つとして上位の免許となる特別支援学校教諭専修免許状は重要な要素であると言える。

2) 現行の本学教職大学院の使命と機能

現行の教育学研究科は、教職実践開発専攻（専門職学位課程：教職大学院；学生定員28名）と学校教育支援専攻（修士課程；学生定員8名）の2専攻で構成している。平成20年度の教職大学院設置時は、教職としての高度の実践力・応用力を備えた教員や特定分野に関する深い学問的知識・能力を有する学校リーダーの養成が強く求められていた。また、従来の修士課程は研究者養成と高度な教員養成の2つの面を有しているが、教育に関する理論的な学習に留まりがちであるという指摘がなされていた。当時（平成17～19年度）の宮崎県の教育界では、宮崎県教育委員会策定の教育計画「宮崎の教育創造プラン～宮崎ならではの教育～」にあるように、①幼保小中高の連携による知・徳・体の一貫教育の推進、②学力向上対策の推進～知育の充実、③命を大切にす教育の推進～徳育、体育の充実、④障がいのある子どもの教育の推進という4つの柱が掲げられていた。

そこで、平成20年度本研究科改組においては、上記のようなデマンドサイドのニーズを考慮して、「広い視野に立ちつつ、教科指導や学習開発、生徒指導・教育相談及び学校・学級経営などの得意分野の形成」を専攻の基本理念として掲げ、4コース（学校・学級経営、教育課程・学習開発、生徒指導・教育相談、教科領域教育実践開発）を設置した。特に地元宮崎県教育委員会から強い要請があった②の学力向上対策については本研究科の使命としてとらえ「教科領域教育実践開発コース」を設置した。

平成20年度の設置以降の本学教職大学院の取組とその成果は以下のとおりである。

① 学校教育の中核的な役割を果たす教員の養成とその達成状況の把握

目標達成確認科目（教職総合研究Ⅰ・Ⅱ）において達成度評価指標を定め、「使命感・倫理観」「学校・学級経営」「子ども理解」「授業力」の各領域の達成度を評価するためのチェックリストを構成している。大学院生は上記のチェックリストを参照し、修得すべき知識・能力

を繰り返し確認するとともに、修業期間中の学修履歴を根拠資料としながら達成度の自己評価を行っており、本学教職大学院が目的とする人材像の周知とその達成の確実な把握がなされている。なお、平成 20 年度の設置以降、91 人の現職教員院生と 147 人の新卒院生、合計 238 名が修了した。修了生の中には、指導主事や指導教諭あるいは宮崎県教育委員会認定の教科指導のスーパーティーチャーになるなど、学校教育の中核的な役割を果たす教員として活躍している。

② 本学教職大学院の目的を達成する教育課程の構築と指導体制の整備

平成 20 年度の教職大学院発足時に全国で唯一教科教育に重点を置く教科領域教育実践開発コースを設置しているという特徴を教育実習にも生かしている。具体的には、附属小・中学校で実施する教育実習に向けて、単元構成や教材開発などの単元設計段階の指導を大学院の授業の中で行うなど、講義と教育実習を有機的に結び付けた教育課程の編成と教科教育の指導体制を整備している。このような教科領域教育実践開発コースの取組は、実践的な教育活動を基盤とする教員研修プログラムとして、独立行政法人教職員支援機構の「教員の資質向上のための研修プログラム開発支援事業」に採択されている。

③ 学習成果のフォローアップと地域への還元

修了生が学校や地域で引き続き実力を伸ばすことができるように、実務家教員や客員教員が学校に赴いて授業等の指導を行う「授業力向上フォローアップ事業」を実施している。さらに、教育フォーラムにおいて、実務家教員及び修了生によるパネルディスカッション、模擬授業及び授業研究を実施することで、教職大学院における学修成果を地域に発信・還元するとともに、修了生が大学院修了後も引き続き学べる機会を提供している。なお、「授業力向上フォローアップ事業」は、「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する取組状況について～ グッドプラクティスの共有と発信に向けた事例集～（平成 30 年 7 月）」に選出されている。

④ 点検・評価と FD 活動による教育の質保証

FD 委員会、学習達成度評価専門委員会、学習達成度評価委員会などの各種委員会が教育の状況を点検・評価して専攻会議に報告してきた。更に、平成 30 年度からは、教職実践開発専攻教育質保証・向上委員会を設置し、専攻全体としての教育の質を点検し必要に応じた改善が可能になるシステムを構築した。FD 活動については、教員対象の FD 研修会に加えて、院生・教員の対話形式での FD ワークショップを実施することにより、研究者教員と実務家教員は院生のニーズを直接的かつ対話的に知ること、また、院生は教員の教育的な意図を知ること、相互に影響を与え合いながらその後の教育や学修が効果的に展開される取組を行っている。

⑤ 教育委員会等との強い連携体制の構築

宮崎大学教職大学院・宮崎県教育庁連携協議会が恒常的に機能するような連携体制を構築し、この協議会での議論に基づき、学部卒業生が教員採用試験に合格した場合に、大学院での修学継続を本人が希望すれば、「名簿登載による 2 年間の採用延期」が認められるようになった。更に、平成 30 年度には、「教職実践開発専攻修了予定者を対象とした特別選考試験」についても、県との協議によって実現することができた。この特別選考試験には、宮崎大学教職大学院を修了予定で、本学教職大学院から推薦を受けた者のみが出願できる。出願者は

必要な書類を提出し、書類審査を受け特別選考の対象となった者は、第一次選考試験（筆記試験及び実技試験・リスニング）の代わりに論文及び面接による特別選考試験を受けることができる。本選考試験の導入検討にあたっては、平成 29 年度に教職大学院の研究者教員・みなし実務家教員に宮崎県教育委員会の人材育成担当者 2 名を含めた特別選考試験に係る準備 WG（ワーキンググループ）を立ち上げた。その検討プロセスでは、宮崎県教員育成協議会で示された「宮崎県の求める教職員像」や「宮崎県教員育成指標」に掲げる資質・能力等に基づいて推薦学生の選考基準に係る内規及び申し合わせの検討を行った。他にも、宮崎県教育委員会との人事交流によって派遣された実務家教員が、授業を担当するだけでなく、修了生及び在学生の学修成果を地域に発信・還元するために開催した教育フォーラムの実行委員長を務めたこともある。このように、連携協議会をはじめ多様な形態で、宮崎県教育委員会や宮崎県内の学校との連携を深めている。

以上のように、本学教職大学院は、宮崎県教育委員会との密接な連携により、質の高い教育を子どもたちに提供することのできる教員の輩出という機能を果たしてきた。すなわち、「学校・学級経営」「生徒指導・教育相談」「教育課程・学習開発」「教科領域教育実践開発」という 4 コースを設定することで共通必修 5 領域を網羅し、かつ、自分自身の得意分野を併せもつ高度な実践力を備えた新人教員、確かな教育理論と幅広い見識や高度な応用力を備えたスクールリーダーやミドルリーダーの養成を実現してきた。

3) 本学教職大学院を再編し、新たなコースを設置する必要性

本学教職大学院は設置以降、地域や社会に対して一定の役割や機能を果たしてきたと考えるが、設置後 10 年以上が経過し学校教育と教員をめぐる状況が大きく変化したことで、新たな課題に対応する必要性が高まってきたことも事実である。中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」(平成 27 年 12 月 21 日)においては、これからの時代の教員に求められる資質能力として、社会や環境の変化を的確につかみとり、選択・活用する能力や知識を有機的に結び付け構造化する力が挙げられている。また、学校を取り巻く課題は極めて多種多様で、一人の教員が全ての課題に対応することは困難な状況であるといった指摘もなされている。

宮崎県に目を移しても、「確かな学力の形成、体力の向上、いじめ・不登校等の生徒指導上の問題や特別な支援が必要な子どもの増加への対応など」(宮崎県・宮崎県教育委員会「第二次宮崎県教育振興基本計画(改定版)計画期間：平成 27 年度～平成 32 年度」)が喫緊の教育課題として挙げられている。また、教職員に「①専門的な指導力や社会人としての幅広い教養、②高い倫理観の涵養、③管理職及び将来、管理職を目指す人材のマネジメント能力の向上、④特別支援教育やキャリア教育の推進等、新たな教育課題への対応」(「教職員の資質向上実行プラン」平成 25 年 3 月 宮崎県教育委員会)などが求められている。

そこで本学教育学研究科は、教職大学院への一本化を目指して、「教職実践高度化コース」を標準コースとして中核に据え、「教科領域指導力高度化コース」と「特別支援教育コース」を本学の強みとして特出しする構造をもつ教職大学院に再編することとした。以下、各コースの設置の必要性についての詳細を述べた上で、教育学研究科再編の全体像について述べる。

ア. 教職実践高度化コース

平成 29 年 8 月の国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて—国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書—」においては、平成 29 年 11 月に教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会においてとりまとめられた「教職課程コアカリキュラム」に基づいた学部段階での教員養成カリキュラムと、教職大学院におけるカリキュラムとを接続させた 6 年間の教育課程カリキュラムの構築が求められている。

学部との一貫性ある教育の促進という観点では、本学教育学部は、平成 28 年度から学校教育課程のもとに小中一貫教育コース、教職実践基礎コース、発達支援教育コースの 3 つのコースを設置している。特に、教職実践基礎コースは、学校現場で起こる様々な問題に対して、教育学の理論をベースに、主体的・積極的に取り組んでいける専門性を持った教員の養成をめざし、教職大学院への進学を見据えた 6 年一貫教育を行う体制を組んでおり、学部の授業科目設計の段階から科目内容や担当教員などの面での接続を考慮し、連関したカリキュラムを組んでいる。

一方、宮崎県では、第二次宮崎県教育振興基本計画（改訂版：計画期間平成 27 年度～32 年度）において、「社会を生き抜く基盤を育む教育の推進」を支えるため、「魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実」のために「教職員の資質向上」を施策として掲げ、「優れた資質を備えた魅力ある人材を確保していくとともに、資質向上を図ることや、基盤となる学校の組織力を高めていく」必要性を明示している。特に、教職員に求められる資質としては、「子供に対する愛情と教育に対する情熱」、「分かりやすい授業を行い、子どもたちに確かな学力を育成するための授業力などの高い専門性」、「社会人としての幅広い教養と良識や倫理観」、「学校組織を運営する高いマネジメント力」等があげられており、こうした資質を向上していくために、(1)優れた人材の確保、(2)専門性や社会性向上のための取組の充実、(3)学校の組織力向上のための取組の充実、(4)能力を発揮できる環境の整備・充実といった 4 つの施策が掲げられている。さらに、このような施策を具体化していくための「教職員の資質向上実行プラン（改訂版：平成 29 年）」においては、「豊かな人間性と高い専門性を有する優れた人材の確保」のために、関係大学等とで構成する教員育成協議会における教員育成指標の策定、「専門性や社会性向上のための取組の充実」のために、大学・知事部局等への教職員派遣などによるミドルリーダーの育成、教育課題（「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえた授業づくり、特別の教科道徳、小学校英語やキャリア教育の推進等）への対応などが掲げられている。また、(3)学校の組織力向上のための取組を充実されるために、チームとしての学校づくりの推進を重点課題として掲げ、学校組織マネジメントや人材育成について高い意識をもち、学校が教育的課題解決に向けて組織として機能できるよう、リーダーシップを発揮することができるような管理職研修などの充実を図っている。

すなわち、これからの教員には、それぞれが教員としての得意分野を持ちつつも、それらを個別に活かす形での問題解決ではなく、各教員が身に付けている多様な得意分野を持ち寄り、それぞれの不得意分野を補いながら「チーム学校」として組織的に問題解決する資質能力が求められる。端的に言えば、それぞれの異なる得意分野を融合することで弱い分野をな

くし、チームとしての総合的な問題解決を可能とする「連携する力」とでもいうべきものが、これからの教員にとってはますます重要となってくる。その連携する力は、学校内での教職員間に留まるものではなく、問題解決のために必要な学校外の各種機関や地域との適切な連携までも可能とする力であることが望まれており、そのような力は「社会に開かれた教育課程」という新学習指導要領の理念を実現していくうえでも必要不可欠なものであると考える(図1)。また、そのような教職員の力量を学校が持てる資源として組織化するとともに、地域社会の有用な社会的資源と有機的に結び付けることで学校の問題解決力を高めていけるような学校組織をマネジメントする資質能力の養成も重要な課題となっている。



図1：宮崎大学大学院教育学研究科（教職大学院）が目指す教員の資質・能力像

このような資質能力の育成のためには、従来の各コースが育成してきた専門性をこれからも重視しつつも、個々の得意分野を生かしながら、総合的な問題解決のために進んで他の教員や外部の関係機関と連携できる資質能力の育成を図ることが必要となる。そのためには、専門性によって区分していた従来のコースを一部再編して一つのコースとし、各得意分野の力量形成とそれらの力を連携して生かす力を意図的・計画的に育成することが求められる。

そこで本学教職大学院は、地域や学校のニーズに対応しながら、学部教育と研究科の経営力、学習指導力、生徒指導力の力量形成の教育を連動させ、教育課程の編成・実施、教科等の実践的な指導方法、生徒指導・教育相談、学校経営、学級経営、学校教育と教員の在り方のすべての領域に係る高度の専門性とチームとしての実践力（コーディネート力）を育成するために、旧3（学校・学級経営、教育課程・学習開発、生徒指導・教育相談）コースを再編した「教職実践高度化コース」を提案する。本コースは、今日の学校教育を担う教員に求められる資質能力を育成する標準コースであり、基本的に学部学生はこのコースを目指す。特に学部・教職大学院の6年一貫教育体制を敷いている本学部教職実践基礎コースの学生は、この「教職実践高度化コース」で更なる力量形成を図ることとする。

イ. 教科領域指導力高度化コース

本学教職大学院は、これまでの10年以上にわたる教科の特質を踏まえた高度な授業力育成を目指した「教科領域教育実践開発コース」を運営してきたが、今回の改編にあたり、「教科領域指導力高度化コース」として再編する。本コースは、平成20年度の教職大学院設置当初から目指してきた児童生徒に確かな学力を身に付けさせる高度な実践力・応用力を備えた教員の育成を担うコースであり、本学教職大学院の強みと言えるものである。旧コース修了生からは、宮崎県教育委員会認定のスーパーティーチャーを輩出している実績もある。宮崎県においては、子どもたちの学力向上は継続的に重点課題とされており、第二次宮崎県教育振興基本計画（改訂版：計画期間平成27年度～32年度）において、「社会を生き抜く基盤を育む教育の推進」を支えるため、「確かな学力を育む教育の推進」のために(1)児童生徒の学力の把握、(2)児童生徒の学力向上、(3)教員の指導力向上を具体的施策として掲げ、みやざき小中学校学習状況調査の実施・結果分析や校内研究の充実（実質化）に取り組んできている。特に、教職員に求められる資質としては、「子供に対する愛情と教育に対する情熱」、分かりやすい授業を行い、子どもたちに確かな学力を育成するための授業力などの高い専門性」等があげられており、「教職員の資質向上実行プラン（改訂版：平成29年）」では「養成を担う大学との連携や教員採用選考の工夫・改善等により、豊かな人間性と高い専門性を有する優れた人材の確保を目指す」ことがうたわれ、本学教職大学院の教員を中心に、校内研修活性化やOJTの推進、教科の授業力向上のための大学・附属学校を活用した教員研修（宮崎県の公的研修に位置づいている）に宮崎県教育研修センターと連携する形で取り組んでいる。宮崎大学教職大学院として、これまでの連携を継続的・発展的に進め、未来を担う子供たちの学力向上という宮崎県の教育的課題にこたえていくためには、引き続き、教科の指導力を高度化するコースが必要であると考え。これまでの本コースでの学びの成果を宮崎県に還元するだけでなく、教科の高度な授業力育成を推進する先進的なモデルとしての役割を果たしていくことが本学の使命であると考え。これまでの「教科領域教育実践開発コース」は、設置した時期（平成20年度）に大きな教育的課題であった確かな学力の育成を担い得る高度な授業力を持つ教員の養成を目指し、教科の本質とその内容を踏まえた学力形成に寄与するより良い授業を作っていく「授業開発」の力量形成に関しては、コースの授業において重点的に行ってきた。今後は、生徒の実態を踏まえたより細かな授業分析・評価に基づく授業による「学習指導」の力量形成を行うための教育機会についても、これまでの教育実習の機会だけでなく、教育実習との有機的連動を工夫しつつ、コースの授業においてもより充実させていく方向が望ましいと判断した。別の表現をすれば、従来の「教科領域教育実践開発コース」の授業がどちらかというと授業開発と実践というPDCAサイクルのPDにやや重点が寄っていたのに対し、授業分析・評価・改善というCAの部分についても補強を行うことで、PDCAサイクルがバランスよく回せるようなトータルでの教科の指導力を伸ばしていけるような力量形成を目指すことである。したがって、教科教育の知見を基盤とし、従来の教育実習との有機的関連を充実させるなど、実際の学校現場をフィールドとした児童生徒に対する授業実践の実地的な観察・分析・検証・改善を意識し、授業開発・授業実践・授業分析・授業改善のPDCAサイクルを明確にした再編を行うこととし、「教科領域指導力高度化コース」として提案する。

ウ. 特別支援教育コース

本学教育学研究科においては、これまで特別支援教育に関する教育・研究は、学校教育支援専攻教育臨床心理専修特別支援教育領域（修士課程）において行ってきた。しかし、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の増加のみならず、通級指導教室で指導を受けている通常の学級に在籍する児童生徒も増加している現状を鑑み、本機能は教員養成機能をサポートするものから教員養成のコアとなる機能を果たすべき状況にある。そこで、今回の大学院再編では、修士課程の特別支援教育領域を本専攻特別支援教育コースとして再編し、今後も強く求められる特別支援教育に係る専門性・コーディネート力の育成を担うこととする。

宮崎県としても、第二次宮崎県教育振興基本計画（改訂版：計画期間平成27年度～32年度）において、「特別な支援が必要な子どもに対応した教育の推進」のために「特別支援学校教職員の専門的指導力の向上」の必要性を明示し、「特別支援学校教職員に求められるより高度な専門性に対応するため、医療、福祉等の外部専門家と連携しながら、医学や科学技術の進歩に対応した指導法や指導技術の習得、研究を推進し、専門的指導力の向上に努める」としている。また、「みやざき特別支援教育推進プラン」（宮崎県教育委員会、平成24年12月）においても、重要施策の一つに「確かな成長と可能性を追求する専門性の育成」を掲げ、「指導・支援を行う教職員の研修体制を整備・充実し、小・中・高等学校等や特別支援学校における実践的な指導力や高い専門性の向上を目指す」としている。

宮崎県の「特別支援学校」の教員採用試験は特別支援学校教諭免許状を有していることが受験資格になっているため、「特別支援学校教諭」の特別支援学校教諭免許状取得状況は比較的良好である。しかし、より高度な専門性を求める教員は少なくなく、確かな専門性を有することを示す根拠の一つとして特別支援学校教諭専修免許状は重要な要素であると言える。

以上のことから、宮崎県下で唯一特別支援教育の大学院教育の組織を有している宮崎大学は、教職大学院において特別支援教育に関する高度な専門性を有する教職員を養成するという国の方針及び宮崎県のニーズに応えねばならない。

さらに、宮崎県教育委員会は、平成24年に実施した「障がいのある子どもの教育に関するアンケート調査」（回答数7、170部）において、「発達障害のある児童生徒への適切な指導及び必要な支援」、「発達障害のある児童生徒の保護者との連携」、「校内支援体制の充実」が、小・中・高等学校の重要課題であると報告している。特別支援学校は、在籍児童生徒の教育だけでなく、地域の学校の特別支援教育に関する相談・助言・支援といった「センター的機能」を果たす役割も有している。したがって、特別支援学校教諭には、障害のある子どもに対する教育に関する知識や教育実践のノウハウを小・中学校等の教育システムに適合させるより高度の専門性と応用力が必要である。また、小・中学校等からの要請に応えるためには、関係機関との連絡・調整や特別支援教育体制充実に必要なコーディネート力も求められる。つまり、特別支援学校教諭には、担任する児童生徒に対する教育実践力のみならず、小・中学校や関係機関との協調・協働に必要なコンサルテーション力やコーディネート力といった資質向上も必要である。したがって、大学院教育においても、特別支援教育に強い関心をもつ大学院生同士の学び合いだけでなく、小・中学校教育に関心をもつ大学院生との共同学習を通して、小学校教育から特別支援学校までの教育に関する幅広い学修が必要である。

一方、「小・中学校の特別支援学級」の担当教諭の特別支援学校教諭免許状の取得状況は高いとは言えず、「特別支援教育資料（平成 28 年度）」では、特別支援学級担当教諭の特別支援学校教諭免許状保有率は 30%に留まっていると報告されている。特別支援学級に在籍する児童生徒やその保護者にとって、学級担任が特別支援教育の専門性を有しているかどうかは非常に重要な問題であり、学級担任の指導力に不安を感じたり、学校に対する不信感を募らせたりする原因の一つになりかねない。こういった現状の改善を図るためには、小・中学校の現職教員の学びの場の一つである教職大学院において特別支援教育に関する学修の機会を充実させる必要がある。

さらに特別支援学校教諭には小・中学校や関係機関との協調・協働に必要なコンサルテーション力やコーディネート力といった資質も求められている現状から言えば、本コースは教職大学院における学びに必須なものと言える。

以上のことから、本学学校教育支援専攻教育臨床心理専修特別支援教育領域の機能を教職実践開発専攻に移行し、「特別支援教育コース」を設置することで、修士課程の長所である、「より高度な専門性の充実を可能とする科目の設置や課題研究に取り組む教育課程と指導体制」を維持しつつ、「幅広い学修や、理論と実践を往還しながら教育実践力の向上を図る教育課程」の充実を図り、より高度の教員養成を可能とする大学院教育を目指す。

以上の通り、本学教育学研究科は、教職大学院への一本化を目指して、「教職実践高度化コース」を標準コースとして中核に据え、「教科領域指導力高度化コース」と「特別支援教育コース」を本学の強みとして特出しする構造をもつ教職大学院に再編する。なお、修士課程については、教育臨床心理専修特別支援教育分野は、特別支援教育コースとして教職大学院に移行し、教育心理学分野担当教員は、生徒指導・教育相談や教授・学習法に関する研究者教員であることから、教職大学院の教育・研究を担う教員としての審査を行ったうえで配置する。また、日本語支援教育専修がこれまで担ってきた人材養成機能については、全学センターへ機能移行する計画である（図 2）。

宮崎大学大学院教育学研究科再編(教職大学院の充実)の全体像

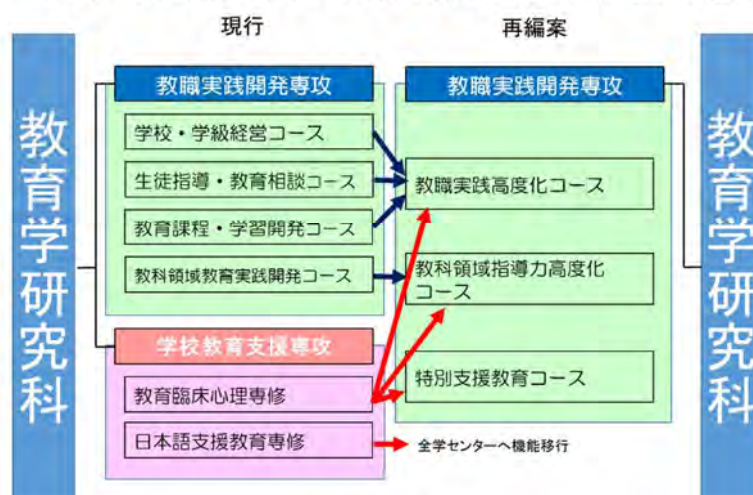


図 2：宮崎大学大学院教育学研究科再編の全体像

2 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

1) 研究科・専攻の名称

再編後の宮崎大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻（教職大学院）は、「教職実践高度化コース」、「教科領域指導力高度化コース」、「特別支援教育コース」の3コース構造となる。「教職実践開発専攻」の英訳名称及び当該名称とする理由は以下に示す通りである。

(1) 専攻の名称

教職実践開発専攻 (Professional Teacher Development Major)

(2) 学位の名称

教職修士 (専門職) (Master of Education (Profession))

(3) コースの名称

- ・教職実践高度化コース
- ・教科領域指導力高度化コース
- ・特別支援教育コース

本学教職大学院の使命は、今日の学校教育が抱えている諸課題への対応に必要となる高度の資質能力を有する教員の養成である。その使命を果たすために、3つのコースを置き、教育に関わる諸理論と実践を融合する形で教育を施すことのできる教育課程を編成している。すなわち「実践開発」と「連携する力」の育成を特に重視している。当該専攻の名称は、教職大学院制度に基づいていることが一見して理解でき、専攻全体の内容を適切に表している。また、各コースの名称も、今日の教育の諸課題に注目したコースであることを適切に表している。

3 教育課程の編成の考え方及び特色

1) ディプロマポリシーとカリキュラムポリシー

本専攻では、アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーを図3のように定める。すなわち、アドミッションポリシーに示すような「初等教育・中等教育または特別支援教育に関する基礎的・基本的資質を身につけ、教職に対する強い意欲を持つ人」、「教育現場の諸問題に対して深い関心を持ち、同僚や地域と連携して問題解決を行う熱意を持つ人」、「自らの得意分野を生かし、より高度の実践的指導力・展開力の修得を目指している人」、「教育者としての使命感を持ち、自ら学び続ける教師として、将来、学校や地域において指導的な役割を果たそうとする高い意識を持つ人」といった人材を求め、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力」を有する「実践的な指導力・展開力を備えた新人教員」や「地域や学校において指導的役割を果たし得るスクールリーダー」の養成に向けて体系的なカリキュラムに基づく教育を行い、修了判定を行う。

ディプロマポリシーでは、「教職としての高度の実践力・応用力を備え、地域に根ざす学校づくりの有力な一員となり得る新人教員」として、また、「地域や学校における指導的役割を果たし得る教員に必要な不可欠な確かな教育理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダー」として、深い学識及び卓越した能力を修得できていることが修了要件であることを示している。具体的には、教職を担うために必要とされる資質・能力の達成状況を「使命感・倫理観」「学校・学級経営」「子ども理解」「授業力」の4領域ごとに評価して、修了認定を行うこととしている。

このディプロマポリシーに示す「使命感・倫理観」「学校・学級経営」「子ども理解」「授業力」の4領域の資質・能力を身につけ、各自の関心領域における実践的指導力を伸ばすために、カリキュラムポリシーの「教育課程の編成の方針」に基づいて編成された教育課程にそって学習を進めていく。具体的には、「共通領域科目」及び「コース科目」を履修して、専門的な方法論と知識を体系的に養う。加えて「教育実習科目」の履修をとおして、教育理論と実践力・応用力の融合を図る。そして、「目標達成確認科目（課題研究レポートを含む）」において、ディプロマポリシーに示す各領域の資質・能力に関する各自の課題を「達成度評価指標（チェックリスト）」を用いて確認・形成を図り、その達成状況を再確認・評価する。なお、ディプロマポリシーに明記されている4領域の資質・能力と「共通領域科目」、「コース科目」、「教育実習科目」との関係性については、カリキュラムマトリックス表（資料1、資料2）に示すとおりである。

すべての授業や実習は、カリキュラムポリシーの「実施の方針」に即して展開される。すなわち、シラバスにおいて到達目標や評価基準を明確に示し、アクティブラーニングを積極的に取り入れた研究科教員と実務家教員の共同授業を実施する。また、大学院生の学習歴や教職経験等をふまえて授業形態や指導方法を工夫し、教育実習での学習との往還を図る。そして、成績評価基準に基づき厳格な評価を行うことで、大学院生は、教職実践に関わる専門的な方法論と知識を体系的に学び、高度の教育実践力を養うことができるようになる。

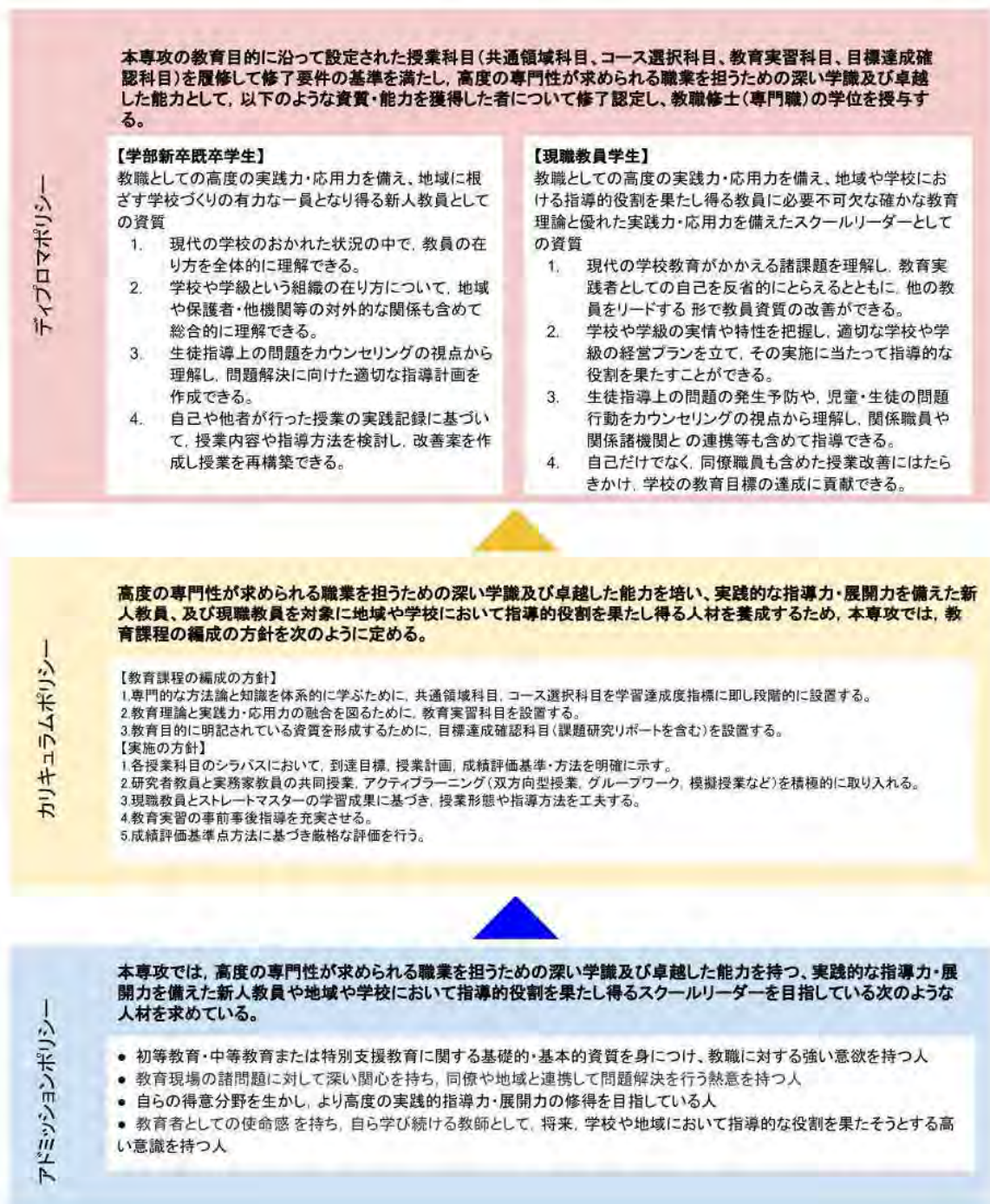


図3：教育学研究科のアドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー

2) 教育課程編成の考え方

コース再編後の教職実践開発専攻では、教員としての基礎的資質の上に得意分野を持ち、それぞれの学習歴に応じた理論の実践化・応用化が図れるように教育課程を編成している。具体的には、表1に示すような教育課程を編成している。

教員としての基礎的・基本的な資質能力の向上に必要な学修領域・内容を全ての学生が履修

できるように、「共通領域科目」14科目（この中から5領域10科目20単位必修）を設ける。また、各学生の得意分野を形成し、より高いレベルの学修を保証するために、それぞれのコースの特徴に即した「コース必修及び選択科目」を開設する。なお、共通領域科目には、特別支援教育コース設置に伴う選択必修科目を新たに開設し、再編する教職実践高度化コースには、修士課程教育臨床心理領域が提供してきた内容を教職実践開発専攻での学びに生かせるように修正した科目として新設する。さらに、「自由選択科目」の科目区分を設置して、各学生の学びの関心に即したより一層の深い学修を促す。

教職大学院での学びにおいて最も重要な科目である「教育実習科目」は、「学校における実習」と「その他の実習（インターンシップ）」の2種類に分けて設定する。「学校における実習」（必修10単位）は、共通領域科目及びコース必修・選択科目、自由選択科目で学ぶ理論を実践力・応用力に転化する力の修得をねらいとしている。「その他の実習（インターンシップ）」は、「学校における実習」において修得した教育理論等をより確実にし、質の向上を図ることをねらいとしている。なお、教育実習は、現職教員等学生を対象としたもの、現職管理職学生を対象としたもの、学部卒学生を対象としたものの3種類に分けて設定し、それぞれの学習歴に応じた力量の形成が図れるようにする。

共通領域科目、コース必修・選択科目及び教育実習科目を通じて、教職実践開発専攻でねらう資質能力が形成されているかを検証するための「目標達成確認科目」（2単位）も2種類（現職教員等学生と学部卒学生）を設定する。

表1：教育課程とその主なねらい

科目区分		主なねらい
共通領域科目（5領域）		教員としての基礎的・基本的な資質能力を向上させる。
コース必修及び 選択科目		各学生の得意分野を形成し、より高度の専門性向上を促す。
自由選択科目		各学生の学びの関心に即したより一層の深い学修を促す。
教育実習科目	学校における実習	共通領域科目やコース必修・選択科目等で学んだ理論や知識を実践力・応用力に転化する力を育成する。
	その他の実習	「学校における実習」において修得した教育理論等をより確実にし、質の向上を図る。
目標達成確認科目		共通領域科目、コース必修・選択科目、教育実習科目を通じて、本専攻がねらいとする資質能力が形成されているかを検証する。

教育界との連携については、平成21年に宮崎大学教職大学院・宮崎県教育庁連携協議会を設立し、現職教員の派遣や修了生への処遇等について協議してきた。この協議会での議論に基づき、採用試験に合格した本学大学院入学生の名簿搭載による2年間の採用延期や本学大学院修了予定者を対象とする採用試験特別選考の実施を実現させてきた。また修了認定のための学習達

成度の評価については、外部評価者として宮崎県教育委員会、宮崎市教育委員会及び連携協力校の代表が加わった教育研究科教職実践開発専攻学習達成度評価委員会を設置し、教職大学院教員による評価の妥当性について検証するという連携体制を整備している。さらに平成 27 年度からは宮崎県教育庁学校政策課担当職員による宮崎県教育委員会派遣現職大学院生を対象とする面談が実施され、教職実践開発専攻長も同席している。以上のように、これまでも宮崎大学教職大学院と宮崎県教育委員会は、密接な連携をとり、協議の結果を教育活動の改善につなげてきた。

平成 31 年 1 月 28 日に開催された平成 30 年度宮崎大学教職大学院・宮崎県教育庁連携協議会において、宮崎大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻教育課程連携協議会の設置が認められ、今後はこの教育課程連携協議会での議論を教育課程の改善につなげていくこととなった。教育課程連携協議会での議論の結果は、教育学研究科長に提案され、教職実践開発専攻教育質保証・向上委員会に伝えられる。教育質保証・向上委員会は、学習指導要領の改訂や文部科学省の省令、告示、通達、あるいは宮崎県教育委員会が本学教職実践開発専攻に求める方向性、附属学校や連携協力校からの改善意見等を総合し、地域が求める高度な実践力・応用力を持つ教員の養成のための教育課程改善を図るため、次年度以降の教育質保証・向上方針を策定する。方針策定後は、同方針に基づくカリキュラム改善計画をカリキュラム委員会で作成し、授業担当や関連する委員会に改善要求がなされる（図 4）。このことにより、教育現場のニーズに対応して、科目構成や授業内容の改善、あるいは委員会活動によって学生の学びを支援していく。

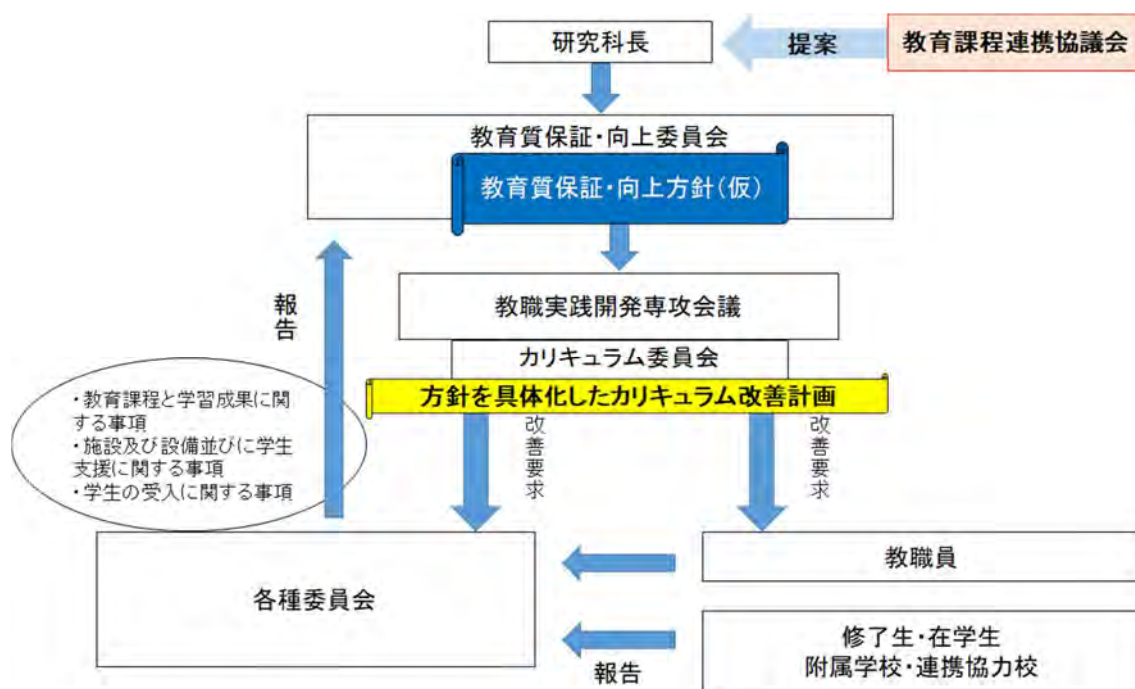


図 4 : 教育質保証・向上システムに則ったカリキュラム改善の流れ

3)「共通領域科目」の概要と特色

学校教育に関する高度な学識や実践力・応用力を身に付け、学校が抱える教育課題に組織的に対応できる新人教員、指導的な役割を果たすことのできるミドルリーダーやチーム学校として組織的な解決を図るためのマネジメント力を備えたスクールリーダーとなり得る人材を養成するために、全コースの学生が共通領域科目に設定された5領域を広く学ぶことができるようにしている。広い視野に立った学修を保証するとともに、それぞれの学びを個人の中で結び付け、チームとして力を融合・連携させる資質能力を形成するために、特に以下の3点に配慮している。

- 各科目は、研究者教員と実務家教員を配置することで両者の協働による理論と実践の融合を図る内容とし、かつ実習科目とも連動させて理論と実践の往還が可能となるようにしている。
- 各科目は、学生の学習歴や実務歴の違いに対応した学習過程を組織し、他者との関係の中で持てる力量を発揮し、チームの一員として貢献していけるように配慮している。
- 各科目は、学びの主体である学生が設定するテーマを尊重しながら、ディスカッション、ディベート、事例研究、フィールドワーク、ロールプレイング、授業観察及び模擬授業などの様々なアクティブラーニングの手法を取り入れ主体的学びを促すように配慮している。

4)「コース科目」の概要と特色

コース別科目は、共通領域科目における基礎的な資質能力形成を基盤としながら、これからの学校教育を担う教員に求められる「知識や能力を有機的に結びつけ構造化する力」、「チーム学校の一員としての力」等の形成が多様なアプローチで達成されるよう、以下のように設定している。さらに高度の授業力や特別支援教育に係る高度な力量形成のためのコース科目も設定している。次に各コースの「コース科目」の概要と特徴を示す。

<教職実践高度化コース>

教職実践高度化コースのコース必修・選択科目は、3つの分野から学生自身がどの分野を中核として学ぶかを選択し、学生それぞれの学習歴・実務歴に合った学びのプロセス構築が可能になっている。各分野に関する教育理論を学修するとともに、学校現場での事例分析等、理論を活用した具体的な実践の意義づけとそれを踏まえた実践プランの再構築といった、理論と実践の往還を可能とする自立的・共同的な成長する教員としての資質・能力の修得を目指した科目を取り入れている。また、教育行政・学校経営分野には管理職養成を担う科目を設定しており、基本的には県教委派遣の管理職（教頭職）に合わせた内容となっているが、現職教員のキャリア形成として、履修相談によって教諭による履修にも可能性を開いている（図5）。

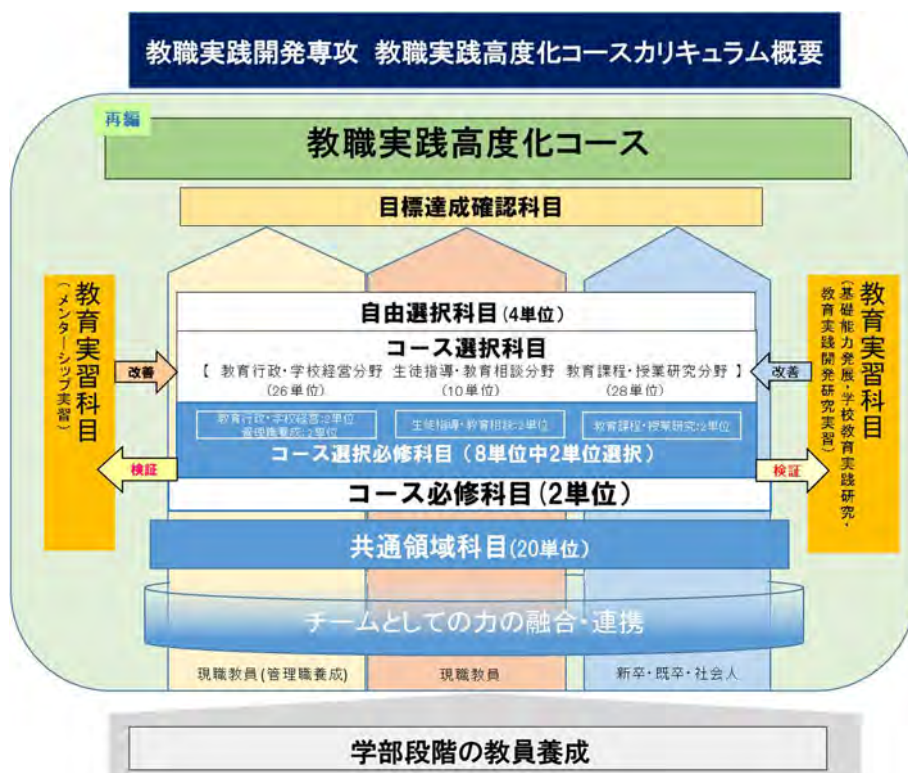


図5：教職実践高度化コースカリキュラム概要

<教科領域指導力高度化コース>

教科領域指導力高度化コースのコース必修・選択科目は、「教育実習科目」との連動による指導力の改善・検証のみならず、学校現場をフィールドとした実地的・実践的な学びを通じた教科領域の教育に関する指導力の高度化が可能な設定になっている。教育内容の分析、教材開発、授業計画の作成と実践後の省察等、すべての教科授業の基礎となる高度な実践的思考力の形成を図るため、教科横断型3科目6単位のコース必修科目を設定している。また各院生が得意とする教科領域におけるより専門性の高い教育内容開発のために、言語教育系・理数教育系・社会認識教育系・芸術教育系・スポーツ／生活科学教育系の5領域において多様なコース選択科目を設置している（図6）。今回のコース再編においては、これまでの教科領域のコースの理念を基盤としたカリキュラム編成を基本としつつ、より児童生徒の実態を踏まえた授業実践・分析・評価・改善といった実地的な授業方法を手厚くする授業科目改善を行う。したがって、科目名称などは基本的に従来のものを活かしつつ、15回にわたる授業の授業形態や指導方法レベルでの見直し・改善を図ることで、コース再編の目的の達成を目指す。

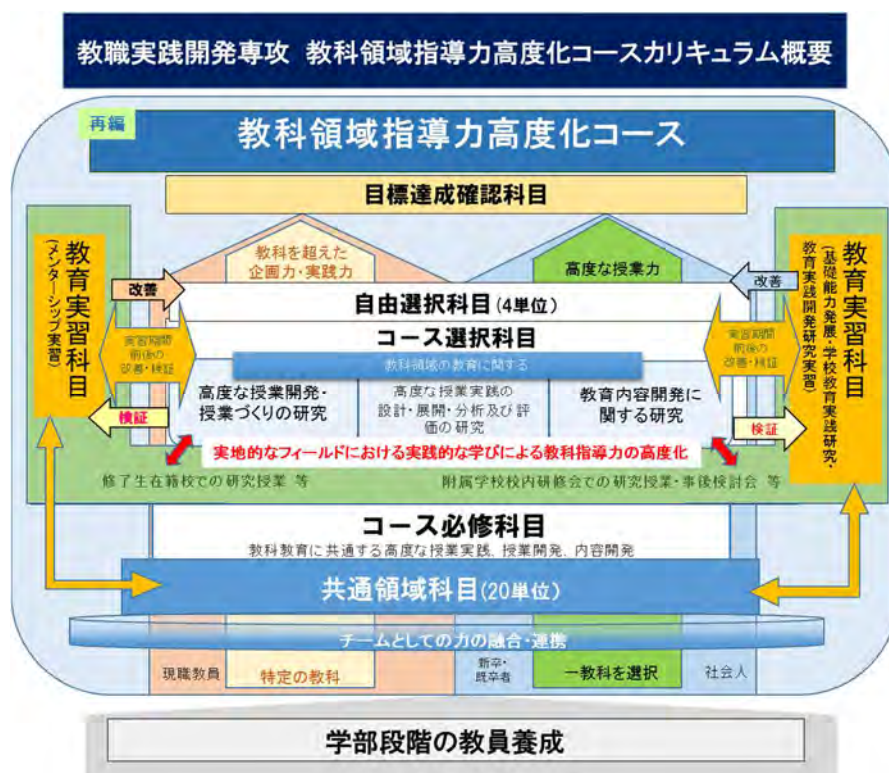


図6：教科領域指導力高度化コースカリキュラム概要

<特別支援教育コース>

特別支援教育コースのコース科目は、宮崎県の重点教育課題でもある「特別支援学校教員の専門的指導力の向上」を目指して、「医療、福祉等の外部専門家と連携しながら、医学や科学技術の進歩に対応した指導法や指導技術の習得、研究を推進する」ことが可能となるように科目設計している。具体的には、児童生徒の実態把握に不可欠なアセスメント技法や特別支援学校の教育課程を編成し、教育目標に即して各授業を構成・展開する力を実践的に習得できるように、アクティブラーニングを積極的に取り入れた授業構成とする。また、「障害のある子どもの事例研究法」や「特別支援教育実践研究」等では、教育実践研究の方法論を身につけ、教育実践研究の論文や資料の読解力の向上を図る。そして、コース科目で習得した理論や技法を2年次の教育実習や研究課題の追求に活用することで、理論や根拠に基づく高度の教育実践力を培い、学校現場での校内研修や実践研究の担い手としての力量形成を図る。

さらに、「特別支援学校のキャリア教育と進路指導」や「特別支援教育の家族支援論」では、本学教育学部と連携協定を締結している宮崎市自立支援協議会等と連携しながら、福祉・労働などの関係機関との連携・協働という観点からも特別支援教育についての学びを深める。特に、「特別支援教育コーディネーター論」では、障害のある児童生徒の診療拠点である国立病院機構宮崎東病院や宮崎県発達障害者支援センター等と連携して「多職種連携」について理解を深め、そこでの学習内容を教育実習（コーディネーター実習）に反映させることで校内支援体制の構築やセンター的機能の充実に資する力量を形成する（図7）。

なお、指定された科目の単位修得により特別支援学校教諭専修免許状が取得可能であり、「特別支援教育士」（一般社団法人特別支援教育士資格認定協会）の資格取得に必要な講義ポイント全30ポイントのうち10ポイントを取得することも可能になっている。

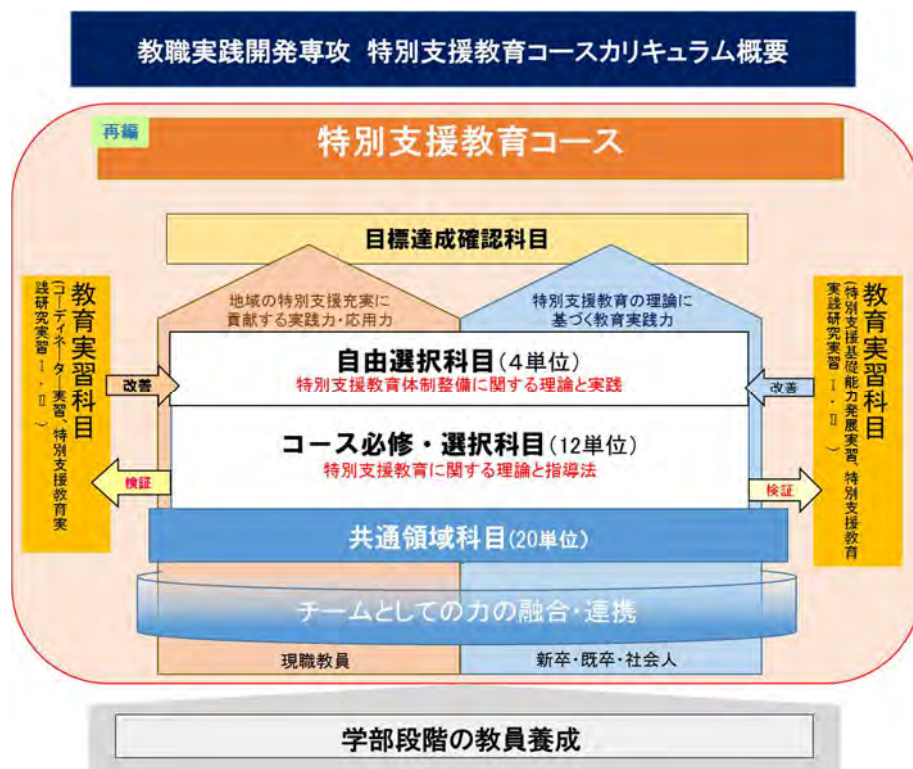


図7：特別支援教育コースカリキュラム概要

5)「教育実習科目」の概要と特色

教育実習は、学部新卒・既卒学生、現職教員学生それぞれが共通領域科目及びコース別必修・選択科目で修得した確かな教育理論を実践力・応用力に転化する力の修得をねらいとしている（表2-1・表2-2）。

○学校における実習

教育実習科目「学校における実習」は、主に学部新卒既卒学生を対象とする「基礎能力発展実習」、「特別支援基礎能力発展実習」、「学校教育実践研究実習」、「教育実践開発研究実習」及び「特別支援教育実践研究実習Ⅰ・Ⅱ」と現職教員学生を対象とする「メンターシップ実習」、「コーディネーター実習」、「特別支援教育実践研究実習Ⅰ・Ⅱ」、現職管理職学生を対象とする「学校教育高度化実践研究実習」、「教育実践高度化開発研究実習」、「マネジメント実習」に大別される。

「基礎能力発展実習」と「特別支援基礎能力発展実習」は、学部段階で修得した基礎的・基本的能力をより高度なレベルに高めるために設定されている。「学校教育実践研究実習」は学校組織の一員として必要な知識や実践的能力を、「教育実践開発研究実習」は得意分野の形成をねらいとしている。

「メンターシップ実習」は、学部学生や学部新卒既卒学生の教育実習に同行して大学教員の指導のもと新人教員を指導する力量形成をねらいとしている。「コーディネーター実習」は、現職教員として培ってきた教育実践力を基盤としながら、地域の学校等に対する特別支援学校のセンター的機能の充実に資する力量を形成することをねらいとしている。

「特別支援教育実践研究実習Ⅰ」は、これまでの大学院での学修を基盤としながら各自の研究課題に取り組むことを通して、力量ある新人教員・中堅教員に求められる能力・資質の向上を図ることをねらいとしている。「特別支援教育実践研究実習Ⅱ」は、「特別支援教育実践研究実習Ⅰ」での各自の研究課題を発展させることを通して、力量ある教員に求められる能力・資質の向上と定着をねらいとしている。

「学校教育高度化実践研究実習」は、学校管理職として必要な知識や実践的能力を所属校における実践実習を通じて身に付けることをねらいとしている。「教育実践高度化開発研究実習」はこれまでの大学院での学修を基盤としながら「学校教育高度化実践研究実習」での各自の研究課題を発展させることを通して、力量ある管理職に求められる資質・能力の向上をねらいとしている。「マネジメント実習」は、これまでの大学院での学修（実習を含む）の成果を所属校でのマネジメントという実践場面でフィードバックすることで、管理職に求められる高度な資質・能力のさらなる向上と定着をねらいとしている。

○その他の実習

「インターンシップ実習」は、教職実践開発専攻の「その他の実習」科目として、次の2つの科目を設ける。1つは、一定の教職経験を有する現職教員学生を対象とする実習科目「インターンシップ実習Ⅰ」であり、スクールリーダー（中核的中堅教員）としての資質をより確かなものにするをねらいとしている。他の1つは、学部新卒既卒学生や一定期間の社会人経験を有する大学卒業学生（社会人経験学生）を対象とする実習科目「インターンシップ実習Ⅱ」であり、附属学校や連携協力校等で修得した学校づくりの有力な一員となりうる

新人教員として資質をより確かなものにすることをねらいとしている。

表 2-1 : 実習科目と単位 (学部新卒既卒学生や現職教員学生)

対象学生 実習区分		教職実践高度化コース 教科領域指導力高度化コース		特別支援教育コース	
		<ul style="list-style-type: none"> 学部新卒既卒学生 社会人経験学生 教育経験6年未満の現職教員学生 	教育経験6年以上の現職教員学生	<ul style="list-style-type: none"> 学部新卒既卒学生 社会人経験学生 	現職教員学生
教育実習	学校における実習	<ul style="list-style-type: none"> 基礎能力発展実習 (3単位) (必修) 	<ul style="list-style-type: none"> 基礎能力発展実習 (3単位) (必修) 	特別支援教育基礎能力発展実習 (3単位) (必修)	コーディネーター実習 (3単位) (必修)
		<ul style="list-style-type: none"> 学校教育実践研究実習 (3単位) (必修) 教育実践開発研究実習 (4単位) (必修) 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育実践研究実習 (3単位) (必修) メンターシップ実習 (4単位) (必修) 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育実践研究実習 I (3単位) (必修) 特別支援教育実践研究実習 II (4単位) (必修) 	
	その他の実習	<ul style="list-style-type: none"> インターンシップ実習 I (1単位) (選択) インターンシップ実習 II (1単位) (選択) 			

表 2-2 : 実習科目と単位 (現職管理職学生)

対象学生 実習区分		教職実践高度化コース (現職管理職学生)
教育実習	学校における実習	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育高度化実践研究実習 (3単位) (必修) 教育実践高度化開発研究実習 (3単位) (必修) マネジメント実習 (4単位) (必修)
	その他の実習	<ul style="list-style-type: none"> インターンシップ実習 I (1単位) (選択) インターンシップ実習 II (1単位) (選択)

以上のように多様な教育実習を組織して、学生の取得予定免許種や、学習歴・実務歴に応じた形態で理論と実践の融合・往還を図る。

1年次の9月に行う「基礎能力発展実習」「特別支援基礎能力発展実習」（ストレート院生等）並びに「メンターシップ実習」「コーディネーター実習」（現職院生等）においては、教科・領域の授業や学級担任業務、生徒指導等を行うことになるため、実習に向けた資質・能力の高度化を図るための授業を実習前の前期に配置している（「教科学習の構成と展開・評価と課題」「生徒指導の実践と課題」「学級経営の実践と課題」「子どもの学びと教育課程経営」「障害児アセスメントと個別の指導計画」など）。実習後には、4領域（「使命感・倫理観」「学校・学級経営」「子ども理解」「教科等の指導」）を観点とした指導教員による事後指導を義務付けることで実習全般の省察を行う（指導教員は「基礎能力発展実習事後指導報告書」とともに、各学生が得意領域として目指しているコース・分野の必修・選択科目において実習での成果や課題を意図的に扱うことで、教員としての力量形成をはかる。

2年次前期に実施される「学校教育実践研究実習」「特別支援教育実践研究実習Ⅰ」では、「基礎能力発展実習」「特別支援基礎能力発展実習」において修得した力量のある新人教員に求められる使命感・倫理観、学級経営能力、子ども理解力及び教科等の指導力を基礎として、学校組織の一員として力量のある新人教員に求められる能力・資質及び幅広い知見を修得することを目的としている。このため事前に共通領域科目「学校改善とカリキュラムマネジメント」「学校カウンセリングの実践と課題」「学校経営の実践と課題」を通して学校組織の一員として協働するための基礎的な知識を修得しておくことが求められる。また、2年次後期に実施される「教育実践開発研究実習」「特別支援教育実践研究実習Ⅱ」では、これに加えて個人として得意分野に関するより高度な能力の修得及び幅広い知見を修得することを目的としている。このため目標達成科目において得意分野を形成にするために取り組んでいる課題研究テーマが授業等を通して検証できるレベルに具体化され、準備が整えられていなければならない。教育実習を通して発見された課題とその解決状況については、目標達成科目において課題研究レポートとしてまとめられる。

1年次前期に開講される「学校教育高度化実践研究実習」では、ミドルリーダーとして必要な教育実践の知識と能力を所属校での実践を通じて修得する。2年次前期に開講される「教育実践高度化開発研究実習」では、教職大学院で学修した教育実践に関する知識と技能を基に、ミドルリーダーとして求められる資質・能力の向上をねらいとする。2年次後期に開講される「マネジメント実習」では、教職大学院で学修したマネジメントに関する知識と能力を所属校での実践を通じてフィードバックする。所属校での実践で得た具体的な反応や結果を基に、さらなる改善の方途を検討することで、スクールリーダーに必要な資質・能力を高める。

各実習前には、事前指導を通して各教育実習の趣旨と目的について確認する。また終了後には、指導教員による事後指導を通して教育実習中の学びについて省察を促す。事後指導の内容については、指導教員により事後指導報告書として記録される。

6) 「目標達成確認科目」の概要と特色

目標達成確認科目については、共通領域科目、コース必修・選択科目及び教育実習科目を通じて、教職実践開発専攻でねらう資質能力が確実に形成されたかを検証するために、現職教員

等学生を対象とした「教職総合研究Ⅰ」・「同Ⅰ（特別支援教育）」と学部新卒・既卒学生等を対象とした「教職総合研究Ⅱ」・「同Ⅱ（特別支援教育）」を設定し、その評価については研究者・実務家教員代表、県・市教委代表、連携協力校代表で構成される「学習達成度評価委員会」で行う。評価にあたって学生は定期的に領域（使命感・倫理観、学校・学級経営、子ども理解、授業力等）別にポートフォリオを作成し、達成度評価指標に基づくチェックリストによる自己評価を行う。指導教員は、このポートフォリオ、チェックリストをもとに学生の研究課題の進捗状況を点検する。その上で学外者を含めた「学習達成度評価委員会」に諮られ、学校教育における教育研究の中核となり得る資質能力が形成されているかの客観的な評価が行われる。

4 教員組織の編成の考え方及び特色

1) 教職実践開発専攻の教員配置及び実務家教員と研究者教員の配置の比率についての考え方

今回の本専攻のコース再編により、「教職実践高度化コース」、「教科領域指導力高度化コース」、「特別支援教育コース」の3コース体制、収容定員を40名とする。本専攻に特別支援教育コースを含めたため、「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件の一部を改正する告示（平成26年11月7日公布）」に基づくと、本専攻の必置専任教員数は13名であり、そのうち4割以上（6名）を実務家教員とすることになる。本専攻の再編計画では上記のように「児童生徒の学力向上」に関わる諸課題に適切に対応する能力を育成することをねらいとした「教科領域指導力高度化コース」を設置する。そのため、教科教育を専門とする教員の充実配置が必要であると考え、設置審査基準に定められている6名の実務家教員と7名の研究者教員の合計13名に、7名の研究者教員を加えた計20名（研究者教員14名、実務家教員6名）の専任教員を配置する。

研究者教員は、14名中5名が学校教員の経験を有しており、教員経験のない教員であっても全教員が、学校現場における実践研究が含まれる研究業績を有しており、実践探究と学問探究の両方に軸足を置く教員を配置している。実務家教員6名のうち3名は宮崎県からの交流人事による教員、残りの3名が学校長や教育行政を経験したみなし専任教員であり、いずれも小学校・中学校・特別支援学校それぞれの実務経験を有している。

また、再編後の専任教員でもあり、現行の本専攻の専任教員20名は、在学生への教育だけでなく、教職大学院修了生の授業力アップや勤務校の課題解決等に協働的に取り組む「授業力向上フォローアップ事業」にも参画している。本事業は、研究者教員・実務家教員が修了生の勤務校での授業を観察し、授業力全般についての指導・助言等を通じて、学校現場での課題を踏まえた修了生の指導力向上を図る取組である。近年では、当該校の他の教員も修了生の授業を参観し、本専攻の専任教員による指導・助言などが行われる事後検討会にも参加するなど、勤務校側が本事業を全教職員にとっての研修の場として積極的に活用する事例もある。すなわち、再編後の本専攻には、「児童生徒の学力向上」をはじめとする宮崎県の学校現場が抱える課題解決に寄与できる人材を配置していると言える。このほか、51名の教員が兼任教員として本専攻の開設科目を担当することで、本専攻におけるより丁寧な学生指導が可能となる。

2) 各コースの教員配置の考え方

配置される教員の資格・審査基準については、「宮崎大学大学院教育学研究科担当教員の資格・審査基準に関する内規」（資料3）及び「宮崎大学大学院教育学研究科担当実務家教員の資格・審査基準に関する内規」（資料4）に定められている。その基準に則り「宮崎大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻（専門職学位課程）教員資格審査規程」（資料5）による教員の採用及び昇任の資格審査が行われている。

各コースに配置される教員数は、表3に示すとおり「教職実践高度化コース」に専任7名、兼担9名。「教科領域指導力高度化コース」に専任11名、兼担39名。「特別支援教育コース」に専任2名、兼担3名である。

表 3 : 担当教員数内訳

コース	担当教員の類型			
	専任教員			兼任教員
	研究者教員	実務家教員	実務家教員 (みなし専任)	
教職実践高度化 コース	4	2	1	9
教科領域指導力 高度化コース	9	1	1	39
特別支援教育 コース	1	0	1	3
計	14	3	3	51
	20			

(単位：人)

「教職実践高度化コース」では、3分野 31 科目を開設し、研究者教員と実務家教員の比率は 4 : 3 と、研究者教員の専門性と実務家教員の優れた知識・経験を活かし、教職大学院の教育原理である「理論と実践の融合」が実現できるような教員配置になっている。さらに、9名の兼任教員として、学校教員経験や学校現場をフィールドとした実践研究の研究業績を有する研究者教員が本専攻の指導に加わることから、「理論的根拠に基づく高度の教育実践力の育成」の実現に向けた教育のより一層の充実が図られることになる。

「教科領域指導力高度化コース」では、コース必修 3 科目を含めた 50 科目を開設し、研究者教員と実務家教員の比率は、ほぼ 5 : 1 である。本コースは、得意とする教科を有しながら、教科横断的に児童生徒の学力向上を図る資質能力の向上をねらいとしていることから、教科を 5 つの系に括り、基本的に一つの系に 2 名の研究者教員が共同で学生を指導する配置になっている。さらに、39 名の兼任教員として、学校教員経験や学校現場をフィールドとした実践研究の研究業績を有する研究者教員が本専攻の指導に加わることから、「教科に関わる学力向上を可能とする、理論的根拠に基づく高度の授業力の育成」の実現に向けた教育のより一層の充実が図られることになる。実務家教員の 2 名は、それぞれ小学校と中学校の校種に分かれてコース科目と実習科目の指導を行う。なお、本コースの実務家教員の 2 名は、附属学校での実務経験を有しており、附属学校における実習においても円滑な対応が可能になっている。

「特別支援教育コース」では、3分野 10 科目を開設し、研究者教員と実務家教員の比率は 1 : 1 である。特別支援教育における教育課程編成・実施、指導方法、学校・学級経営分野の教育に対応できる実績を持った研究者教員（教授）1 名と実務家教員（客員教授）1 名に加えて、学校教員経験や学校現場をフィールドとした実践研究の研究業績を有する研究者教員を 3 名兼任教員として配置し、1 科目につき 2 名以上の複数担当で指導にあたることで、理論と実践のバランスの取れた指導が可能になっている。

3) 各授業科目に応じ、実務の専門的見識・経験をもとに、知見を理論化し適切に教授できる実務家教員の配置（どのような考えに基づき、どのような実務能力の者を配置したのか）

「教職実践高度化コース」には、実務家教員（准教授）2名と実務家教員（みなし）1名を配置している。実務家教員（准教授）は、主に「教育課程・授業研究」分野と「生徒指導・教育相談」分野を担当する者として配置した。実務家教員（准教授）の1名は、中学校と公立施設における指導経験を有しており、学校と博物館等との連携構築を行ってきた実績がある。また県の教育研修センターでは課題別研修担当として教員研修の企画・運営や改善に寄与してきた。これらの幅広い見識・経験をもとに、教育課程の編成についての方法論や教科・領域を横断する広い視野からの教育実践指導能力を有する者と考え配置した。また子どもの主体的活動を促す教材研究について論文執筆をしたり、学校と博物館の連携について学会発表及び共著論文を発表するなど、これまで蓄積してきた実践内容を理論化する能力もあり、理論と実践の融合を促す人員と考えた。もう1名は、生徒指導主事を通算9年間務め、地域とのつながりを重視した先見的な視野で任務を果たしてきた。また教育行政職に転じてからは、指導主事として初任者研修等で講義を行ったり、いじめ防止基本方針の策定に取り組んできた。これらの幅広い見識・経験をもとに、生徒指導・教育相談に係る教育実践指導能力を有する者と考え配置した。

実務家教員（みなし）の1名については、教育行政における主幹・副主幹、教育次長等を経験しており、さらに県教育研修センター所長の職を務めてきた。これらの見識・経験をもとに、教育実習や課題研究の指導能力を有する者と考え配置した。

「教科領域指導力高度化コース」には、実務家教員（准教授）1名と実務家教員（みなし）1名を配置している。実務家教員（准教授）1名については、公立小学校及び附属小学校における教育・指導経験をもち、教育行政に関しては社会教育主事を務め専門的な指導・助言を行ってきている。また、市の教育研究所研究員や県の小学校教育研究会の常任理事を務めるなど、各教科教育に関する指導・助言を行ってきており、これらの幅広い見識・経験をもとに、各教育系に係る授業の実践研究・開発について指導できる者と考え配置した。実務家教員（みなし）の1名については、実務家教員（みなし）の1名は、公立小学校及び附属小学校での指導経験を有するとともに、教育委員会指導主事及び博物館館長としての実績も持っている。このことから学校組織と行政に関する経験に基づく高い見識と、教科に関する高度な授業実践・内容開発に関する指導ができる者と考え配置した。学校組織と行政を広く俯瞰してきた立場から、教科教育に共通する高度な授業実践・開発について教育実践指導能力を有する者と考え配置した。

「特別支援教育コース」には、実務家教員（みなし）1名を配置している。本教員は、養護学校や支援学校における教諭経験並びに校長経験を有しており、教育行政においては特別支援教育室副主幹、室長として管理業務を行ってきている。養護学校に勤務していた際には国立特殊教育総合研究所から研究協力者としての依頼を受け研究に携わったり、その研究成果を論文に発表したりしてきた。また支援学校に勤務していた際には文部科学省委託事業を受け、特別支援教育に関する教育課程編成の実践研究も行ってきた。これらの幅広い実務・経験及び研究能力をもとに、特別支援教育に係る教育実践指導能力を有する者と考え配置した。

4) 既設学部等の教員を転籍させる場合の当該学部等の教育研究水準の維持・向上方策

本専攻の特別支援教育コースに新たに専任教員として配置される教員は、教育学部の授業も継続して行い、学校教育支援専攻（修士課程）の授業科目も当該専攻が廃止されるまで担当することから、転籍に伴う問題は生じないと考えられる。なお、教育学部・教育学研究科の全ての教員は、学部長と研究科長が中心となり、教員の負担状況を管理することとなっている。また、教職大学院のFD委員会が共通領域の全科目について毎年学生アンケートを行い、その調査結果について学期ごとに全教員がFD研修会で議論し、授業やシラバスの改善を積み重ねてきたこれまでの流れを新たな担当教員にも理解を求め、現在のカリキュラム構成の基本的な考え方や研究者教員と実務家教員の共同による授業運営の実践的方法について身に付けられるようなFD研修会を計画するなど、学部及び本専攻の教育の質を確保できる体制を整えている。

5) 教員組織の年齢構成と定年に関する学内規則の関係

完成年度における専任教員 20 名の年齢構成は、40 歳代が 7 名、50 歳代が 8 名、60 歳代が 5 名である。このうち、65 歳となるみなし実務家教員が 1 名いるが、この 1 名については、非常勤講師のため、国立大学法人宮崎大学非常勤職員就業規則第 12 条の 2 により定年は 70 歳と規定されているため、開設後も教育研究水準の維持に支障はない。

また、完成年度以降も教育研究水準の維持、向上及び教育研究の活性化のため適切な年齢構成となるよう戦略的・計画的な人事を計画的に行っていく。

6) 教職大学院の専任教員が教職大学院設置後に担当する学内の学部・大学院の科目一覧

本教職大学院の専任教員が教職大学院設置後に担当する学内の学部の科目（修士課程は廃止となるため、学部の授業科目のみ）については、表 4 に示すとおりである。

表 4：専任教員の学部授業担当科目

区 分		氏 名	職 種	学部授業担当科目	単 位 数	担 当 単 位 数
専任	研究者	幸 秀樹	教 授	図工科教育法 I	1	0.5
				図工科教育法 II	1	0.5
				美術科教育法 I	2	2
				美術科教育実践研究	2	0.6
				小中一貫授業研究(美術)	2	1
				小中一貫教育の理論と実践	2	0.13
専任	研究者	菅 裕	教 授	初等音楽科教育法 I	1	0.5
				初等音楽科教育法 II	1	0.5
				中等音楽科教育法 I	2	1
				中等音楽科教育法 II	2	1

				中等音楽科教育法Ⅲ	2	1
				音楽科教育法基礎	2	0.4
				音楽科教育実践研究	2	0.4
				小中一貫授業研究(音楽)	2	1
				小中一貫教育の理論と実践	2	0.13
専任	研究者	吉村 功太郎	教授	初等社会科教育法Ⅰ	1	0.5
				初等社会科教育法Ⅱ	1	0.5
				中等社会科教育法Ⅰ	2	1
				中等社会科教育法Ⅱ	2	1
				中等社会科教育法Ⅲ	2	1
				社会科教育法基礎	2	1
				社会科教育実践研究	2	0.6
				小中一貫授業研究(社会)	2	1
				小中一貫教育の理論と実践	2	0.13
				公民科教育法	2	2
				総合的な学習の時間の指導法	1	0.5
専任	研究者	大平 明夫	教授	社会	2	0.3
				地理学概論(地誌を含む)	2	2
				自然地理学概論	2	2
				自然地理学特論	2	2
				地理学演習	2	2
				自然地理学演習Ⅰ	2	2
				自然地理学演習Ⅱ	2	2
専任	研究者	中山 迅	教授	初等理科教育法Ⅰ	1	0.5
				初等理科教育法Ⅱ	1	0.5
				中等理科教育法Ⅰ	2	1
				中等理科教育法Ⅱ	2	1
				中等理科教育法Ⅲ	2	1
				理科教育法基礎	2	1
				理科教育実践研究	2	0.3
				小中一貫授業研究(理科)	2	1
				保育内容(環境)の指導法	2	0.6
				小中一貫教育の理論と実践	2	0.13
専任	研究者	三輪 佳見	教授	体育科教育法Ⅰ	1	0.5
				体育科教育法Ⅱ	1	0.5
				保健体育科教育法Ⅲ	2	2
				保健体育科教育実践研究	2	0.5
				小中一貫教育の理論と実践	2	0.13

専任	研究者	伊波（有澤） 富久美	教授	初等家庭科教育法Ⅰ	1	0.5
				初等家庭科教育法Ⅱ	1	0.5
				中等家庭科教育法Ⅰ	2	2
				中等家庭科教育法Ⅲ	2	2
				家庭科教育法基礎	2	1
専任	研究者	椋木 京子	教授	道德教育論	2	2
				現代の教育課題と学校	2	0.28
				教育課程・学習開発論	2	0.5
				道德授業論	2	2
				道德教育論基礎演習	1	1
				道德教育論発展演習	2	2
				人権同和教育	2	1
専任	研究者	立元 真	教授	幼児の理解と教育相談	2	2
専任	研究者	戸ヶ崎 泰子	教授	子どもの発達と教育支援	2	0.28
				知的障害者の心理	2	2
				肢体不自由者の心理・生理・病理	2	1
				知的障害児教育	2	2
				特別支援学級経営	2	2
				障害児指導法 C(障害児心理)	1	1
				障害児指導法 C(障害児心理)	1	1
				特別支援基礎実践Ⅰ	1	0.3
				特別支援基礎実践Ⅱ	1	0.3
				発達障害児の指導と支援	2	2
				通常の学級における特別支援教育	2	0.6
専任	研究者	永吉 寛行	准教授	初等国語科教育法Ⅰ	1	0.5
				初等国語科教育法Ⅱ	1	0.5
				中等国語科教育法Ⅱ	2	2
				中等国語科教育法Ⅲ	2	2
				国語科教育法基礎	2	1
				小中一貫教育の理論と実践	2	0.13
専任	研究者	木根 主悦	准教授	算数科教育法Ⅰ	1	0.5
				算数科教育法Ⅱ	1	0.5
				数学科教育法Ⅱ	2	2
				数学科教育法Ⅲ	2	2
				数学教育法基礎	2	1
				数学教育実践研究	2	1
専任	研究者	湯田 拓史	准教授	教育制度論	2	2

				現代の教育課題と学校	2	0.28
				学校・学級経営論	2	0.5
専任	研究者	竹内 元	准教授	教育の方法と技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	2	1
				教育実習基礎研究（幼小）	1	1
				教育実習基礎研究（中高）	1	1
				小中一貫教育の理論と実践	2	0.13
				現代の教育課題と学校	2	0.28
				教育課程・学習開発論	2	0.5
専任	実務家	後藤 洋司	准教授	なし	0	0
専任	実務家	東迫 健一	准教授	なし	0	0
専任	実務家	安影 亜紀	准教授	なし	0	0
みなし 専任	実務家	武富 志郎	客員 教授	なし	0	0
みなし 専任	実務家	坂元 厳	客員 教授	なし	0	0
みなし 専任	実務家	中野 通彦	客員 教授	なし	0	0
専任教員 1 人当たり年間単位数						4.6

5 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

1) 教育方法

教職実践開発専攻においては、新卒・既卒・社会人経験者の進学者と現職教員の進学者がそれぞれのキャリアに応じた力量を高められるような科目設定をしながら、同時に両者がチームとしてその力を融合・連携できる指導をしていく。基本的に2年間を通した院生指導を行う。教職大学院での学びの基礎として、教員に共通して求められる資質・能力を育成するための5領域を網羅した「共通領域科目」を設定する。共通領域科目における基礎的な資質能力形成を基盤としながら、これからの学校教育を担う教員に求められる「知識や能力を有機的に結びつけ構造化する力」、「チーム学校の一員としての力」等の形成が多様なアプローチで達成されるよう「コース必修及び選択科目」並びに「自由選択科目」を設定する。その学びのプロセスにおいて、「理論と実践の往還」が可能となるように「教育実習科目」を設定し、確実な力量の形成を図っていく。最終段階では、これまでの学修成果を「目標達成確認科目」により確認し、教職実践開発専攻が目指す人材像に向けての資質・能力を総合的に検証する（図8）。

教職実践開発専攻(定員20名)の教育課程(質的保障)

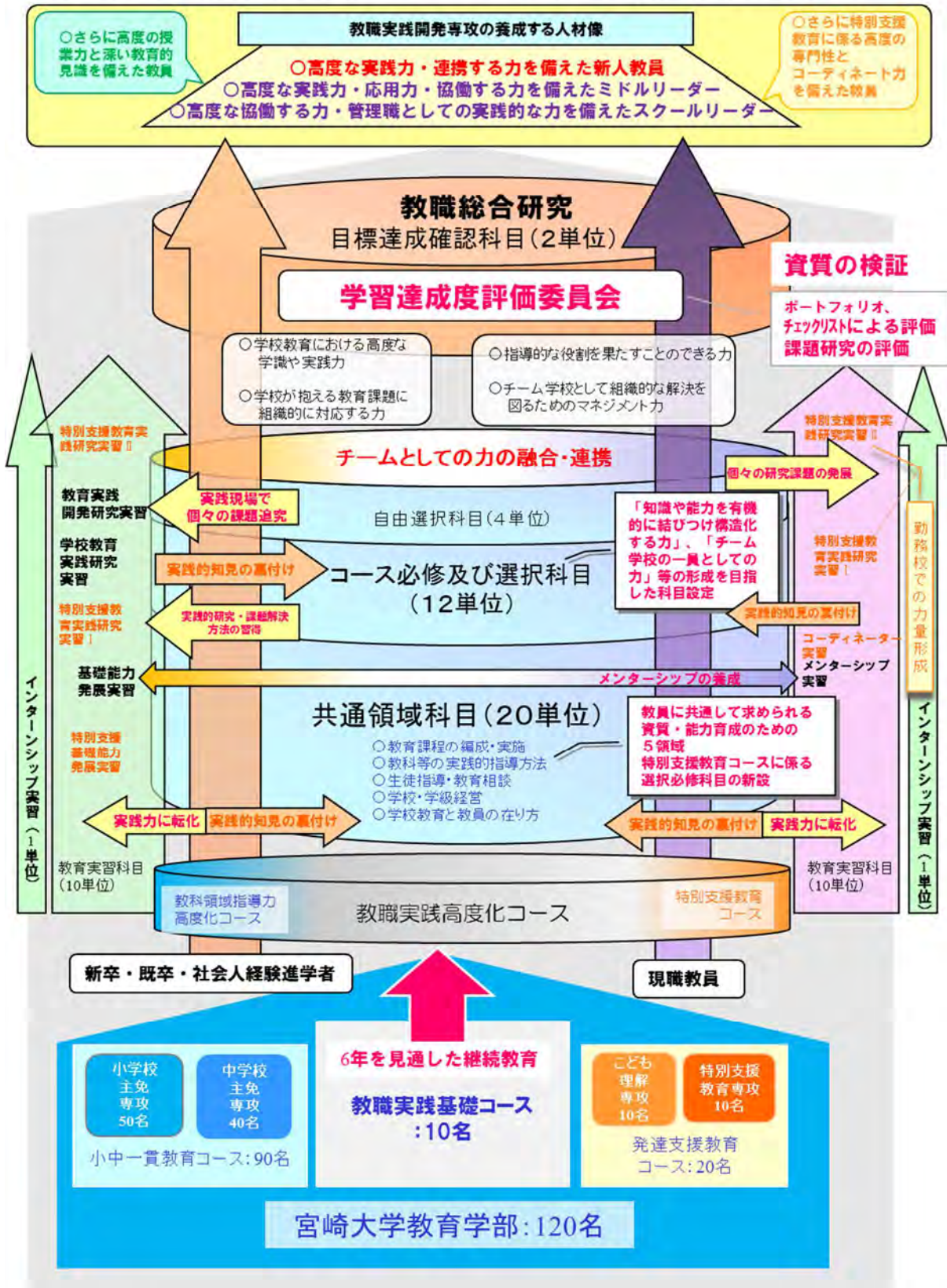


図8：教職実践開発専攻の教育課程（質的保障）

2) 教職実践開発専攻の目標を達成するための授業の工夫

(1) 理論と実践との融合を意識した教育方法や授業形態を採用

教職実践開発専攻は、教職としての高度の実践力・応用力を備え、地域に根ざす学校づくりの有力な一員となり得る新人教員や地域や学校における指導的役割を果たし得る教員に必要な不可欠な確かな教育理論と優れた実践力・応用力を備えたミドルリーダーとスクールリーダーの養成を目指している。

それゆえに、各コースの授業科目では理論と実践の融合をねらいとするグループ討議、模擬授業、実技指導、事例研究、授業観察・分析、ロールプレイング、ワークショップ等を積極的に取り入れる。（「授業科目の概要」参照）

(2) 研究者教員と実務家教員との協働による授業科目の設定

学校教育において理論と実践の融合、それが可能となるためには、研究者教員と実務家教員との協働による授業が不可欠である。そこで共通領域科目では、研究者教員と実務家教員との協働による科目を設定する。

また、本専攻は、「チーム学校」として組織的に問題解決していくことのできる資質能力を持つ教員の養成も目指しており、多様な得意分野を持つ異なるコースの学生や学部新卒既卒学生・現職教員学生を混在させた多様なメンバーからなるグループ編成によって、共通課題に基づくグループ討議やプレゼン発表、事例分析とその報告などを行うグループ演習を積極的に取り入れる。

(3) 教科教育担当教員と教科専門担当教員との協働による授業科目の設定

学校教育において理論と実践の融合、それが可能となるためには、特に各教科教育系の授業では、教科の目標や授業構成・教育方法を扱う教科教育担当教員と教科の内容を扱う教科専門担当教員の協働による授業によって可能となる。教科領域指導力高度化コースの必修科目（「教科教育授業研究」、「教科教育授業開発研究」、「教科教育内容開発研究」）や選択科目（「各教育系授業研究」、「各教育系授業開発研究」、「各教育系内容開発研究」及び「各教育系内容開発基礎研究」）では、両担当教員の協働による科目を設定している。

(4) 学生の学習歴や実務経験の差に対応するグループ別等の指導の導入

前述したように教職実践開発専攻においては、新卒・既卒・社会人経験者の進学者と現職教員の進学者がそれぞれのキャリアに応じた力量を高められるような科目設定をしながら、同時に両者がチームとしてその力を融合・連携できる指導をしていく。このため教職実践開発専攻に開設される共通領域科目やコース必修科目、選択科目で育成する資質・能力については、シラバス上に達成度評価指標（「使命感・倫理観」「学校・学級経営」「子ども理解」「授業力」）との関連を、新卒既卒学生と現職教員学生それぞれに示している。各科目では、学習歴や実務経験の差等に配慮した指導（講義内容等で差異の設定、個別指導の導入）を行い、学習歴や実務経験等が異なる学生がそれぞれのキャリアに応じた質の高い目標を達成できるようにするとともに、グループによる討議や協働による問題解決を通して、切磋琢磨しつつお互いの学びを高め合う同僚性を構築していく。

○ 講義内容等で差異を設ける等の方策

学習歴や実務経験等が異なる学生それぞれが、質の高い目標を達成するための方策の一つとして、各授業の講義・演習の中で採用される事例研究やワークショップ、授業研究、授業分析等の活動において、学習歴や実務経験の差に配慮したグループ構成を行い、それぞれのレベルに応じた質の高い目標達成をめざす方法をとる。具体的には、各授業の中で、新卒既卒学生と現職教員学生を組み合わせるグループ学習、現職教員学生による師範的な事例や実践の提示、新卒既卒学生による実践とそれに対する現職教員学生による指導演習、さらに現職教員学生のみでの高度な事例検討などの多様な授業形式を取り入れ、新卒既卒学生と現職教員学生がお互いの特性を生かし協働しながら効率的な学び合いができるようにしている。例えば、「教科学習の構成と展開・評価と課題」（共通領域科目：2単位）では、「教科教育のあり方は、時代や学校のあり方によって異なることを理解させる授業（第1～4回）」では、実務経験の異なる大学新卒既卒学生や社会人経験学生と現職教員グループに別れて、「現在の教科指導に共通する問題点」や「現在の教科構成の是非」について事例に即して「討議」や「ディベート」を行う。教職経験の豊富な現職教員は、現状を踏まえた問題整理や提案を行うと考えられる。一方、大学新卒既卒学生や社会人経験学生は、現状にこだわらない大胆な問題整理や提案を行うと考えられる。したがって、全体での「討議」や「ディベート」では、双方の異なる問題整理や提案が出されることになり、それを通して学習歴や実務経験等が異なる学生、すなわち大学新卒既卒学生や社会人経験学生及び現職教員のそれぞれが、質の高い目標を達成することができる。

また「学校経営の実践と課題」（共通領域科目：2単位）では、新卒既卒学生と現職教員学生は混合グループを形成して学習を進めるが、その中で現職教員学生は市町村の独自性が学校経営にどの様に反映することになるのかなどのテーマについて自身の経験を踏まえて新卒既卒学生に説明をする。現職教員学生は自身の実践について深く省察するとともに、同僚に対する指導助言に必要なスキルを高め、新卒既卒学生は、グループワークでの討論内容について発表することを通して、教員としての基本的姿勢と基本的知識を身に付けていくように計画している。

○ 個別指導等の工夫

学習歴や実務経験等が異なる大学新卒既卒学生や社会人経験学生及び現職教員のそれぞれが、質の高い目標を達成するための方策の一つとして、各授業の講義・演習の中で採用される事例研究や授業研究、授業分析等の活動において、個別指導を取り入れるなどして、それぞれのレベルに応じた質の高い目標達成をめざす方法をとる。例えば、「学校カウンセリングの実践と課題」（共通領域科目：2単位）では、「問題行動のアセスメント法と発達障害をもつ児童生徒へのカウンセリング事例について検討する」場合、実際に発達障害のある児童生徒に日常的に接した経験をもつ現職教員と経験のほとんどない大学新卒既卒学生等が、一斉に取り組んだり、混合グループで取り組んだりすることは困難である。こうした場合には、経験のほとんどない大学新卒既卒学生等に対しては、個別指導で対応し、一定のレベルの理解に達した時に、グループに戻す等の工夫をとる。それを通して学習歴や実務経験等が異なる学生、すなわち大学新卒既卒学生や社会人経験学生及び現職教員のそれぞれが、質の高い

目標を達成することができる。

3) 履修指導の方法

(1) 履修指導方法

教職実践開発専攻での学びにおいて理論と実践の融合を図るために、研究者教員と実務家教員との協働による指導体制をとっている。前述のように各科目の履修指導をはじめ、講義科目における指導並びに教育実習科目における指導も研究者教員と実務家教員が協働して当たり、院生の学習歴や実務経験の差に配慮した指導を行っている。

(2) 標準修業年限

教職実践開発専攻の標準修業年限は2年とする。

(3) 院生に対する学修の配慮

教職実践開発専攻に入学を希望する「一定期間の社会人経験を有するものの教育職員免許状を取得していない者（社会人経験学生）」の修業年限と学修上の配慮については以下に示す通りである。

教職実践開発専攻修了生に付与される教育職員免許状（専修免許）は、教育職員免許状（一種）取得を前提としている。したがって、大学卒業後に一定期間の社会人経験を有するものの教育職員免許状を取得していない者は、「長期在学制度」を活用して学修を積み重ね、最終的に教職大学院を修了し、教職職員免許状（専修）を取得できるようにする。

「長期在学制度」とは、一定期間の社会人経験を有する学生が、その経験を教職実践開発専攻の授業の中で生かすことができるように3年間（4年間も可）の学びを保証するものである。1年次に、教育職員免許状（一種）取得に必要な学部開講の各科目を優先的に履修し、2・3年次（場合によって4年次）に、教職実践開発専攻の各コースの修了に必要な科目を履修する。既卒の大学における既修得科目の中に、「教科に関する科目」や「教職に関する科目」に読み換える科目（単位）がない場合を前提に、教育職員免許状（小学校1種）または教育職員免許状（中学校一種及び高等学校一種）を取得する一方で、教職実践開発専攻の修了に必要な科目を履修する場合の標準的な年次ごとの取得単位は、表5に示す通りである。

表5：長期在学履修モデル（3年プログラム）及び標準的履修単位

		前期（4～7月）	前期（9月）	後期（10～1月）
第1年次	教職大学院	〈共通領域〉 現代の教育課題と学校の社会的役割（2単位）		〈共通領域〉 学校カウンセリングの実践と課題（2単位）
	学部	〈教育の基礎的理解に関する科目等〉 教育課程論（2単位）他3科目（計6単位） 〈教科に関する専門的事項〉 体育（2単位）他3科目（計6単位選択） 〈各教科の指導法〉 初等国語科教育法Ⅰ（1単位）他9科目（計11単位）	教育実習基礎研究（幼小）（1単位） 教育実習Ⅱ（3単位） 教育実習Ⅰ（1単位）	〈教育の基礎的理解に関する科目等〉 特別活動論（2単位）他1科目（計4単位） 〈教科に関する専門的事項〉 家庭（2単位）他5科目（計8単位選択） 〈各教科の指導法〉 初等国語科教育法Ⅰ（1単位）他8科目（計10単位）
第2年次	教職大学院	〈共通領域〉 教科学習の構成と展開・評価と課題（2単位）他4科目 〈コース必修・コース選択〉 教科領域授業研究（通年2単位）他3科目	基礎能力発展実習（3単位）	〈共通領域〉 教科外活動の構成と展開・評価（2単位）他2科目 〈コース選択〉 言語教育系授業研究（2単位）他3科目
	学部	〈教育の基礎的理解に関する科目等〉 道徳教育論（2単位）他1科目（計3単位）		〈教育の基礎的理解に関する科目等〉 生徒指導概論（2単位）他3科目（計8単位）
第3年次	教職大学院	学校教育実践研究実習（3単位） 〈目標達成確認科目〉 教職総合研究Ⅰ（通年2単位）		教育実践開発研究実習（4単位）

(4) 修了要件

教職実践開発専攻における学修の修了を総合的に確認するために、教職総合研究科目（教職総合研究Ⅰ及び教職総合研究Ⅱ）を設けて、その科目の学習過程を通して学生、教員双方による目標達成の確認作業を行い、終了時に教職大学院における学修の修了を総合的に確認する。

「教職総合研究Ⅰ」においては、ミドルリーダー（中堅教員）及びスクールリーダー（中核的中堅教員）としての資質形成が期待される現職教員学生が共通に身に付けることが期待される共通の高度な教員としての資質を領域別に達成指標として示した「チェックリスト」について入学後に詳細を説明し、達成度を学生が常時自己点検できるようにする。それにより、指導教員による点検と指導及び学習達成度評価委員会による1年短縮による修了認定を含む評価が可能となるようにする。現職教員学生個々の研究課題（得意分野）の達成度については、個々の学生があらかじめ提出した研究課題に応じて指導教員が進捗状況のチェックを行い、レポート等の提出を求めるとともにそれに関する評価を行う。

また、「教職総合研究Ⅱ」においても、地域の学校づくりの有力な新人教員としての資質形成が期待される学部新卒既卒学生や社会人経験学生が、共通に身に付けることが期待される共通の高度な教員の資質を領域別に達成指標として示した「チェックリスト」について、入学後に詳細を説明し、達成度を学生が常時自己点検できるようにする。それにより、指導教員による点検と指導及び学習達成度評価委員会による全体の達成度の評価が可能となるようにする。さらに、学生個々の研究課題（得意分野）の達成度については、個々の学生があらかじめ提出した研究課題に応じて指導教員が進捗状況のチェックを行い、レポート等の提出を求めるとともにそれに関する評価を行う。

「学習達成度評価委員会（指導教員や連携協力校関係者及びその他の第三者等により構成）」

は、「教職総合研究Ⅰ」及び「教職総合研究Ⅱ」における学生自身の自己評価と、複数の指導教員によって評価される「チェックリスト」による評価結果及び研究課題を指導した教員による評価結果に基づいて、目標の達成度全体の評価を行う。

教職大学院における最終的な修了判定は、担当教員による授業及び実習の評価及び学習達成度評価委員会による評価を総合的に判断して研究科委員会が行う。

修了要件は、原則標準修業年限の2年以上在学し、共通領域科目20単位、コース必修及び選択科目12単位、自由選択科目4単位、目標達成確認科目2単位、教育実習科目10単位、合計48単位以上を満たすことである(表6)。ただし、現職教員学生については、申請によりその一部について教職経験をもって以下のように教育実習科目3単位、もしくは6単位を上限とした免除を認めることがある。なお、その場合、42単位を修了要件とし、修業年限の1年短縮を認めることがある。また、現職管理職学生は、申請によりその一部について教職経験をもって以下のように教育実習科目6単位を上限とした免除を認めることがある。なお、その場合も、42単位を修了要件とし、修業年限の1年短縮を認めることがある。(詳細はp.45「(10) 1年短縮履修の理念とその方策」を参照)。

(教職経験による単位免除の基準)

○教職3年以上6年未満の場合(休業制度等を活用)

原則、学部新卒既卒学生と同等扱い。ただし、初任者研修その他の研修をそれぞれ証明する書類及び研究会等における研究授業、実習記録等の元本または写しについて、「基礎能力発展実習(3単位)」の趣旨及び目標達成度の観点から評価し、同3単位を免除することがある。

○教職6年以上の場合

初任者研修、教職10年研修その他の研修をそれぞれ証明する書類及び研究会等における研究授業、実習記録等の元本または写しについて、「基礎能力発展実習(3単位)」「学校教育実践研究実習(3単位)」の趣旨及び目標達成度の観点から評価し、同6単位を免除することがある。

○現職管理職学生の場合

これまでの教諭における職務経験や各種研修をそれぞれ証明する書類及び研究会等における研究授業、実習記録等の元本または写しについて、「学校教育高度化実践研究実習(3単位)」「教育実践高度化開発研究実習(3単位)」の趣旨及び目標達成度の観点から評価し、同6単位を免除することがある。

表6：各コースの修了要件単位数

科目類型	教職実践高度化 コース	教科領域指導力高度化 コース	特別支援教育 コース
共通領域科目	20 単位		
コース必修及び選択科目	12 単位		
自由選択科目	4 単位		
目標達成確認科目	2 単位		
教育実習	10 単位		
修了に必要な合計単位数	48 単位		

(5) 履修科目の年間登録上限

教職実践開発専攻において、学生が1年間にわたって履修できる単位数の上限を43単位とする。

(6) 既修得単位の認定方法

教職実践開発専攻に入学する前に教職系大学院等において履修した単位(科目等履修生として履修した単位を含む。)のうち14単位まで、教職実践開発専攻の各コース指定科目及び自由選択科目に読み換えることができる。

(7) 成績評価の方法

学生に対して、授業の内容及び教育方法とともに、成績評価の方法を記載したシラバスを、公表して周知する。また、教職実践開発専攻の授業担当教員に対しては、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当り、客観性及び厳格性を確保するために、明示した基準にしたがって適切に行うように、周知徹底する。

(8) 履修モデル

各コースの履修モデルは、次頁以降に示す通りである。

【教職実践高度化コース履修モデル（新卒既卒学生・社会人経験学生・教職経験6年未満の現職教員）】

目指す人材像：教職に対する強い意識を持ち、教育行政・学校経営、生徒指導・教育相談、教育課程・授業研究に関する教育理論を基盤とする実践的指導力を身に付け、同僚教員や保護者・地域社会と連携協働して教育課題の解決に取り組むことのできる能力を備えた新人教員の養成。

修了要件：共通領域科目 20 単位、教職実践高度化コース必修・選択科目 12 単位、自由選択科目 4 単位、教育実習科目 10 単位、目標達成確認科目 2 単位、合計単位は 48 単位を修得する。

【例：生徒指導・教育相談分野を中心に履修するモデル】

科目区分	履修科目	
1 年前期 (23 単位)		
共通領域科目	○子どもの学びと教育課程経営 (2 単位)	*生徒指導の実践と課題 (2 単位)
	*教科学習の構成と展開・評価と課題 (2 単位)	○学級経営の実践と課題 (2 単位)
	○情報メディアによる実践的指導方法と課題 (2 単位)	○現代の教育課題と学校の社会的役割 (2 単位)
コース必修・ 選択科目	*予防・開発的な生徒指導の理論とスキル開発 (2 単位)	*メンタルヘルスと臨床発達の理論とスキル開発 (2 単位)
	○教授・学習の理論とスキル開発 (1 単位)	○生徒指導・教育相談のためのアセスメントの理論とスキル開発 (1 単位)
	○学校心理支援の理論とスキル開発 (1 単位)	
自由選択科目	○学校の危機管理の理論と事例演習 B (1 単位)	
教育実習科目	基礎能力発展実習 (3 単位)	
1 年後期 (13 単位)		
共通領域科目	○学校改善とカリキュラムマネジメント (2 単位)	○学校カウンセリングの実践と課題 (2 単位)
	*教科外活動の構成と展開・評価と課題 (2 単位)	○学校経営の実践と課題 (2 単位)
コース必修・ 選択科目	○学校カウンセリング・コンサルテーション基礎実習 (2 単位)	○発達の理論とスキル開発 (1 単位)
自由選択科目	発達障害児教育の理論と実践 (2 単位)	
1 年通年 (2 単位)		
コース必修・ 選択科目	○現代の教育課題と教育実践 (2 単位)	
2 年前期 (4 単位)		
自由選択科目	○生徒指導・教育相談のスキルアップ研修プログラム (1 単位)	
教育実習科目	学校教育実践研究実習 (3 単位)	
2 年後期 (4 単位)		
教育実習科目	教育実践開発研究実習 (4 単位)	
2 年通年 (2 単位)		
目標達成確認科目	教職総合研究 I (2 単位)	

(注1) ○印は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭専修免許状取得のための教職課程認定科目を表す。

(注2) *印は、小学校・中学校・高等学校教諭専修免許状取得のための教職課程認定科目を表す。

【教職実践高度化コース履修モデル（教職経験6年以上の現職教員学生）】

目指す人材像：現職教員学生：教育行政・学校経営、生徒指導・教育相談、教育課程・授業研究に関する深い見識を持ち、教育課題の解決に結びつける高度な実践力を有するとともに、同僚教員や保護者・地域社会との連携で指導的な役割を果たし得るコーディネート力を備えたスクールリーダー及びミドルリーダーの養成。

修了要件：共通領域科目 20 単位、教職実践高度化コース必修・選択科目 12 単位、自由選択科目 4 単位、教育実習科目 10 単位、目標達成確認科目 2 単位、合計単位は 48 単位を修得する。

【例：教育課程・授業研究分野を中心に履修するモデル】

科目区分	履修科目	
1 年前期（23 単位）		
共通領域科目	○子どもの学びと教育課程経営（2 単位）	*生徒指導の実践と課題（2 単位）
	*教科学習の構成と展開・評価と課題（2 単位）	○学級経営の実践と課題（2 単位）
	○情報メディアによる実践的指導方法と課題（2 単位）	○現代の教育課題と学校の社会的役割（2 単位）
コース必修・ 選択科目	○授業研究と教師の成長（2 単位）	○教育課程編成の理論と方法（2 単位）
	教科・領域を横断する教育実践と教育方法（キャリア教育を含む）（2 単位）	
自由選択科目	○学校法規の理論と実務演習（2 単位）	
教育実習科目	基礎能力発展実習（3 単位）	
1 年後期（14 単位）		
共通領域科目	○学校改善とカリキュラムマネジメント（2 単位）	○学校カウンセリングの実践と課題（2 単位）
	*教科外活動の構成と展開・評価と課題（2 単位）	○学校経営の実践と課題（2 単位）
コース必修・ 選択科目	○授業の成立と学習集団づくり（2 単位）	○情報メディア教育開発研究（2 単位）
自由選択科目	小規模校のカリキュラムマネジメントと授業づくり（2 単位）	
1 年通年（2 単位）		
コース必修・ 選択科目	○現代の教育課題と教育実践（2 単位）	
2 年前期（3 単位）		
教育実習科目	学校教育実践研究実習（3 単位）	
2 年後期（4 単位）		
教育実習科目	メンターシップ実習（4 単位）	
2 年通年（2 単位）		
目標達成確認科目	教職総合研究 I（2 単位）	

（注 1）○印は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭専修免許状取得のための教職課程認定科目を表す。

（注 2）*印は、小学校・中学校・高等学校教諭専修免許状取得のための教職課程認定科目を表す。

【教職実践高度化コース教育行政・学校経営分野（現職管理職学生）】

目指す人材像：高度な教育行政能力を身につけ、円滑な学校経営をする優れた指導理論と実践的指導力・展開力を備えたスクールリーダーとして、保護者や地域社会等と適切に連携協力することができる能力を有する管理職教員の養成。

修了要件：共通領域科目 20 単位、教職実践高度化コース必修・選択科目 12 単位、自由選択科目 4 単位、教育実習科目 10 単位、目標達成確認科目 2 単位、合計単位は 48 単位を修得する。

科目区分	履修科目	
1 年前期 (22 単位)		
共通領域科目	○子どもの学びと教育課程経営 (2 単位)	*教科学習の構成と展開・評価と課題 (2 単位)
	○情報メディアによる実践的指導方法と課題 (2 単位)	*生徒指導の実践と課題 (2 単位)
	○学級経営の実践と課題 (2 単位)	○現代の教育課題と学校の社会的役割 (2 単位)
コース必修・ 選択科目	○現代の教育行政の現状と課題 (2 単位)	学校と地域との連携の実践と課題 (2 単位)
自由選択科目	○学校法規の理論と実務演習 (2 単位)	○学校の危機管理の理論と事例演習 A (災害対応) (1 単位)
教育実習科目	学校教育高度化実践研究実習 (3 単位)	
1 年後期 (15 単位)		
共通領域科目	○学校改善とカリキュラムマネジメント (2 単位)	*教科外活動の構成と展開・評価と課題 (2 単位)
	○学校カウンセリングの実践と課題 (2 単位)	○学校経営の実践と課題 (2 単位)
コース必修・ 選択科目	教育コラボレーションの理論と事例演習 (2 単位)	スクール・リーダーシップの理論 (2 単位)
	小中一貫教育マネジメントの実践と理論 (2 単位)	
自由選択科目	○学校の危機管理の理論と事例演習 B (保護者・地域住民対応) (1 単位)	
1 年通年 (2 単位)		
コース必修・ 選択科目	○現代の教育課題と教育実践 (2 単位)	
2 年前期 (3 単位)		
教育実習科目	教育実践高度化開発研究実習 (3 単位)	
2 年後期 (4 単位)		
教育実習科目	メンターシップ実習 (4 単位)	
2 年通年 (2 単位)		
目標達成確認科目	教職総合研究 I (2 単位)	

(注 1) ○印は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭専修免許状取得のための教職課程認定科目を表す。

(注 2) *印は、小学校・中学校・高等学校教諭専修免許状取得のための教職課程認定科目を表す。

【教科領域指導力高度化コース履修モデル（新卒既卒学生・社会人経験学生・教職経験6年未満の現職教員）】

目指す人材像：特定の教科に関する教育理論を背景とした実践に取り組み、教職に対する強い意識を持ち、児童・生徒に確かな学力を身に付けさせる高度な実践的指導力・展開力を備えた新人教員の養成

修了要件：共通領域科目 20 単位、教科領域指導力高度化コース必修・選択科目 12 単位、自由選択科目 4 単位、教育実習科目 10 単位、目標達成確認科目 2 単位、合計単位は 48 単位を修得する。

【例：言語教育系を中心に履修するモデル】

科目区分	履修科目	
1 年前期 (21 単位)		
共通領域科目	○子どもの学びと教育課程経営 (2 単位)	*生徒指導の実践と課題 (2 単位)
	*教科学習の構成と展開・評価と課題 (2 単位)	○学級経営の実践と課題 (2 単位)
	○情報メディアによる実践的指導方法と課題 (2 単位)	○現代の教育課題と学校の社会的役割 (2 単位)
コース必修・ 選択科目	○教科領域授業研究 (2 単位)	○教科領域授業開発研究 (2 単位)
	○教科領域内容開発研究 (2 単位)	
教育実習科目	基礎能力発展実習 (3 単位)	
1 年後期 (18 単位)		
共通領域科目	○学校改善とカリキュラムマネジメント (2 単位)	○学校カウンセリングの実践と課題 (2 単位)
	*教科外活動の構成と展開・評価と課題 (2 単位)	○学校経営の実践と課題 (2 単位)
コース必修・ 選択科目	言語教育系授業研究 (2 単位)	言語教育系授業開発研究 (2 単位)
	言語教育系内容開発研究 (2 単位)	
自由選択科目	言語教育系内容開発基礎研究Ⅱ A (国文学) (2 単位)	◆道徳教育開発研究 (2 単位)
2 年前期 (3 単位)		
教育実習科目	学校教育実践研究実習 (3 単位)	
2 年後期 (4 単位)		
教育実習科目	教育実践開発研究実習 (4 単位)	
2 年通年 (2 単位)		
目標達成確認科目	教職総合研究Ⅱ (2 単位)	

(注1) ○印は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭専修免許状取得のための教職課程認定科目を表す。

(注2) *印は、小学校・中学校・高等学校教諭専修免許状取得のための教職課程認定科目を表す。

(注3) ◆印は、小学校・中学校教諭専修免許状取得のための教職課程認定科目を表す。

【教科領域指導力高度化コース履修モデル（教職経験6年以上の現職教員学生）】

目指す人材像：特定の教科に関する深い教育的見識を持ち、その教科についての年間指導計画や単元開発及び教材開発等を行うことのできる能力とともに、教科を越えて優れた企画力・実践力を備えたミドルリーダー、及び、教科を越えて優れた指導理論と実践的指導力・展開力を備えたスクールリーダーの養成

修了要件：共通領域科目 20 単位、教科領域指導力高度化コース必修・選択科目 12 単位、自由選択科目 4 単位、教育実習科目 10 単位、目標達成確認科目 2 単位、合計単位は 48 単位を修得する。

【例：理数教育系を中心に履修するモデル】

科目区分	履修科目	
1 年前期（23 単位）		
共通領域科目	○子どもの学びと教育課程経営（2 単位）	*生徒指導の実践と課題（2 単位）
	*教科学習の構成と展開・評価と課題（2 単位）	○学級経営の実践と課題（2 単位）
	○情報メディアによる実践的指導方法と課題（2 単位）	○現代の教育課題と学校の社会的役割（2 単位）
コース必修・ 選択科目	○教科領域授業研究（2 単位）	○教科領域授業開発研究（2 単位）
	○教科領域内容開発研究（2 単位）	
自由選択科目	理数教育系内容開発基礎研究ⅠA（代数学）（2 単位）	
教育実習科目	基礎能力発展実習（3 単位）	
1 年後期（16 単位）		
共通領域科目	○学校改善とカリキュラムマネジメント（2 単位）	○学校カウンセリングの実践と課題（2 単位）
	*教科外活動の構成と展開・評価と課題（2 単位）	○学校経営の実践と課題（2 単位）
コース必修・ 選択科目	理数教育系授業研究（2 単位）	理数教育系授業開発研究（2 単位）
	理数教育系内容開発研究（2 単位）	
自由選択科目	理数教育系内容開発基礎研究ⅡA（幾何学）（2 単位）	
2 年前期（3 単位）		
教育実習科目	学校教育実践研究実習（3 単位）	
2 年後期（4 単位）		
教育実習科目	メンターシップ実習（4 単位）	
2 年通年（2 単位）		
目標達成確認科目	教職総合研究Ⅰ（2 単位）	

（注1）○印は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭専修免許状取得のための教職課程認定科目を表す。

（注2）*印は、小学校・中学校・高等学校教諭専修免許状取得のための教職課程認定科目を表す。

【特別支援教育コース履修モデル（新卒既卒学生・社会人経験学生）】

目指す人材像：特別支援教育の諸理論に基づく実践研究に取り組むとともに、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の自立と社会参加を可能にする高度の授業力・実践力を備えた新人教員を養成する。

修了要件：共通領域科目 20 単位、特別支援教育コース必修・選択科目 12 単位、自由選択科目 4 単位、教育実習科目 10 単位、目標達成確認科目 2 単位、合計単位は 48 単位を修得する。

科目区分	履修科目	
1 年前期（21 単位）		
共通領域科目	●特別支援学校の教育課程とカリキュラムマネジメント（2 単位）	生徒指導の実践と課題（2 単位）
	●★障害児アセスメントと個別の指導計画（2 単位）	学級経営の実践と課題（2 単位）
	情報メディアによる実践的指導方法と課題（2 単位）	現代の教育課題と学校の社会的役割（2 単位）
コース必修・ 選択科目	●障害のある子どもの事例研究法（2 単位）	●★障害児教育の理論と実践（2 単位）
	●インクルーシブ教育論（2 単位）	
教育実習科目	特別支援基礎能力発展実習（特別支援学校）（3 単位）	
1 年後期（16 単位）		
共通領域科目	学校改善とカリキュラムマネジメント（2 単位）	学校カウンセリングの実践と課題（2 単位）
	●特別支援教育の教科・領域の構成と展開・評価と課題（2 単位）	●特別支援学校・学級経営の実践と課題（2 単位）
コース必修・ 選択科目	●自立活動論（2 単位）	●特別支援教育実践研究（2 単位）
	●★発達障害児教育の理論と実践（2 単位）	
自由選択科目	●特別支援学校のキャリア教育と進路指導（2 単位）	
2 年前期（3 単位）		
教育実習科目	特別支援教育実践研究実習Ⅰ（3 単位）	
2 年後期（6 単位）		
教育実習科目	特別支援教育実践研究実習Ⅱ（4 単位）	
自由選択科目	●特別支援教育の家族支援論（2 単位）	
2 年通年（2 単位）		
目標達成確認科目	教職総合研究Ⅱ（特別支援教育）（2 単位）	

（注 1）●印は、特別支援学校教諭専修免許状取得のための教職課程認定科目を表す。

（注 2）★印は、特別支援教育士（一般社団法人特別支援教育士資格認定協会認定）の資格取得に関わる科目を表す。

【特別支援教育コース履修モデル（現職教員等学生）】

目指す人材像：特別支援教育に関する深い教育的見識を有し、個別の教育支援計画等に基づく教育を展開することができる高度の実践力・応用力とともに、特別支援教育体制整備に貢献できるコーディネート力を備えたスクールリーダー及びミドルリーダーを養成する。

修了要件：共通領域科目 20 単位、特別支援教育コース必修・選択科目 12 単位、自由選択科目 4 単位、教育実習科目 10 単位、目標達成確認科目 2 単位、合計単位は 48 単位を修得する。

科目区分	履修科目	
1 年前期（20 単位）		
共通領域科目	●特別支援学校の教育課程とカリキュラムマネジメント（2 単位）	生徒指導の実践と課題（2 単位）
	●★障害児アセスメントと個別の指導計画（2 単位）	学級経営の実践と課題（2 単位）
	情報メディアによる実践的指導方法と課題（2 単位）	現代の教育課題と学校の社会的役割（2 単位）
コース必修・ 選択科目	●障害のある子どもの事例研究法（2 単位）	●★障害児教育の理論と実践（2 単位）
	●インクルーシブ教育論（2 単位）	
自由選択科目	●特別支援教育コーディネーター論（2 単位）	
1 年後期（19 単位）		
共通領域科目	学校改善とカリキュラムマネジメント（2 単位）	学校カウンセリングの実践と課題（2 単位）
	●特別支援教育の教科・領域の構成と展開・評価と課題（2 単位）	●特別支援学校・学級経営の実践と課題（2 単位）
コース必修・ 選択科目	●自立活動論（2 単位）	●特別支援教育実践研究（2 単位）
	●★発達障害児教育の理論と実践（2 単位）	
自由選択科目	●特別支援学校のキャリア教育と進路指導（2 単位）	
教育実習科目	コーディネーター実習（3 単位）	
2 年前期（3 単位）		
教育実習科目	特別支援教育実践研究実習Ⅰ（3 単位）	
2 年後期（4 単位）		
教育実習科目	特別支援教育実践研究実習Ⅱ（4 単位）	
2 年通年（2 単位）		
目標達成確認科目	教職総合研究Ⅰ（特別支援教育）（2 単位）	

（注 1）●印は、特別支援学校教諭専修免許状取得のための教職課程認定科目を表す。

（注 2）★印は、特別支援教育士（一般社団法人特別支援教育士資格認定協会認定）の資格取得に関わる科目を表す。

(9) 適正な学生数による授業の実施

教職実践開発専攻の教育課程は、「共通領域科目（選択必修を含む）」（14科目）、「コース必修・選択科目」、「教育実習科目」及び「目標達成確認科目」から構成されている。「共通領域科目」の授業形態は、各科目とも授業の目的・趣旨及び授業に関する問題意識を喚起するために当初の数回と最後の授業のまとめを全体（20名）で行い、中間の授業では、学習歴や実務経験の異なる大学新卒既卒学生や社会人経験学生及び現職教員学生に合わせた対応をとったり、またその差を活用したりして、目標を達成するための各授業方法に対応したグループ別学習形態をとることになっている。したがって、4～5名によるグループ学習が主となり、適正な学生数による授業がなされる。全体での学習とグループ別学習を組み合わせることにより、学生それぞれにとって質の高い目標の達成が可能となる。

他の「コース必修・選択科目」や「目標達成確認科目」の授業では、コース別に分かれたり、個々自由に選択したりして受講するため、数名から10名程度のクラスサイズと予想され、適正な学生数による授業がなされる。このことにより、学生それぞれに対するきめの細かい指導が可能になり、学生それぞれにとって質の高い目標の達成が可能となる。

(10) 1年短縮履修の理念とその方策

① 1年短縮履修の理念とその方策

教職実践開発専攻は修業年限を2年とするが、「教職実践高度化コース」及び「教科領域指導力高度化コース」において教育実習科目の一部免除による修了要件の軽減を希望する現職教員学生は、所属校で実施した研究授業やそのレポート、初任者研修や校内外の研修及び県・市町村指定研究等の公開研究会において実施した研究授業やその実績を示すレポート等を提出し、「基礎能力発展実習：3単位」及び「学校教育実践研究実習：3単位」のねらい（実習の観点と達成度の評価基準）に照らして個々の教員ごとに精査・判断することとし、以下の理念によって履修期間の1年短縮を認める。同様に、現職管理職学生についても教育実習科目の一部免除による修了要件の軽減を希望する現職管理職学生は、所属校で実施した研究授業やレポート、中堅教諭等資質向上研修（旧：10年経験者研修）や校内外の研修及び県・市町村指定研究等の公開研究会において実施した研究授業やその実績を示すレポート等を提出し、「学校教育高度化実践研究実習」及び「教育実践高度化開発研究実習」のねらいに照らして個々の教員ごとに精査・判断することとし、以下の理念によって履修期間の1年短縮を認める。

教職大学院の基本理念は、開設される各科目の授業において「理論と実践の融合」を図り、学校教育に関する深い学識及び卓越した能力を持つ、実践的な指導力・応用力を備えた新人教員や地域や学校において指導的役割を果たし得るミドルリーダー（中堅教員）及びスクールリーダー（中核的中堅教員）を育成することにある。現職教員は、学部新卒既卒学生と違って、長年にわたり実践を積み重ねており、ともすれば経験のみで判断を下していることも多い。したがって、現職教員学生にとって重要なことは、実践の理論化、すなわちこれまでの実践を大学で学習した理論を介して、根拠付けや一般化を図ることである。教職実践開発専攻のカリキュラムでは、1年目は理論に実践を対応させる授業を設定し、2年目は教育実習に代表されるように、実践から理論を捉えなお

す授業科目を設定している。現職教員は1年目の授業における理論面の学習によって、学部新卒既卒学生が2年目に学習する実践から理論を捉え直すことは、十分可能である。したがって、現職教員学生の指導にあたっては、これまでの実践を、理論を介して根拠付けや一般化を図ることを意識的に求める教育を行う。また、現職教員に対しては、ミドルリーダーやスクールリーダーとしての資質の修得が求められる。1年次に、附属学校における「メンターシップ実習（4単位：必修）」を課すことによって、メンターシップの資質を十分に育てることが可能である。なお、1年間の履修で、教職実践開発専攻の目的・目標を達成しているか否かの判定は、目標達成確認科目の「教職総合研究Ⅰ（2単位）」において行う。

②「教職実践高度化コース」及び「教科領域指導力高度化コース」における現職教員学生に対する「学校における実習」の教育実習科目免除の基準

(a) 現職教員学生を対象とする「学校における実習」免除の考え方と内容

教職実践開発専攻「教職実践高度化コース」及び「教科領域指導力高度化コース」では、すべての学生を対象とする「学校における実習（全10単位）」の科目として、「基礎能力発展実習（3単位）」、「学校教育実践研究実習（3単位）」、「教育実践開発研究実習（4単位：学部新卒既卒等学生対象）」、「メンターシップ実習（4単位：現職教員学生対象）」を開設する。

しかし、一定の経験を有する現職教員学生については、ミドルリーダーやスクールリーダーとしての資質を育成することが目標として掲げられているため、「学部の教育実習で修得した基礎能力を確かなものとし、より発展させること」を目標とする「基礎能力発展実習（3単位）」や「学校の1年間の目標・課題解決のための取組・計画等の決定過程等に参与するとともに、学校組織の一員として必要な高度な能力を修得すること」を目標とする「学校教育実践研究実習（3単位）」及び「得意分野を持ちつつ、学校の研究課題を視野に入れ、学校づくりに主体的に参与・連携できる高度な新人教員としての資質形成を目標とする「教育実践開発研究実習（4単位）」は、初任者研修や校内外の研修及び県・市町村指定研究等の公開研究会等において実施される各教科・道徳等の授業研究や研究授業、年間指導計画作成等のワークショップ、学校の一員としての在り方の研究などの内容と重複し、「基礎能力発展実習（3単位）」や「学校教育実践研究実習（3単位）」がねらいとする資質・能力を既に修得していると考えられる。

教育実習科目の一部免除に関する可否の審査については、入学志願書提出時に、所属校で実施した研究授業やそのレポート、初任者研修や校内外の研修及び県・市町村指定研究等の公開研究会等において実施した研究授業やその実績を示すレポート等の提出を求めて、「基礎能力発展実習（3単位）」及び「学校教育実践研究実習（3単位）」のねらい（各実習の観点と達成度の評価基準）に照らして個々の教員ごとに精査し、判断する。

(b) 現職教員学生に対して「学校における実習（メンターシップ実習）」を課す目的と意義
一定の経験（6年以上）を有する現職教員学生に対しては、学校の各教育活動に関する高度な実践力・展開力の修得を通して、地域や学校における指導的役割を果たしうるミドルリーダーやスクールリーダーとしての資質の形成をねらいとする「メンターシップ実習（4単位）」

を課す。地域や学校における指導的役割を果たしうるミドルリーダーやスクールリーダーとしての資質は、各学校において自ら先頭に立って、同僚を牽引して学校・学級の運営に関与したり、優れた実践を創造したりすることで形成される。その経験に加えて、「メンターシップ実習」において、先輩教員として、これまで蓄積してきた教育に関する実践的な理論や技術を、教員を目指す学生や若い教員に伝えたり支援・指導したりするなど、これまで経験しなかった視点から、学生や学校教員を観察したり指導したりする機会をもつことによって、その資質はより確かなものになると言える。したがって、「メンターシップ実習（4単位）」は、現職教員学生を、広い視野と多様なコーチング能力を持つミドルリーダーやスクールリーダーとして育てる機会となり、その効果は極めて大きい。

(c) 教職経験3年以上6年未満の現職教員学生に対する「学校における実習」科目の免除の基準

休業制度等を活用して入学の教職経験3年以上6年未満の現職教員に対する「学校における実習」については、原則として学部新卒既卒学生と同様の扱いとなる。すなわち、「学校における実習（全10単位）」として、「基礎能力発展実習（3単位）」、「学校教育実践研究実習（3単位）」、「教育実践開発研究実習（4単位）」を課すことになる。但し、教職経験3年以上の現職教員学生については、「基礎能力発展実習（3単位）」相当の教員としての実践力・展開力を修得していると考えられる。免除の可否の審査については、入学志願書提出時に、所属校で実施した研究授業やそのレポート、初任者研修や校内外の研修等において実施した研究授業やその実績を示すレポート等の提出を求めて、「基礎能力発展実習（3単位）」のねらい（実習の観点と達成度の評価基準）に照らして個々の教員ごとに精査し、判断する。なお、「学校教育実践研究実習（3単位）」と「教育実践開発研究実習（4単位）」については、学部新卒既卒学生と同じ履修形態に則って、附属学校や連携協力校で実施する。

(d) 実習の免除基準に達している現職教員学生が、実習の履修を希望した場合の取扱い

一定の経験を有し、教育実習の免除基準に達している現職教員学生が免除を希望せず「学校における実習」の履修を希望した場合は、1年次に「基礎能力発展実習（3単位）」、2年次に「学校教育実践研究実習（3単位）」を履修させた後、「メンターシップ実習（4単位）」を履修させる。

③ 「教職実践高度化コース教育行政・学校経営分野」（管理職養成）における現職管理職教員に対する「教育実習科目」の一部免除の基準

提出された所属校で実施した研究授業やレポート、中堅教諭等資質向上研修（旧：10年経験者研修）や校内外の研修及び県・市町村指定研究等の公開研究会において実施した研究授業やその実績を示すレポートから、宮崎県の管理職育成指標に基づき、宮崎県の育成指標の「能力発揮期□」のステージにおける「教員としての基本姿勢」及び「授業力」「児童生徒理解・指導力」「学校経営や組織への参画・貢献」で記載されている各項目が達成できているかを評価する。さらに、教職大学院の入試段階で、身上調書と個別面接において、管理職育成指標のうち「教職としての基本姿勢」の項目を達成しているかどうかを評価する。

6 教育課程連携協議会

1) 教育課程連携協議会の位置づけ

本学では、平成13年8月より宮崎大学教育学部・宮崎県教育庁連携協議会規約が施行されており、平成20年に宮崎大学大学院に教職大学院が設置されることに伴い、平成21年に宮崎大学教職大学院・宮崎県教育庁連携協議会が設置された。本連携協議会の設置は、高度の学識と実践力・応用力を備えた新人教員の養成や確かな教育理論と優れた実践力・応用力を備えた中核的中堅教員・中堅教員の養成及び教員の資質向上をめざし、もって宮崎県教育の発展に寄与することを目的としている。本協議会設置以来、宮崎大学教育学部・教職大学院・宮崎県教育庁連携協議会を毎年開催してきている。

本協議会では、先に述べた新人教員及び中核的中堅教員・中堅教員の養成や現職教員の研修及び派遣研修を含めた事項について協議を行ってきており、これまでも教職実践開発専攻長同席のもと、宮崎県教育庁学校政策課担当職員による宮崎県教育委員会派遣現職大学院生を対象とする面談を実施し、その結果を生かすなど、宮崎大学教職大学院と宮崎県教育委員会は密接な連携をとり教育活動の改善を行ってきた。また宮崎県教員育成指標の策定についても意見交換を行い、その内容を適宜反映させたりするなど、連携協議会との意見交換を教員養成機能の充実に活かしてきた。今回設置された教育課程連携協議会は、宮崎大学教職大学院・宮崎県教育庁連携協議会のもとに置く専門委員会として位置づけられている。これまでの宮崎大学教職大学院と宮崎県との相互連携の実績に基づき、教育課程の編成等に係る具体的な事項を審議する組織として設置された。

2) 審議事項

審議事項は、以下に示すとおりである。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 教育課程の実施及び実施状況の評価に関すること。
- (3) その他協議会が必要と認めたこと。

3) 構成員

構成員は以下に示すとおりであり、13号委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

- (1) 教職実践開発専攻長
- (2) 教職実践開発専攻カリキュラム委員会委員長
- (3) 教職実践開発専攻学習達成度評価専門委員会委員長
- (4) 宮崎県小学校長会会長又は宮崎県中学校長会会長
- (5) 宮崎県高校教育課高校教育・学力向上担当主幹
- (6) 宮崎県義務教育課義務教育・学力向上担当主幹
- (7) 宮崎県特別支援教育課企画指導担当主幹
- (8) 宮崎県教職員課人材育成担当主幹
- (9) 宮崎県人権同和教育課生徒指導・安全担当主幹
- (10) 宮崎県スポーツ振興課学校体育担当主幹

- (11) 宮崎県教育研修センター学習研修課長
- (12) 宮崎市教育委員会学校教育課長
- (13) その他教育学研究科長が必要と認めた者

構成員のうち、(1) から (3) については、専門職大学院設置基準第6条の2第2項第1号に当たる「学長が指名する教員その他の職員」であり、教職大学院全体を統括する専攻長、カリキュラムの編成・実施について統括するカリキュラム委員会の委員長、院生の学びの質的保障に関わる学習達成度評価専門委員会の委員長をあて、教職大学院における教育課程について審議するにあたって適切な者を配置している。

構成員のうち、(4) については、専門職大学院設置基準第6条の2第2項第2号に当たる「当該専門職大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの」であり、実質的な教育現場の全体を掌握する校長会の会長をあて、教育現場からのニーズを取り上げて教育課程について審議するにあたって適切な者を配置している。

構成員のうち、(5) から (12) については、専門職大学院設置基準第6条の2第2項第3号に当たる「地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者」であり、宮崎県及び宮崎市における主要な教育行政職の者をあて、県の教育推進を担う立場からの意見を取り上げて審議するにあたって適切な者を配置している。

なお、特出しするコースとして「教科領域指導力高度化コース」についての実質的な審議が可能になるように(5)の宮崎県高校教育課高校教育・学力向上担当主幹及び(6)の宮崎県義務教育課義務教育・学力向上担当主幹を構成員とし、同様に特出しする「特別支援教育コース」についての実質的な審議が可能になるように(7)の宮崎県特別支援教育課企画指導担当主幹を構成員としている。これらの構成員を含め、標準コースとなる「教職実践高度化コース」についても実質的な審議が可能になる者で構成している。

4) 年間の開催回数

年間の開催回数は、毎年定例的(年1～2回)に開催するが、連携・協力関係を円滑にするため臨時に開催することができるものとする。

5) 役割・権限

本協議会の役割は、本学教職大学院の教育課程について審議し、その結果を本学教育学研究科長に提案することである。審議内容は、上記2)で示した3項目である。

協議会によって出された提案は、公的な提言として扱い、その内容については、教職大学院の理念や本教職大学院の設置の趣旨の範囲において、研究科長は尊重することになっている。

7 施設・設備等の整備計画

1) 教室・演習室・実験室

教職実践開発専攻の講義や演習の授業は、既存の教育学研究科が使用している、教育学部講義棟（共通教育と共用で 30 室）の講義室及び各専修講座が所有している演習室、実験室等で、基本的に対応できる。また 1 学年の学生定員 20 名を収容できる講義・演習室として教職大学院講義室が使用できる。さらに、現在の各講座・教員が使用している研究棟の教室・実験室・演習室、教育協働開発センターの情報処理演習室、教育情報開発室、教授法開発室、授業実践演習室なども、そのまま利用可能である。したがって、これらの教室・実験室・演習室等は、教職実践開発専攻の趣旨・目的を達成するために十分機能する。

2) 大学院学生の研究室（自習室）

教職実践開発専攻の学生が、常時勉学に励むことができるように、大学院学生の研究室（自習室）として、5 室を当てる。これ以外に、実験系（理科、技術、家庭、心理）の講座においては、各教員の研究室に隣接する個別の準備室や実験室等を、大学院学生の自習室として提供している。教職大学院講義室も、授業時間外には、院生の交流の場として使用可能である。

3) 図書館

附属図書館は、本館と医学分館からなり、本研究科が設置される木花キャンパスにある本館は、人文・社会・自然科学系等の幅広い図書・資料を収集している。本館の蔵書は約 50 万冊、視聴覚資料は約 3 千点を所蔵している。電子ジャーナルは、Science Direct、Springer Link、Wiley Online Library、Nature、Scienceなどを購入しており、約 5,500 タイトルが利用できる。



本館蔵書のうち本研究科に直接関係する分野では、社会科学及び歴史・地理関係図書が約 15 万冊、工学・技術及び産業関係図書が約 10 万冊ある。本館 1 階書庫には、郷土資料コーナーを設置し、宮崎県内の郷土誌や地場産業等に関する図書を収集している。また、県内の県立、市立図書館などとの連携による宮崎県内図書館横断検索システムも利用可能である。今後も集密書架の配置を進めるなど収容力を強化するとともに本研究科の教育・研究に利用する図書を、教員や院生の推薦による従来のシステムにより収集していく計画である。

本館の閲覧スペースは、1,601 m²、座席数は約 668 席、閲覧スペース全体で無線 LAN が利用可能である。平日は、8 時 40 分～21 時 00 分、土日は 10 時 00 分～17 時 00 分（試験期は 18 時 00 分）に開館し、学生の図書閲覧・貸出への便宜を図っている。ラーニングコモンズとして、授業でも使えるセミナールームや視聴覚室、少人数学習に適したグループ学修室を設置している他、学生や留学生、社会人や地域住民など、様々な利用者が打ち合わせやオープンなイベントを行うことのできるグローバルカフェを設置し、宮崎県関係、地域資源創成学、留学生支援等に関する実践的な資料を配架し地域関連のテーマで図書の展示を行うグローバルコーナーを併設している。これらの施設整備に加え、リザーブブック制度を設けたり、授業に関連したパスファインダーの整備を進めたりするなど、学生のアクティブラーニングを支援する体制の整

備を進めている。本研究科の設置にあたっては図書館職員に本研究科担当者を置き、教員との連携の下、教育・研究活動の支援を図る計画である。

4) 学生の福利・厚生施設

・まちなかキャンパス

「まちなかキャンパス」は、平成 29 年 1 月、地方創生や地域産業振興などを地域の実情を踏まえた取組をより一層推進するための地域産学連携の中核的拠点となることを目的に、宮崎市の中心市街地エリア（宮崎市橘通東 3 丁目）に開設した。同キャンパスへは、宮崎県庁・宮崎市役所等の主要官公庁が立地する橘通り 1 丁目エリアから徒歩 10 分、主要企業・商業施設等が立地する橘通り 4 丁目エリアからは徒歩 5 分、宮崎の玄関口となる宮崎市駅周辺エリアからは徒歩 10 分程度でアクセスすることが可能であり、拠点性・利便性を確保したエリアに立地している。現在、同施設には、セミナースペース、交流スペース等が設置され、地域連携・地域貢献活動（公開セミナー、タウンミーティング等）、宮崎市街地で就職活動・教育活動等を行う学生の支援等を実施している。本学教職大学院では、毎年、他大学の学生や現職教員向けの入学・進学説明会を開催している。



・地域デザイン棟の設置

宮崎県の未来のための自立型人材育成の推進に向けた“発想のまち”拠点を目的に、平成 29 年 10 月に米良電機産業株式会社から地域デザイン棟が本学に寄贈された。地域デザイン棟は本学初の 365 日 24 時間使用可能な施設であり、スタジオ、ミーティングルーム、ホールを有し、シンポジウムや各種セミナーなど様々な活動に対応可能である。本施設は、Free Wi-Fi、プロジェクター、液晶テレビ、音響設備、アクティブラーニング対応デスクを設置しており、大学院の会議やセミナーの開催に使用出来るとともにホールについては、24 時間教職員、学生に開放されており、本研究科教員・大学院生も自由に利用することができる。



8 基礎となる学部（又は修士課程）との関係

1) 学部段階の教育との関係

- ・ 平成 28 年 4 月より教育文化学部は、教員養成に特化した教育学部になり、教職大学院との強い連携を意図した「教職実践基礎コース」を含む 3 コース体制に再編された。学部の定員は 150 名から 120 名へ変更され、現代の教育ニーズに応える体制となった。
- ・ 「教職実践基礎コース」の学生は、主として教職実践開発専攻の「教職実践高度化コース」へと進学する。他の 2（小中一貫教育・発達支援教育）コースの学生についても、より高度な実践的指導力・展開力の修得を目指す者は教職実践開発専攻へ進学する。
- ・ 現職教員で、確かな教育理論と優れた実践力・展開力を備えたミドルリーダーやスクールリーダーを目指す者も進学を希望する。現職教員のニーズに応えるため、現行の昼夜開講制を維持し、夜間開講での履修も可能となるようにする。

9 入学者選抜の概要

1) 入学者受入の方針（アドミッションポリシー）

本専攻では、以下のような入学者受入の方針を定め、多様な人材を受け入れている。

本専攻では、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を持つ、実践的な指導力・展開力を備えた新人教員や地域や学校において指導的役割を果たし得る教員を目指している次のような人材を求めている。

- 初等教育・中等教育または特別支援教育に関する基礎的・基本的資質を身につけ、教職に対する強い意欲を持つ人
- 教育現場の諸問題に対して深い関心を持ち、同僚や地域と連携して問題解決を行う熱意を持つ人
- 自らの得意分野を生かし、より高度の実践的指導力・展開力の修得を目指している人
- 教育者としての使命感を持ち、自ら学び続ける教師として、将来、学校や地域において指導的な役割を果たそうとする高い意識を持つ人

2) 入学者選抜方法

入学を受け入れる対象は、「免許状を取得している学部卒業見込み・既卒者」、「現職教員」、「免許状を取得していない社会人経験者」に大別される。その選抜の方法は、以下の表7に示す通りである。

表7：教職実践開発専攻（教職大学院）の入学を受け入れる対象者と選抜の方法

免許状を取得している 学部卒業見込み・既卒者		現職教員		免許状を取得 していない 社会人経験者
本学部からの 進学	他大学・他学部 からの進学	宮崎県教育委員 会等からの派遣	派遣によらない 入学希望者	
一般入試	一般入試	原則として代替 措置と面接等	一般入試	一般入試

- ① 一般選抜は筆記試験（必修科目・コース別科目）及び口述試験と出身大学の成績証明書の結果を総合して行う。
- ② 学部卒業見込み・既卒者については、「宮崎大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻入学試験における筆記試験免除に関する申合せ」（資料6）に定めた判定基準により、必修科目・コース別科目のいずれか、または両方について筆記試験を免除することがある。
- ③ 現職教員については、「宮崎大学大学院教育学研究科入学試験における現職教員等の筆記試験代替措置に関する申合せ」（資料7）に定めた基準により、教育現場での教育研究実践の研究業績をもって必修科目・コース別科目のいずれか、または両方について筆記試験を代替することがある。

10 取得可能な資格

本専攻において取得可能な専修免許状は表8のとおりである。但し、専修免許状の種類（中学校教諭及び高等学校教諭の専修免許状についてはその免許教科）に対応する1種免許状を有し、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の科目単位を、本研究科において修得することが必要である。

表8：取得可能な専修免許状

専攻	取得可能な専修免許状	
	種類	教科
教職実践開発専攻 (教職大学院)	小学校教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
	高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、工業、家庭、英語
	幼稚園教諭専修免許状	
	特別支援学校教諭専修免許状	

1) 教員免許状を保有しないで入学する学生の履修指導

- ① 基本的に3年にかかるので、長期在学制度の適用をすすめる。
- ② 大学院の在籍中の初期段階に、一種免許状の取得に必要な所定の単位を、学部開設の科目の中から選択して履修させる。特に教育実習の受講の便宜を図る。

1 1 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

教職実践開発専攻は、地域社会から積極的に現職教員を受け入れる。そのため、現職教員に対し、大学院設置基準第14条(大学院の課程においては、教育上特別の必要が認められる場合には、夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。)の適用を認める。

1) 修業年限

修業年限は2年を原則とする。なお、6年以上の教職経験を有する現職教員学生は、1年の短縮履修を申請することが可能であるが、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特別措置の適用を希望する場合は、1年間の短期履修の申請を認めない。

また、各学校種のいずれの教員免許状も取得していない社会人経験学生については、希望する教員免許状1種の取得に必要な単位を学部で履修する必要があることから、3年以上の長期在学を原則とする。したがって、大学院設置基準第14条は適用しない。

第14条適用希望の有無	修業年限
通常の履修方法で 修学する現職教員学生	2年間 (注) 6年以上の教職経験を有する現職教員(特別支援教育コースを除く)であり、在学期間の短縮を希望する者は、1年間の短期履修が認められることがある。
14条の特例を希望する 現職教員学生	2年間 (注) 1年間の短期履修の申請はできない。

(注) 免許状を取得していない社会人経験学生には、大学院設置基準第14条は適用しない。

2) 履修指導の方法

入学当初に実施するオリエンテーションにおいて、2年間の修学期間の全体的な流れ(教職実践開発専攻14条特例履修モデル:資料8)を示しながら各授業科目の実施方法について説明する。

14条特例を希望する現職教員学生の勤務状況によっては、2年間という修業年限で学修が困難と判断される場合があるが、その場合は、「長期履修制度」を利用することを勧めて、無理のない学修ができるように助言する。その上で、各現職教員学生が各年次に受講希望している授業科目を確認し、時間割と各年次の履修計画を作成し、学生の受講希望科目の担当教員と協議をして教育指導体制を整える。

履修開始以降は、指導教員が定期的に各現職教員学生と面談して履修状況を確認し、必要に応じて各年次の履修計画の見直しを行う。

長期履修制度とは、職業を有している等の事情により修学の困難な人に対して、標準修業年限(2年)を超えて一定期間(最長4年)にわたり計画的に教育課程を履修することを認める制度である。長期履修が認められた場合は、2年間分(標準修業年限)の授業料を長期履修期間として認められた期間の年数に分割して支払うことになる。

3) 授業の実施方法

(1) 支援体制

- 夜間開講は18:20から21:30まで行う。院生の勤務と修学との両立を考慮すると1週間に4時間程度の授業が受講できるため、半期4科目程度を平日夜間に受講し、土・日や長期休業中に2～3科目を受講して単位を取得すれば、2年間で修了が可能である。また、勤務と修学の両立が可能となるように、専任教員を中心に支援体制を構築して修学支援を行う。
- 集中開講科目等についてはTV会議システムや電子メール等を用いての事前事後指導を行い、教育効果を高める工夫を講じる。

(2) 各科目の開講について

- 「共通領域科目」は、基本的に毎年昼間に開講しているが、14条特例を希望する現職教員学生の受講希望科目については、土・日及び長期休業期間等で集中開講する。
- 「コース必修科目」及び「コース選択科目」は、基本的に毎年昼間に開講しているが、14条特例を希望する現職教員学生の受講希望科目については、夜間にも開講する。夜間開講ができない場合は、長期休業期間等で集中開講する。
- 「教育実習科目」(教職実践高度化コースまたは教科領域指導力高度化コースの現職教員学生の場合)については、宮崎県教育研修センター等の宮崎県教育委員会所管の教育研修施設や宮崎市情報教育研修センター等の宮崎市教育委員会所管の教育研修施設等で長期休業等を活用して実施する。
- 「教育実習科目」(特別支援教育コースの現職教員学生の場合)については、原則所属校で実施する。学習指導案の作成や研究授業後の指導は、勤務時間外の夜間や土・日に実施することで、日常の勤務と教育・研究指導との区別を明確にする。
- 「目標達成確認科目」は、最終年次の夜間や土・日に実施する。

4) 教員の負担の程度

教職実践開発専攻の開講科目は、原則、専任教員が担当するが、一部の科目については、兼任教員と分担することで、教員の負担軽減を図るとともに教育の質を保証する。なお、14条特例により夜間開講を希望する現職教員学生が在籍する場合、夜間開講は20時30分までであり、深夜に及ぶことはない。また、授業担当教員には勤務時間の振替を行う。

指導の負担が大きい教育実習の指導においては、20名の専任教員に加えて51名の兼任教員が連携・協働することで、専任教員の負担軽減を図るとともに教育の質を保証する。

5) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

- ① 宮崎大学附属図書館は、平日は8時40分から21時00分まで、土日は9時00分から17時00分まで開館している。また、情報基盤センターの開館時間は、平日9時から20時までであるが、学内LANを使用して、学内外の必要な情報を入手したり、各種申請を行ったりすることが可能である。さらに、学外からも大学院での学修に必要な情報にアクセスすることができる体制が整っている。

- ② 救急医療面等の対応に関しては、本学安全衛生保健センターの利用時間は平日 8 時 40 分から 17 時 00 分までとなっているため利用制限があるが、キャンパス内には、夜間も警備員が常駐しており、医学部附属病院もあることから、急病などの緊急時対応は十分に整っている。
- ③ 大学構内の食堂は平日 20 時 00 分まで（土曜は 19 時 30 分まで）営業しており、大学周辺には飲食店や文具等を取り扱う 24 時間営業の店舗などが数多くあることから、夜間や土日の学修に必要な用具等を確保することが可能な環境が整っている。
- ④ 夜間開講の授業担当教員及び受講学生に対する事務的サービスについては、勤務時間の割り振り等により必要な事務職員の配置に配慮する。配置が困難な場合は、授業担当教員及び指導教員が学生の要望等を取り次ぐ等の対応を講じる。

6) 入学者選抜の概要

14 条特例を希望する現職教員は、「宮崎大学大学院教育学研究科入学試験における現職教員等の筆記試験代替措置に関する申合せ」（資料 7）に定めた基準により、教育現場での教育研究実践の研究業績をもって必修科目・コース別科目のいずれか、または両方について筆記試験の代替が認められることがある。

1 2 管理運営

1) 運営組織

宮崎大学基本規則第 49 条第 3 項に基づき、研究科の重要事項を審議する研究科委員会を設置している。なお、実質的な教学に関する審議組織として教職実践開発専攻会議を設置している(表 9)。

表 9 : 管理運営に係る組織

区 分	摘 要
研究科委員会	(1) 役 割： 宮崎大学基本規則第 49 条第 3 項に基づき、研究科の重要事項を審議する。 (2) 構 成 員： 研究科長、研究科の授業を担当できる専任及び兼任の教授、准教授及び講師（みなし専任教員含む。） (3) 開催頻度： 基本的には審議事項がある場合に学部教授会終了後に開催（月 1 ～ 2 回程度） (4) 審議事項： ① 専攻及び専修等の設置又は廃止等に関する事項 ② 教育課程の編成及び試験に関する事項 ③ 入学者の選考、課程の修了の認定に関する事項 ④ 大学院学生的身分に関する事項 ⑤ 学位に関する事項 ⑥ 研究科担当教員の選考に関する事項 ⑦ 研究科に関する規程の改廃に関する事項 ⑧ その他研究科に関する重要事項
研究科運営委員会	(1) 役 割： 研究科委員会の諮問に応えるほか研究科の運営を円滑に行うために、将来構想、人事、予算等に関するの審議事項を協議する。 (2) 組 織： 教育学部長、研究科長、教育学部副学部長（研究担当）、教育学部副学部長（評価担当）、教育学部副学部長（教務担当）、附属学校園統括長、附属教育協働開発センター長、評議員、事務長 (3) 開催頻度： 基本的には審議事項がある場合に開催（月 1 回程度） (4) 審議事項： ① 各種計画の実施状況の点検 ② 本学部・研究科内外から提起される各種要望への対応 ③ 本学部・研究科の将来構想 ④ 本学部・研究科の人事 ⑤ 本学部・研究科の予算 ⑥ その他本学部・研究科運営上必要な事項
教職実践開発専攻会議	(1) 役 割： 専攻の円滑な運営及び充実を図るため、学生の入学、教育課程、専攻担当教員の選考及び規程の改廃等に関することを審議する。 (2) 組 織： 専攻長、専任の教授、准教授及び講師（みなし専任教員含む。） (3) 開催頻度： 基本的には審議事項がある場合に開催（月 1 ～ 2 回程度） (4) 審議事項： ① 教育課程の編成に関する事項 ② 現職教員等、現職教員及び現職管理職教員入学志願者の教育実習の一部免除に関する事項 ③ 他の大学院における授業科目の履修等に関する事項 ④ 入学前の既習得単位の認定に関する事項 ⑤ 入学者の選考及び修了に関する事項 ⑥ 在学期間の短縮に関する事項 ⑦ 専攻担当教員の選考に関する事項 ⑧ 専攻に関する規程の改廃に関する事項 ⑨ その他専攻に関する重要事項
事 務 組 織	本研究科の事務組織としては、教育学部・地域資源創成学部総務係及び教育学部教務・学生支援係において行う。

教育学研究科委員会の下に、必要に応じて各種委員会を組織し、全ての専任教員（みなし専任教員を含む）が分担して構成員となり、教務・評価・就職等それぞれの分野に関し検討を行っている。また、教職実践開発専攻（教職大学院）専任教員は学部の授業も担当することにより、教育学部教授会へ参加している（みなし専任教員は、オブザーバーとして参加できる）。

7) 教育委員会等との連携

宮崎大学教育学部と宮崎県教育委員会との間には平成 13 年度より連携協議会が設けられており、本学教職大学院においては、平成 21 年度に宮崎大学教職大学院・宮崎県教育庁連携協議会を立ち上げている。本連携協議会において、現職教員の派遣や修了生への処遇等について協議を重ね、現職院生については安定的な派遣が実現できている。また、この協議会における議論に基づき、学部学生が教員採用試験に合格した場合に、大学院での修学を本人が希望すれば「名簿登載による 2 年間の採用延期」が認められるようになり、採用の権利を保持しながら教職大学院で学べる機会を院生に保証することが可能になった。さらに平成 30 年度に実施された平成 31 年度宮崎県公立学校教員採用選考試験において、「宮崎大学教職大学院修了予定者を対象とした特別選考試験」の枠が設けられるなど、宮崎大学教職大学院と宮崎県教育委員会との連携による成果が様々な形で実現されている。直近では、本連携協議会での審議を経て、教職実践開発専攻に関わる教育課程の編成及び実施等について協議を行う「宮崎大学教育学研究科教職実践開発専攻教育課程連携協議会」が発足することとなった。

また宮崎県より派遣された現職院生の学びの円滑化を図るため、宮崎県教育庁学校政策課担当職員と教職実践開発専攻長による現職院生を対象とした面談を行っている。

教育実習に関しては、連携協力校の管理職や実習担当教員等との連携を実現するため、「宮崎大学教職大学院・附属学校教育実習連絡会議」や「宮崎大学教職大学院・連携協力校等教育実習連絡会議」を開催している。本連絡会議では、教育実習に係る指導方針を共有するとともに改善の要望等についても集約し、以後の教育実習に速やかに反映させる体制を整えている。

修了判定のための学習達成度評価に関しては、外部評価者として宮崎県教育委員会、宮崎市教育委員会及び連携協力校の代表が加わった「教育学研究科教職実践開発専攻学習達成度評価委員会」を設置し、教職大学院教員による評価の妥当性について検証できる体制を整備している。

1 3 自己点検・評価

1) 実施体制

本学では、国立大学法人宮崎大学基本規則第 26 条第 3 項第 3 号により目標・評価担当副学長を置くとともに、同じく第 55 条に規定する自己点検・評価を全学的に実施する組織として宮崎大学評価室を設置している。評価室は、当該副学長を室長とし、各学部の評価担当副学部長、基礎教育自己点検・評価専門委員会委員長、医学部附属病院副院長（事務担当）、企画総務部長等から組織され、本学の教育研究活動等の活性化と水準の向上による個性豊かな魅力ある大学の実現のため、中期目標・計画等に基づく教育研究活動等の点検・評価に関する企画及び点検・評価結果に基づく改善の推進を図っている。また、同条第 2 項では、点検・評価結果の透明性及び客観性の観点から、本学職員以外の者による検証の実施に努めることが規定され、国立大学評価委員会による評価のほか、各部局においては、分野別第三者評価の実施など各部局の状況を踏まえ、必要に応じて外部評価を実施している。

さらに、教育に関しては教育・学生担当副学長を委員長とした宮崎大学教育質保証・向上委員会が設置され、内部質保証に関する全学の方針・責任体制を明確にし、質の確保及び向上を図るとともに、本専攻においても、(1)教育の内部質保証の在り方に関する事項、(2)点検・評価に基づいた教育の改善に関する事項、(3)学習指導要領の改訂や文部科学省の省令、告示、通達等に関する事項等を審議する宮崎大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻教育質保証・向上委員会を設置している。

2) 実施方法、評価項目及び結果の活用・公表等

本学では、中期目標・計画ごとに担当理事、担当委員会、担当部局（課）等を明確にした体制を取っており、この体制の下、教育、研究、社会（国際）貢献及び業務運営等の点検項目について、進捗管理や根拠資料の収集を行い、評価室に報告を行っている。評価室では、上記体制からの方向を受け、中期目標を踏まえた計画の進捗状況等を検証し、自己点検・評価書及び業務の実績に関する報告書として取りまとめるとともに、進捗の遅れ等が認められる場合には役員会への報告及びフォローアップを実施し、改善を促す仕組みを構築している。また、各部局における教育研究活動等の状況についても、評価室とも連携して毎年各部局が自己点検・評価を実施し、自己評価報告書を作成している。

なお、上記において作成した評価書及び報告書等については、社会への説明責任を果たすため、本学の公式ウェブページにて公表している。

1 4 認証評価

1) 認証評価を受ける計画等の全体像(実績)

平成 29 年度教職大学院認証評価自己評価書作成に向けたスケジュール

平成 28 年

6 月 ○教職大学院認証評価における自己評価書の作成について副学長
(目標・評価担当)より依頼

6 月 ○宮崎大学教育研究評議会を受審体制を報告

7 月～12 月 ○自己評価書の原案作成

平成 29 年

3 月 31 日まで ○教育学研究科の自己評価書(案)提出締切り

4 月 3 日～4 月 10 日 ○評価室長、企画評価課で自己評価書(素案)を確認

4 月 6 日 ○教職大学院研究科長と打ち合わせ

4 月 18 日～4 月 20 日 ○評価室教職大学院認証評価作業部会の開催

・自己評価書(案)の検証

4 月 21 日 ○教育学研究科へ作業部会の検証結果をフィードバック

4 月 28 日 ○教育学研究科からのフィードバック等に対する回答締切り

5 月 1 日 ○自己評価書(素案)を教員養成評価機構へ提出

5 月 15 日まで ○教育学研究科へ教員養成機構からの修正指示をフィードバック

・教育・学生担当理事と課題等について協議

5 月 19 日 ○教育学研究科からのフィードバック等に対する回答締切り

5 月下旬 ○評価室検討会(評価室会議)を随時開催

・教育学研究科からのフィードバックに対する回答を検討

6 月 ○自己評価書(案)を学長に報告

6 月 ○評価室会議の開催

・学長からの意見に対する検討

・自己評価書(最終案)を決定

6 月 ○経営協議会において自己評価書(案)を審議

6 月 ○教育研究評議会、役員会において自己評価書(案)を審議

6 月 ○自己評価書を作成(印刷・電子媒体)

6 月 ○宮崎県・宮崎市・連携協力校へ訪問調査への対応スケジュール調整

6 月末日まで ○教員養成評価機構へ自己評価書を提出

○自己評価書を教育学研究科へ送付

7 月 ○訪問調査回答用紙作成

○訪問調査スケジュール案作成

8 月～9 月 ○訪問調査時面談者(学生・修了生・教育委員会等関係者・連携協力校
校長等関係者)調整・選定

○授業等教育現場視察校選定

11 月 13・14 日 ○訪問調査

2) 認証評価を受けるための準備状況

平成 27 年 12 月 7 日

教職大学院等認証評価実施説明会（一般財団法人教員養成評価機構主催）に研究科長、事務担当者が参加。教職大学院認証評価の評価基準の改正点、自己評価書作成要領の内容について確認。

平成 28 年 6 月

副学長（目標・評価担当）からの自己評価書作成依頼を受け、学内検討チーム（教育学研究科長、専攻長、副学部長（評価担当）、教職大学院担当係長）で依頼について確認。自己報告書（原案）作成を開始。

平成 28 年 8 月

教職実践開発専攻会議において、自己評価書の評価基準ごとの項目について当該の委員会・教員による対応を確認。

平成 28 年 12 月 19 日

教職大学院等認証評価実施説明会（一般財団法人教員養成評価機構主催）に研究科長、事務担当者が参加。認証評価のスケジュール、自己評価書作成要領、訪問調査実施要領、評価作業マニュアルの内容について確認。

平成 29 年 11 月 13・14 日

訪問調査。

15 情報の公表

宮崎大学の「広報の基本方針」に則り、教育学研究科に係る教育活動等の状況について、広く社会に周知できるようにウェブページの他、案内パンフレットや学生募集要項の配布、保護者懇談会における紹介を実施してきている。また教育フォーラムにおける発表や課題研究発表会の開催等を通じて学びの成果を公開している。

ア) 大学の教育研究上の目的に関すること

「教育学研究科の目的」 <https://www.miyazaki-u.ac.jp/faculty/graduate/index.html>

イ) 教育研究上の基本組織に関すること

学校教育支援専攻【修士課程】(教育臨床心理専修、日本語支援教育専修)

教職実践開発専攻【専門職学位課程：教職大学院】(学校・学級経営コース、生徒指導・教育相談コース、教育課程・学習開発コース、教科領域教育実践開発コース)

<https://www.miyazaki-u.ac.jp/faculty/graduate/index.html>

ウ) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

各コース所属の教員名、職名、教員の類型(研究者・実務家教員別)、部屋番号

<http://www.miyazaki-u.ac.jp/kyoushoku/staff/index.html>

研究者データベース

<https://srhumdb.miyazaki-u.ac.jp/search?m=home&l=ja>

エ) 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

アドミッションポリシー・ディプロマポリシー

<http://www.miyazaki-u.ac.jp/kyoushoku/class/index.html>

各コースの特色

<http://www.miyazaki-u.ac.jp/kyoushoku/course/index.html>

本学の就職状況

<http://gakumu.of.miyazaki-u.ac.jp/gakumu/jobinfo/jobaftergraduation.html>

オ) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

教育課程の特色、教育課程の概要

<http://www.miyazaki-u.ac.jp/kyoushoku/trait/index.html>

カ) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

学務情報システム(わかば)による科目登録、シラバス、試験結果、授業に関するお知らせ、就

職情報

<http://gakumu.of.miyazaki-u.ac.jp/gakumu/educationalinfo/01-gakumuinfo.html>

キ) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

学生生活関係の最新ニュース掲載

<http://gakumu.of.miyazaki-u.ac.jp/gakumu/campuslifeinfo/campuslifeinfo.html>

ク) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

入学料・授業料免除等について

<http://gakumu.of.miyazaki-u.ac.jp/gakumu/campuslifeinfo/schoolandadmissionfee.html>

授業料について

<http://www.miyazaki-u.ac.jp/campus/fees/jugyou/>

学生寮(寄宿舎)入居について

<http://gakumu.of.miyazaki-u.ac.jp/gakumu/images/20190104rinjinyuukyoshinseiyoukou.pdf>

ケ) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

キャリア支援、就職相談について

<http://gakumu.of.miyazaki-u.ac.jp/gakumu/jobinfo/jobcareea-ad.html>

宮崎大学安全衛生保健センターサイト

<http://www.miyazaki-u.ac.jp/anzen/>

コ) その他(教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果等)

宮崎大学トップページより検索可能 <http://www.miyazaki-u.ac.jp/>

教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

<http://www.miyazaki-u.ac.jp/kyoushoku/class/index.html>

学則等各種規程

<https://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/kitei/>

設置計画履行状況等報告書

<http://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/secchi-kaiso/setup.html>

設置計画に係る補正計画書

http://www.miyazaki-u.ac.jp/mediadata/guide/files/teacher_correction.pdf

自己点検・評価報告書

http://www.of.miyazaki-u.ac.jp/~hyouka_web2/gakugai/tenken.html

認証評価の結果等

http://www.of.miyazaki-u.ac.jp/~hyouka_web2/gakugai/new/ninsyou.html

1 6 教育内容等の改善のための組織的な研修等

1) 全学的な取組

本学は全学の教育質保証・向上委員会（2017年度組織改編）（委員長は教育・学生担当理事）の下に、FD専門委員会を組織し、①全学的なFDの実実施計画の立案及び実施に関する事項、②各学部・研究科のFD活動への協力・支援に関する事項、③授業形態、学修状況の調査・研究に関する事項、④ネットワークを活用した教育環境・教育方法等の改善に関する事項、⑤教員教育活動表彰候補者の選考に関する事項、⑥その他FDに関し教育質保証・向上委員会から付託された事項について、審議・立案し、全学的なFD活動を推進している。また、学内共同教育研究施設のひとつとして、教育・学生担当理事がセンター長を務める教育・学生支援センターを設置しており、大学教育委員会のシンクタンクとしての役割を果たしている。同センターは、「教育企画部門」と「学生支援部門」の2部門からなり、教育企画部門は、多様な学生に学部・学科等の教育目標と授業の関連等を理解させ、それぞれの授業を満足度の高いものとする方策を研究、提言し、授業内容・教育方法等の改善を図るための組織的な教育改善活動を支援している。さらに、全学組織として「教育質保証・向上委員会」を設置し、教育におけるPDCAサイクルを確実に機能させ、教育の内部質保証を担保する全学的な教学マネジメントを構築している。

また、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、新規採用者、係長、管理者等の対象別の研修のほか、英語研修、ハラスメント防止研修、広報研修など、大学職員に必要な知識・技能を取得及び向上させるためのSD活動を全学的に実施している。

2) 教育学研究科教職実践開発専攻の取組

教職実践開発専攻ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下「ファカルティ・ディベロップメント」は「FD」と表す）が、「学生による授業評価及び担当授業相互評価を充実する」という第2期中期計画に即して学生アンケートによる授業評価を実施し、授業評価を参考にした授業改善シートを研究者教員と実務家教員の両者の協議により授業毎に作成するとともにFD研修会による全体協議を経て授業改善を図っている。さらに、学習達成度評価専門委員会は、修了予定の院生を対象に目標達成確認科目における学習履歴指導や課題研究指導に関するアンケートの結果を専攻会議に報告するとともに、外部評価者からなる学習達成度評価委員会の会議録を専攻会議に報告して担当教員全員が共有し、次年度の改善に専攻全体で取り組んでいる。

院生を対象とする修了時アンケートについても、教職実践開発専攻評価委員会がとりまとめて研究科委員会に報告して共有した上で次年度に生かしている。また授業における評価方法の改善を目指す専攻会議での意見を経て、教科領域の科目を担当する研究者教員と実務家教員が連携して、授業力の向上をめざすルーブリック案を作成し、平成28年の共通領域科目「教科学習の構成と展開・評価と課題」において試行した。これについては、FD研修会において、報告され、今後の本格的導入や他の授業でのルーブリック導入の可能性について、ルーブリック試行に参加した学生からの意見も踏まえつつ、研究者教員と実務家教員がそれぞれの観点から意見交換した。さらに、FD研修会において、附属学校教育実習運営委員会によるアンケート調査の実施や学習達成度評価専門委員会によるアンケート調査結果について協議されるなど、授業と教育実習や達成度確認科目との連携を充実させ、理論と実践の往還を促進させるFD活動のあ

り方についても協議が及んでいる。このような点検評価と改善のPDCAサイクルは、研究科長を中心に、研究科企画委員会などが企画を行い、カリキュラム委員会、学習達成度評価専門委員会、入試委員会、学生支援委員会などが実行し、評価委員会を中心とした各種委員会が実施する評価を専攻会議で教員全員が共有した上で、専攻会議で改善に向けた方向性を決めてアクションを起こすという流れで進めている。また、これらの学生アンケート調査の結果をFD研修会やカリキュラム委員会等において議論し、授業やシラバスの改善を積み重ねてきたこれまでの流れについて、転籍や採用などによる新規の担当教員にも理解を求め、現在のカリキュラム構成の基本的な考え方や研究者教員と実務家教員の共同による授業運営の実践的方法について身に付けられるようなFD研修会も計画している。

優れた教員の質の保証を図るため、教育学部・教育学研究科教員個人自己点検・評価委員会による検証・評価を活用している。教員個人が「向こう3年間の自己活動目標」、「活動目標に対するPDCA自己報告書」及び「教員個人評価のための自己申告書」を作成し、教員個人自己点検・評価委員会に提出。教員個人自己点検・評価委員会は、「教員の個人評価実施細目」や「評価基準及び評価方法」に基づいて、教員個人から提出された書類の検証及び評価を行う。研究科長は、評価結果を教員個人に伝える際に、高い評価を受けた教員に対して、一層の向上を奨める。

1 7 連携協力校等との連携

1) 附属学校及び連携協力校との連携内容

教職大学院の目的である「理論と実践の架橋・往還・融合」を達成するためには、大学での理論的学習と、大学と連携協力校の連携に基づいた実践的学習(授業観察・授業研究等)や教育実習が有機的な結びついた体系的な学びが不可欠である。宮崎大学では、学部新卒既卒学生や入学後に一種免許取得する社会人経験学生と、現職教員学生を分けて教育実習を行う。それぞれの教育実習は、実習生の学習歴に応じて附属学校や表 10「連携協力校一覧」に示す実習校種・施設等において実施する。なお、教育実習の外に、実践的学習(授業観察・授業研究等)等も大学と連携協力校とで協働実施する。

連携協力校の選定にあたっては、適正な学生の配置数、連携協力校に配置可能な指導教員数、巡回指導等が適正にできる地域の範囲及び大学側の教員数、特色ある取組をしている学校数等を勘案して決定した。その結果、連携協力校(公立小・中・高等学校 16 校、県立特別支援学校 13 校(特別支援教育コース現職教員院生の所属校を含む))及び宮崎県及び宮崎市教育委員会所管の教育研修センターを選定した。

教職実践高度化コース及び教科領域指導力高度化コースの「学校における実習」として開設する「基礎能力発展実習」(学部新卒既卒学生及び社会人経験学生)及び「メンターシップ実習」(現職教員学生対象)は、附属学校で実施する。「学校教育実践研究実習」と「教育実践開発研究実習」は、連携協力校(公立小・中・高等学校)で実施する。

「教職実践高度化コース教育行政・学校経営分野」(管理職養成)の「学校教育高度化実践研究実習」「教育実践高度化開発研究実習」「マネジメント実習」は、現職管理職教員が所属する小・中・高等学校で実施する。

また、特別支援教育コースの学部新卒既卒学生及び社会人経験学生は、「学校における実習」として「特別支援基礎能力発展実習」を県立特別支援学校で実施し、「特別支援教育実践研究実習Ⅰ・Ⅱ」は、各院生の希望進路や研究課題に基づいて附属学校や連携協力校(県立特別支援学校)で実施する。現職教員学生は、「コーディネーター実習」及び「特別支援教育実践研究実習Ⅰ・Ⅱ」を各自の所属校で実施する。

2) 連携協力校以外の関係機関との連携とその内容

表 10「連携協力校一覧」のように、「その他の実習」として開設する「インターンシップ実習Ⅰ」(現職教員学生対象)と「インターンシップ実習Ⅱ」(学部新卒既卒学生及び社会人経験学生対象)については、本大学院と連携協定を結んでいる宮崎県教育委員会及び宮崎市教育委員会の教育研修施設(宮崎県教育研修センター、宮崎市教育情報研修センター等)において実施する。

表 10：教育実習科目と附属学校・連携協力校一覧

[学校における実習：教職実践高度化コース・教科領域指導力高度化コース]

実施区分		実習校	
学校における実習	基礎能力発展実習 (3単位)(必修)	附属小学校 附属中学校	
	学校教育実践研究実習 (3単位)(必修)	宮崎市立江平小学校 宮崎市立西池小学校 宮崎市立生目台東小学校 宮崎市立本郷小学校	宮崎市立生目台中学校 宮崎市立本郷中学校 宮崎市立木花中学校 宮崎市立加納中学校
	教育実践開発研究実習 (4単位)(必修)	宮崎市立学園木花台小学校 宮崎市立加納小学校 宮崎市立宮崎東中学校 宮崎市立宮崎西中学校	宮崎県立宮崎大宮高等学校 宮崎県立宮崎南高等学校 宮崎県立宮崎西高等学校 宮崎県立宮崎北高等学校
	メンターシップ実習 (4単位)(必修)	附属小学校 附属中学校	

[学校における実習：教職実践高度化コース教育行政・学校経営分野(管理職養成)]

実施区分		実習校	
学校における実習	学校教育高度化実践研究実習(3単位)(必修)	現職管理職教員が所属する小・中・高等学校	
	教育実践高度化開発研究実習(3単位)(必修)		
	マネジメント実習 (4単位)(必修)		

[学校における実習：特別支援教育コース]

実施区分		実習校	
		学部新卒・既卒学生 社会人経験学生	現職教員学生
学校における実習	特別支援教育基礎能力 発展実習 (3単位)(必修)	みなみのかぜ支援学校 清武せいりゅう支援学校 みやざき中央支援学校	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> 現職教員学生は基本的に所属校で行う。 みやざき中央支援学校 赤江まつばら支援学校 みなみのかぜ支援学校 清武せいりゅう支援学校 日南くろしお支援学校 都城きりしま支援学校 都城きりしま支援学校小林校 日向ひまわり支援学校 児湯るびなす支援学校 延岡しろやま支援学校 延岡しろやま支援学校高千穂校 明星視覚支援学校 都城さくら聴覚支援学校 </div>
	コーディネーター実習 (3単位)(必修)		
	特別支援教育実践研究 実習Ⅰ(3単位)(必修) 特別支援教育実践研究 実習Ⅱ(4単位)(必修)	附属小学校 附属中学校 みなみのかぜ支援学校 清武せいりゅう支援学校 みやざき中央支援学校	

[その他の実習]

実施区分		関係機関
その他の実習	インターンシップ実習Ⅰ (1単位)(選択)	宮崎県教育研修センター他 宮崎県教育委員会所管の教育施設
	インターンシップ実習Ⅱ (1単位)(選択)	宮崎市教育情報研修センター他 宮崎市教育委員会所管の教育施設

1 8 実習の具体的計画

1) 実習計画の概要（実習のねらい）

(1) 教育実習全体の目標

附属学校を含む連携協力校において、担当教員（大学教員）の指導のもとで、「高度な教育理論と実践の融合」の意味を具体的に把握する。それに加えて、学校経営、学級経営、生徒指導、教育課程経営、教科指導など学校の教育活動全体について総合的に体験・考察したり、反省的振り返りをしたりする機会を得て、前述の学校の各教育活動に関する高度な実践力・展開力を修得する。これらの学びを通して、学校が抱える教育課題に対する組織的な対応に寄与できる視野の広い新人教員や地域や学校における指導的役割を果たしうるミドルリーダー（中堅教員）、チーム学校として組織的に解決していくマネジメント力を備えたスクールリーダー（中核的中堅教員や管理職）としての資質を養成する。

(2) 教育実習の内容と教育上の効果、実習単位、実習期間・時間

教職実践開発専攻では、教育実習を「学校における実習（必修 10 単位）」と「その他の実習（選択 2 単位）」に類別している。

「学校における実習」は、原則としてすべての学生を対象として、学校経営、学級経営、生徒指導、教育課程経営、教科指導など学校の教育活動全体について総合的に体験・考察したり、反省的振り返りをしたりする機会を得て、前述の学校の各教育活動に関する高度な実践力・展開力の修得をねらいとして、附属学校や連携協力校で実施する。

「その他の実習」としては、「インターンシップ実習Ⅰ（選択 1 単位）」と「インターンシップ実習Ⅱ（選択 1 単位）」の 2 科目を設ける。「インターンシップ実習Ⅰ（選択 1 単位）」は、現職教員学生を対象としており、ミドルリーダー（中堅教員）、スクールリーダー（中核的中堅教員や管理職）としての資質・能力を、より確かなものとするをねらいとして、宮崎県教育研修センターや宮崎市教育情報研修センター等で実施する。

「インターンシップ実習Ⅱ（選択 1 単位）」は、学部新卒既卒学生及び社会人経験学生を対象としており、宮崎県教育研修センターや宮崎市教育情報研修センター等で実施されている児童生徒を対象とした活動や研修講座等に参加する。そのなかで、附属学校や連携協力校等で修得した教育活動全体について総合的に体験し考察するとともに、学校の各教育活動に関する高度な実践力・展開力の修得及び得意分野における高度な実践力・展開力を、より質の高いものにし、学校が抱える教育課題に対する組織的な対応に寄与できる視野の広い新人教員としての資質・能力をより確かなものにする。具体的な科目とそのねらいは、表 11 の通りである。

表 11 : 「学校における実習」の科目と「単位」、「時期」、「実習目標」、「実習施設」

科目名	単位	時期 期間	実習目標	実習施設
基礎能力発展 実習	3単位	1年次 9月 3週間	実践的な理論を実際の授業に転化したり、実践を通して検証したりすることによって、得意分野を持つとともに高度な実践力・応用力の修得をねらいとする。	附属学校
学校教育実践 研究実習	3単位	2年次 4・5月 3週間	これまでの学修を基盤としながら各自の研究課題に取り組み、力量ある新人教員に求められる能力・資質の向上をねらいとする。	公立小・中・ 高等学校
教育実践開発 研究実習	4単位	2年次 10・11月 4週間	各自の研究課題を発展させ資質の向上・定着をねらいとする。	公立小・中・ 高等学校
メンターシップ 実習	4単位	1年次 7～9月 4週間	新任及び若手教員に指導助言を実地に行うことによって、学校リーダーとしての高度な能力形成をねらいとする。	附属学校
学校教育高度化 実践研究実習	3単位	1年次 5～8月 15日間	学校管理職として必要な知識や実践的能力を所属校における実践実習を通じて身に付けることをねらいとしている。	公立小・中・ 高等学校
教育実践高度化 開発研究実習	3単位	2年次 5～8月 15日間	これまでの大学院での学修を基盤としながら「学校教育高度化実践研究実習」での各自の研究課題を発展させることを通じて、力量ある管理職に求められる資質・能力の向上をねらいとしている。	公立小・中・ 高等学校
マネジメント 実習	4単位	2年次 10～2月 20日間	これまでの大学院での学修（実習を含む）の成果を所属校でのマネジメントという実践場面に活かすことで、管理職に求められる高度な資質・能力の更なる向上と定着をねらいとしている。	公立小・中・ 高等学校

特別支援基礎 能力発展実習	3単位	1年次 5～9月 15日間	実践的な理論を実際の授業に転化したり、実践を通して検証したりすることによって、得意分野を持つとともに高度な実践力・応用力を修得することをねらいとする。	県立特別支援 学校
特別支援教育 実践研究実習Ⅰ	3単位	2年次 4～9月 15日間	これまでの学修を基盤としながら各自の研究課題に取り組み、力量ある新人教員に求められる能力・資質の向上をねらいとする。	県立特別支援 学校 附属学校
特別支援教育 実践研究実習Ⅱ	4単位	2年次 10～1月 20日間	各自の研究課題を発展させ資質の向上・定着をねらいとする。	県立特別支援 学校 附属学校
コーディネー ター実習	3単位	1年次 10～2月 15日間	現職教員として培ってきた教育実践力を基盤としながら、地域の学校等に対する特別支援学校のセンター的機能の充実に資する力量形成をねらいとする。	県立特別支援 学校

(3)対象別（学習歴別）の教育実習

○「学部新卒既卒学生」及び「社会人経験学生」が履修する教育実習

学部新卒既卒学生及び社会人経験学生は、学校が抱える教育課題に対する組織的な対応に寄与できる視野の広い新人教員としての資質・能力を形成することをねらいとして、担当教員（大学教員）の指導のもとで、附属学校や連携協力校等における「学校における実習（必修10単位）」や宮崎県教育研修センターや宮崎市教育情報研修センター等における「インターンシップ実習Ⅱ（選択1単位）」を履修する。なお、各コースの学生が履修する「学校における実習」は次の通りである。

《教職実践高度化コース、教科領域指導力高度化コースの学部新卒既卒学生及び社会人経験学生が履修する「学校における実習」》

「基礎能力発展実習（3単位）」

「学校教育実践研究実習（3単位）」

「教育実践開発研究実習（4単位）」

《特別支援教育コースの学部新卒既卒学生及び社会人経験学生が履修する「学校における実習」》

「特別支援教育基礎能力発展実習（3単位）」

「特別支援教育実践研究実習Ⅰ（3単位）」

「特別支援教育実践研究実習Ⅱ（4単位）」

○「休業制度等を活用して修学する教職経験6年未満の現職教員学生」が履修する教育実習

休業制度等を活用して修学する教職経験6年未満の現職教員学生は、学校が抱える教育課題に対する組織的な対応に寄与できる視野の広い教員としての資質・能力の形成をねらいとして、担当教員（大学教員）の指導のもとで、附属学校や連携協力校等における「学校における実習（必修10単位）」や宮崎県教育研修センターや宮崎市教育情報研修センター等における「インターンシップ実習Ⅰ（選択1単位）」を履修する。但し、教職経験3年以上の現職教員学生（特別支援教育コースを除く）については、初任者研修その他の研修をそれぞれ証明する書類及び研究会等における研究授業、実習記録等の元本または写しについて、「基礎能力発展実習（3単位）」の趣旨及び目標達成度の観点から評価し、同単位を免除することがある。なお、各コースの学生が履修する「学校における実習」は次の通りである。

《教職実践高度化コース、教科領域指導力高度化コースの教職経験6年未満の現職教員学生が履修する「学校における実習」》

「基礎能力発展実習（3単位）」

「学校教育実践研究実習（3単位）」

「教育実践開発研究実習（4単位）」

《特別支援教育コースの教職経験6年未満の現職教員学生が履修する「学校における実習」》

「コーディネーター実習（3単位）」

「特別支援教育実践研究実習Ⅰ（3単位）」

「特別支援教育実践研究実習Ⅱ（4単位）」

○「教職経験6年以上の現職教員学生」が履修する教育実習

教職経験6年以上現職教員学生は、現職教員学生が履修する「学校における実習」は、ミドルリーダー（中堅教員）、スクールリーダー（中核的中堅教員や管理職）としての資質・能力を形成することをねらいとして、担当教員（大学教員）の指導のもとで、附属学校や連携協力校等における「学校における実習（必修10単位）」や宮崎県教育研修センターや宮崎市教育情報研修センター等における「インターンシップ実習Ⅰ（選択1単位）」を履修する。但し、教職経験6年以上の現職教員学生（特別支援教育コースを除く）については、初任者研修その他の研修をそれぞれ証明する書類及び研究会等における研究授業、実習記録等の元本または写しについて、「基礎能力発展実習（3単位）」及び「学校教育実践研究実習（3単位）」の趣旨及び目標達成度の観点から評価し、同単位を免除することがある。なお、各コースの学生が履修する「学校における実習」は次の通りである。

《教職実践高度化コース、教科領域指導力高度化コースの教職経験6年以上の現職教員学生が履修する「学校における実習」》

「基礎能力発展実習（3単位）」

「学校教育実践研究実習（3単位）」

「メンターシップ実習（4単位）」

《特別支援教育コースの教職経験6年以上の現職教員学生が履修する「学校における実習」》

「コーディネーター実習（3単位）」

「特別支援教育実践研究実習Ⅰ（3単位）」

「特別支援教育実践研究実習Ⅱ（4単位）」

○ 「現職管理職学生」が履修する教育実習

現職管理職学生が履修する「学校における実習」は、スクールリーダー（管理職）としての資質・能力を形成することをねらいとして、担当教員（大学教員）の指導のもとで、所属校等における「学校における実習（必修10単位）」を履修する。但し、現職管理職学生については、中堅教諭等資質向上研修（旧：10年経験者研修）その他の研修をそれぞれ証明する書類及び研究会等における研究授業、実習記録等の元本または写しについて、「学校教育高度化実践研究実習（3単位）」及び「教育実践高度化開発研究実習（3単位）」の趣旨及び目標達成度の観点から評価し、同単位を免除することがある。なお、現職管理職学生が履修する「学校における実習」は次の通りである。

《教職実践高度化コース教育行政・学校経営分野（管理職養成）の現職管理職学生が履修する「学校における実習」》

「学校教育高度化実践研究実習（3単位）」

「教育実践高度化開発研究実習（3単位）」

「マネジメント実習（4単位）」

(4) 教育実習の実施体制（教育実習委員会等の設置）

上記の各教育実習の円滑な実施、問題発生に対する対応、きめ細かな指導を行うために、「宮崎大学教職大学院教育実習委員会」を設置し、附属学校や連携協力校等で実施する実習の円滑な運営を図るために、「宮崎大学教職大学院・附属学校教育実習運営委員会」及び「宮崎大学教職大学院・連携協力校等教育実習運営委員会」を設置する。

宮崎大学教職大学院教育実習委員会

(趣旨)

宮崎大学教育学研究科に、教育実習の円滑な運営を図るため、宮崎大学教職大学院教育実習委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項・内容)

- (1) 教育実習の基本的な企画・運営等に関する事。
- (2) 附属学校における教育実習の基本的な企画・運営に関する事。
- (3) 連携協力校、宮崎県及び宮崎市教育研修施設等における教育実習の基本的な企画・運営に関する事。
- (4) 教育実習の評価に関する事。
- (5) その他教育実習に関する事。

(組織)

委員会は、以下の委員をもって組織する。

- (1) 教育学研究科長
- (2) 教職実践開発専攻長
- (3) 教職大学院・附属学校教育実習運営委員会委員長
- (4) 教職大学院・連携協力校等教育実習運営委員会委員長
- (5) 教職実践開発専攻専任教員 5 人（研究者教員 2 人・実務家教員 3 人）
- (6) その他専攻長が必要と認めた委員

宮崎大学教職大学院・附属学校教育実習運営委員会

(趣旨)

宮崎大学教職大学院（教育学研究科教職実践開発専攻）に、「学校における実習」のうち附属小・中学校で実施する「基礎能力発展実習」及び「メンターシップ実習」（以下「附属学校における実習」という。）の円滑な運営を図るため、宮崎大学教職大学院・附属学校教育実習運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

委員会は、「附属学校における実習」に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 「附属学校における実習」の企画・運営に関する事。
- (2) 大学教員及び附属学校教員による「附属学校における実習」の指導体制に関する事。
- (3) 「附属学校における実習」の評価に関する事。
- (4) その他「附属学校における実習」に関する事。

(組織)

委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教職大学院専任教員の内、研究者教員 2 人
- (2) 教職大学院専任教員の内、実務家教員 2 人
- (3) 附属小・中学校の教務主任及び教育実習担当教諭（小学校 3 人、中学校 2 人）
- (4) その他専攻長が必要と認めた者

宮崎大学教職大学院・連携協力校等教育実習運営委員会

(趣旨)

宮崎大学教職大学院（教育学研究科教職実践開発専攻）に、「学校における実習」のうち連携協力校で実施する「学校教育実践研究実習」及び「教育実践開発研究実習」（以下「連携協力校における実習」という。）、連携協力校や宮崎県・宮崎市教育研修施設等で実施する「インターンシップ実習Ⅰ」及び「インターンシップ実習Ⅱ」（以下「インターンシップ実習」という。）の円滑な運営を図るため、宮崎大学教職大学院・連携協力校等教育実習運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

委員会は、「連携協力校における実習」及び「インターンシップ実習」に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 「連携協力校における実習」及び「インターンシップ実習」の企画・運営に関すること。
- (2) 大学教員及び連携協力校や宮崎県・宮崎市教育研修施設等の実習担当教員による「連携協力校における実習」及び「インターンシップ実習」の指導体制に関すること。
- (3) 「連携協力校における実習」及び「インターンシップ実習」の評価に関すること。
- (4) その他「連携協力校における実習」及び「インターンシップ実習」に関すること。

(組織)

委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究者教員 2 名
- (2) 教職大学院・連携協力校等教育実習連絡会議規程第 3 条第 5 号委員（研究者教員 1 人・みなし専任教員 2 人）
- (3) 教職実践開発専攻専任研究者教員 1 人
- (4) 教職実践開発専攻専任実務家教員及びみなし専任教員 3 人
- (5) 連携協力校の実習担当教員
- (6) 宮崎県教育研修センター代表
- (7) 宮崎市教育情報研修センター代表
- (8) その他専攻長が必要と認めた者

(5) 学生へのオリエンテーションの内容・方法・スケジュール

教職実践開発専攻では、学習歴の異なる学生が、それぞれのディプロマポリシーの達成に不可欠な理論と実践の融合・往還が可能になるように多様な教育実習を開設している。したがって、各教育実習のオリエンテーションもまた多様となる。各教育実習「基礎能力発展実習」、「特別支援教育基礎能力発展実習」、「学校教育実践研究実習」、「教育実践開発研究実習」、「メンターシップ実習」、「コーディネーター実習」、「特別支援教育実践研究実習（Ⅰ及びⅡ）」及び「インターンシップ実習（Ⅰ及びⅡ）」における学生へのオリエンテーションの内容・方法・スケジュールは、以下の表 12 に示す通りである。

表 12：オリエンテーションの内容・方法・スケジュール

○ 基礎能力発展実習、学校教育実践研究実習、教育実践開発研究実習		
	内 容	方 法
1 年次 4 月	<ul style="list-style-type: none"> 教育実習（基礎能力発展実習、学校教育実践研究実習、教育実践開発研究実習）全体の趣旨及び概要の説明 	<ul style="list-style-type: none"> 教育実習委員会実施（研究科、附属学校、連携協力校各委員、教務関係者らによる説明）
4～6 月 6～7 月	<ul style="list-style-type: none"> 教育実習参加（免除）に必要な諸手続き 連携協力校への配属先が決定次第、説明会を開催（協力校への挨拶等指示） 附属学校で実施する基礎能力発展実習の説明会及び事前指導 	<ul style="list-style-type: none"> 教育実習委員を中心に実施 附属学校教育実習運営委員を中心に大学及び附属校で実施
9 月	<ul style="list-style-type: none"> 学部新卒学生等、「基礎能力発展実習」実施 	<ul style="list-style-type: none"> 専任教員による巡回指導
2 年次 4 月	<ul style="list-style-type: none"> 連携協力校で実施する「学校教育実践研究実習」及び「教育実践開発研究実習」の趣旨及び概要等の説明 連携協力校において、連携協力校の目標、取組み等についての概要説明 	<ul style="list-style-type: none"> 連携協力校等教育実習運営委員を中心に大学で実施 連携協力校等教育実習運営委員会を中心に連携協力校で実施
5 月	<ul style="list-style-type: none"> 学部新卒学生等、「学校教育実践研究実習」実施 	<ul style="list-style-type: none"> 専任教員による巡回指導
11 月	<ul style="list-style-type: none"> 学部新卒学生等、「教育実践開発研究実習」実施 	<ul style="list-style-type: none"> 専任教員による巡回指導
12 月	<ul style="list-style-type: none"> 教育実習（基礎能力発展実習、学校教育実践研究実習、教育実践開発研究実習）全体の成果等の取りまとめの説明会 	<ul style="list-style-type: none"> 教育実習委員を中心に大学で実施

○ メンターシップ実習		
内 容		方 法
2年次		
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ メンターシップ実習全体の趣旨及び概要の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 附属学校教育実習運営委員会実施
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宮崎県教育研修センター及び附属学校で実施する「メンターシップ実習（必修科目）」の説明会及び事前指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 附属学校教育実習運営委員会を中心に大学及び附属校で実施
8～9月	<p>「メンターシップ実習」（附属学校）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専任教員による巡回指導
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ メンターシップ実習全体の成果等の取りまとめに関する指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専任教員による事後指導 ・ 附属学校教育実習運営委員会を中心に大学で実施

○ 学校教育高度化実践研究実習 教育実践高度化開発研究実習 マネジメント実習		
内 容		方 法
1 年次 4 月	<ul style="list-style-type: none"> 教育実習（学校教育高度化実践研究実習 教育実践高度化開発研究実習 マネジメント実習）全体の趣旨及び概要の説明 教育実習の趣旨及び概要等の説明 実習先である所属校の校長への相談と依頼 所属校での事前指導 	<ul style="list-style-type: none"> 教育実習委員会実施（実習校における実習担当大学教員による説明）
5～7 月	<ul style="list-style-type: none"> 「学校教育高度化実践研究実習」を所属校で実施 「教育実践高度化開発研究実習」を所属校で実施 	<ul style="list-style-type: none"> 実習担当大学教員による巡回指導。週 1 日を巡回指導日に充てる。 実習担当大学教員による巡回指導。週 1 日を巡回指導日に充てる。
9 月	<ul style="list-style-type: none"> 実習先である所属校の校長への相談と依頼 	<ul style="list-style-type: none"> 所属校での、会議体や人事評価での実践については、所属校の校長による指導助言をもって実施する。後日、校長と実習担当大学教員とで実践報告と評価について打ち合わせする。
10～12 月	<ul style="list-style-type: none"> 「マネジメント実習」を所属校で実施 	<ul style="list-style-type: none"> 実習担当大学教員による巡回指導。週 1 日を巡回指導日に充てる。
1 月	<ul style="list-style-type: none"> 教育実習全体の成果等の取りまとめの説明会 	<ul style="list-style-type: none"> 研究科委員を中心に大学で実施。

○ 特別支援教育基礎能力発展実習、特別支援教育実践研究実習Ⅰ、特別支援教育実践研究実習Ⅱ		
	内 容	方 法
1年次 4月	<ul style="list-style-type: none"> 教育実習（特別支援教育基礎能力発展実習、特別支援教育実践研究実習Ⅰ、特別支援教育実践研究実習Ⅱ外）全体の趣旨及び概要の説明 	<ul style="list-style-type: none"> 研究科実習運営委員会実施（研究科、附属学校、連携協力校各委員、教務関係者らによる説明）
4～5月	<ul style="list-style-type: none"> 連携協力校への配属先が決定次第、特別支援教育基礎能力発展実習の説明会・事前指導（協力校への挨拶等指示） 	<ul style="list-style-type: none"> 研究科委員を中心に実施
5月	<ul style="list-style-type: none"> 連携協力校での特別支援教育基礎能力発展実習の事前指導 	<ul style="list-style-type: none"> 連携協力校で実施
5～9月	<ul style="list-style-type: none"> 学部新卒学生等、「基礎能力発展実習」実施 	<ul style="list-style-type: none"> 研究科・連携協力校委員を中心に連携協力校で実施 専任教員による巡回指導
10月	<ul style="list-style-type: none"> 連携協力校等で実施する「特別支援教育実践研究実習Ⅰ」と「特別支援教育実践研究実習Ⅱ」の趣旨及び概要等の説明 	<ul style="list-style-type: none"> 研究科・連携協力校委員、教務関係者らを中心に大学で実施
11～12月	<ul style="list-style-type: none"> 配属先となる連携協力校等に関する相談・依頼 	
2～3月	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育実践研究実習Ⅰ」と「特別支援教育実践研究実習Ⅱ」の日程、内容等について、学校単位でスケジュール等の確認 	
2年次 5～9月	<ul style="list-style-type: none"> 「特別支援教育実践研究実習Ⅰ」実施 	<ul style="list-style-type: none"> 研究科・連携協力校委員を中心に連携協力校等で実施 専任教員による巡回指導
10～1月	<ul style="list-style-type: none"> 「特別支援教育実践研究実習Ⅱ」実施 	<ul style="list-style-type: none"> 研究科・連携協力校委員を中心に、連携協力校等で実施 専任教員による巡回指導
1月	<ul style="list-style-type: none"> 教育実習（特別支援教育基礎能力発展実習、特別支援教育実践研究実習Ⅰ、特別支援教育実践研究実習Ⅱ）全体の成果等の取りまとめの説明会 	<ul style="list-style-type: none"> 研究科委員を中心に大学で実施

○ コーディネーター実習		
内 容		方 法
1 年次 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ コーディネーター実習全体の趣旨及び概要の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究科実習運営委員会実施 (研究科、教務関係者らによる説明)
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携協力校(原則、所属校)で実施する「コーディネーター実習」の説明会及び事前指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究科実習運営委員会を中心に大学及び連携協力校で実施
8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 附属学校で実施する「コーディネーター実習」の打ち合わせ 	
10 月～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「コーディネーター実習」を連携協力校(原則、所属校)で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究科実習運営委員会を中心に連携協力校で実施
1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ コーディネーター実習全体の成果等の取りまとめに関する指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専任教員による巡回指導 ・ 研究科実習運営委員会を中心に大学で実施

○ インターンシップ実習(「インターンシップ実習Ⅰ」、「インターンシップ実習Ⅱ」)		
内 容		方 法
1 年次 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターンシップ実習全体の趣旨及び概要の説明 ・ 宮崎県教育委員会・宮崎市教育委員会所管の教育研修センター等における「インターンシップ実習Ⅰ」の説明会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携協力校等教育実習運営委員会実施(連携協力校等教育実習委員長による説明)
1～3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受講生自身による実施施設・学校との連絡、受講願の提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携協力校等教育実習運営委員会による受講願の確認と実習可否の決定
2 年次 5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「インターンシップ実習Ⅰ・Ⅱ」の実習計画案作成。実施施設・学校及び教務学生支援係に提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専任教員による個別指導
6 月～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「インターンシップ実習Ⅰ・Ⅱ」実施 ・ 受講生自身による実習内容の記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専任教員による事前指導及び巡回指導
1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実習報告書を作成し、連携協力校等教育実習運営委員会に提出。 ・ インターンシップ実習全体の成果等の取りまとめに関する指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専任教員による事後指導 ・ 連携協力校等教育実習運営委員会を中心に大学で実施

2) 教育実習指導体制と方法

(1) 教育実習の全体計画と年間スケジュール

各教育実習の全体計画は、表 13 に示す通りである。

表 13：各教育実習の全体計画

	科目名	単位	年次	時期	実習施設
学校における実習	基礎能力発展実習	3 単位	1 年次	9 月 3 週間	附属学校
	学校教育実践研究実習	3 単位	2 年次	4・5 月 3 週間	公立小・中・高等学校
	教育実践開発研究実習	4 単位	2 年次	10・11 月 4 週間	公立小・中・高等学校
	メンターシップ実習	4 単位	2 年次	7～9 月 4 週間	附属学校
	学校教育高度化実践研究実習	3 単位	1 年次	5～8 月 15 日間	公立小・中・高等学校
	教育実践高度化開発研究実習	3 単位	2 年次	5～8 月 15 日間	公立小・中・高等学校
	マネジメント実習	4 単位	2 年次	10～2 月 20 日間	公立小・中・高等学校
	特別支援基礎能力発展実習	3 単位	1 年次	5～9 月 15 日間	県立特別支援学校
	特別支援教育実践研究実習 I	3 単位	2 年次	4～9 月 15 日間	県立特別支援学校・附属学校
	特別支援教育実践研究実習 II	4 単位	2 年次	10～1 月 20 日間	県立特別支援学校・附属学校
コーディネーター実習	3 単位	1 年次	10～2 月 15 日間	県立特別支援学校	
その他の実習	インターシップ実習 I	1 単位	1 年次	通年	宮崎県教育委員会及び宮崎市教育委員会所管の教育研修センター等
	インターシップ実習 II	1 単位	1 年次	通年	附属学校、連携協力校及び公立学校等

(2) 各実習における指導体制と巡回指導計画

教育実習の巡回指導は、専任教員（研究者教員 14 名、実務家教員 6 名）及び、授業担当をしている兼任教員によって行う（表 14）。「基礎能力発展実習（附属学校で実施）」と「学校教

育実践研究実習（公立の連携協力校で実施）」、「教育実践開発研究実習（公立の連携協力校で実施）」に分けて指導体制を組織する。

表 14：巡回指導教員組織

指導教員 組織		専任教員 (20名)	兼任教員 (各コース授業担当) (51名)	コース
71名	16	研究者教員(4) 実務家教員(3)	9	教職実践高度化
	50	研究者教員(9) 実務家教員(2)	39	教科領域指導力高度化
	5	研究者教員(1) 実務家教員(1)	3	特別支援教育

(3)各教育実習施設における各班の具体的指導体制（実習の巡回スケジュール）

ア．「基礎能力発展実習」・「特別支援基礎能力発展実習」における指導体制及び巡回指導

附属学校で行う「基礎能力発展実習」は、原則として「実習全般」、「授業の指導」、「道德の指導」ごとに担当指導教員を配置する。具体的には、「実習全般」の統括責任者を、「授業の指導」においては当該学級・教科等の教員、模擬授業指導教員等を、「道德の指導」においては道德担当の教員、実務家教員（准教授及びみなし）、附属校教員を置き、該当学生を分担指導する。また、基本的に全実習期間を通して対応可能な専任教員や兼任教員が手分けして巡回指導にあたる。

連携協力校で行う「特別支援基礎能力発展実習」は、原則としてコースの指導教員と実務家教員を配置する。連携協力校での教育実習期間中（5月～9月）は、実習開始時と各月中旬と月末、そして定期的実施される研究授業を分担して巡回指導にあたる。なお、研究授業の指導者としてよりふさわしい兼任教員がいる場合には、当該教員と連絡を取り合って、学生により適切な指導助言を提供できる体制を整える。

具体的な班編成と巡回スケジュールは、表 15 に示す通りである。

イ．「学校教育実践研究実習」・「教育実践開発研究実習」における指導体制及び巡回指導

連携協力校で行う学校教育実践研究実習、教育実践開発研究実習は、原則としてコースの指導教員と連携協力校ごとに割り振られた連絡調整教員（実務家教員）を配置する。連携協力校で学校教育実践研究実習、教育実践開発研究実習が実施されている時には、週の最初と週末及び週 1 回のペースで実施される研究授業を分担して巡回する。連絡調整教員は、研究授業の指導者としてよりふさわしい大学教員がいる場合には、研究授業担当の指導教員と連絡を取って、指導助言体制を整える役割も担う。

具体的な班編成と巡回スケジュールは、表 16 に示す通りである。

表 15 : 「基礎能力発展実習指導」・「特別支援基礎能力発展実習」の班編成と巡回スケジュール

コース（班）	指導教員	班編成	巡回スケジュール	回数
教育行政・学校経営班	1名	1～2班編成	各班は1～3人の学生を担当し、原則として、毎週の初め、週末及び研究授業を手分けして、日程確認、成果の確認等の指導を行う。	毎週3回
教育課程・授業研究班	2名	1～2班編成		
生徒指導・教育相談班	1名	1～2班編成		
教科領域指導力班	9名	3～4班編成		
特別支援教育班	1名	1班	実習開始時と各月中旬と月末、そして定期的に実施される研究授業を分担して巡回指導にあたる。	全期間中に計9回程度

表 16 : 「学校教育実践研究実習」・「教育実践開発研究実習」の班構成と巡回スケジュール

コース（班）	指導教員	班編成	巡回スケジュール	回数
教育行政・学校経営班	1名	1～2班編成	各班は1～3人の学生を担当し、原則として、毎週の初め、週末及び研究授業を手分けして、日程確認、成果の確認等の指導を行う。	期間中3回程度
教育課程・授業研究班	2名	1～2班編成		
生徒指導・教育相談班	1名	1～2班編成		
教科領域指導力班	9名	3～4班編成		

ウ. 「メンターシップ実習」における指導体制及び巡回指導

附属学校で行うメンターシップ実習は、原則として「実習全般」、「授業の指導」、「道徳の指導」ごとに担当指導教員を配置する。具体的には、「実習全般」の統括責任者を、「授業の指導」においては当該学級・教科等の教員、模擬授業指導教員等を、「道徳の指導」においては道徳担当の教員、実務家教員（准教授及びみなし）、附属校教員を置き、該当学生を分担指導する。また、基本的に全実習期間を通して対応可能な専任教員や兼任教員が手分けして巡回指導にあたる。

エ. 「学校教育高度化実践研究実習」「教育実践高度化開発研究実習」「マネジメント実習」における指導体制及び巡回指導

教育実習の班構成は、1班編成とする。指導教員は、教育行政・学校経営コースの教員2名が担当する。巡回スケジュールは、1週間に1回から2回程度とする。その際に、科目履修で得た知識・技能を実践し、そこで得た成果をフィードバックできるよう、事前指導と事後指導を徹底する。

現職管理職学生の所属校での履修では、大学教員による所属校での授業実施時においては教職大学院生として履修する。その間の業務は、教務主任をはじめとする所属校のスタッフが補佐をする。そのために必要な措置は、宮崎県教育委員会が整備する。また大学教員は、現職管理職学生が、教職大学院で学修した教育実践に関する知識と技能を所属校での実践において実施するために、所属校での事前指導を実施することで、目標と手立てを明確にする。現職管理職学生と大学教員とが、所属校での事後指導をもって、所属校での実践で得た具体的な反応や結果を検証することで、さらなる改善を行う。その他、現職管理職学生が業務多忙な場合、講義形式の授業を中心に平日の特定曜日、もしくは土曜日に所属校において集中開講することで対応する。具体的な班編成と巡回スケジュールは、表 17 に示す通りである。

表 17：現職管理職学生向けの「学校教育高度化実践研究実習」「教育実践高度化開発研究実習」「マネジメント実習」の班構成と巡回スケジュール

コース（班）	指導教員	班編成	巡回スケジュール	回数
教育行政・学校経営（現職管理職）班	2名	1班編成	1週間に1～2回程度、科目履修で得た成果のフィードバックができるように、巡回指導をする。	期間中3～8回程度

オ. 「コーディネーター実習」における指導体制及び巡回指導

現職教員学生の所属校である連携協力校で行う「コーディネーター実習」には、コースの指導教員と実務家教員を配置する。教育実習期間中（10月～1月）は、実習開始時と各月中旬と月末、そして定期的実施される研究授業を分担して巡回指導にあたる。研究授業の指導者としてよりふさわしい兼任教員がいる場合には、当該教員と連絡を取り合って、学生により適切な指導助言を提供できる体制を整える。なお、「コーディネーター実習」は、1年次の所属校での職務から離れて平日に大学に通学する時期に実習を行う。したがって、実習としての学修が日常の勤務になることはない。

具体的な班編成と巡回スケジュールは、表 18 に示す通りである。

カ. 「特別支援教育実践研究実習Ⅰ」・「特別支援教育実践研究実習Ⅱ」における指導体制及び巡回指導

「特別支援教育実践研究実習Ⅰ」・「特別支援教育実践研究実習Ⅱ」は、2年次に各学生の研究課題に基づいて連携協力校もしくは附属学校（現職教員学生の場合は所属校である連携協力校）で実習を行う。実習指導にあたっては、コースの指導教員と実務家教員を配置する。連携協力校または附属学校での教育実習期間中（Ⅰ：5月～9月、Ⅱ：10月～1月）は、実習開始時と各月中旬と月末、そして定期的実施される研究授業を分担して巡回指導にあたる。研究授業の指導者としてよりふさわしい兼任教員がいる場合には、当該教員と連絡を取り合って、学生により適切な指導助言を提供できる体制を整える。

なお、現職教員学生は、2年次は所属校で職務に就きながら実習を履修することになる。

学習指導案の作成や教材研究、研究授業の事後指導、各自の実践研究課題に関する指導は、勤務時間外の夜間や土・日に実施することで、日常の勤務と教育・研究指導との区別を明確にすることで実習水準を確保する。また、これらの教育・研究指導は、現職教員学生の勤務と大学院での学修との両立を図るために、大学教員が所属校に赴いて実施したり、学生が大学に赴いて実施したりと、現職教員学生自身の希望を最大限尊重し、柔軟に対応する。なお、教育実習校はいずれも連携協力校であるため、現職教員学生の所属校での教育実習と日常の勤務とを区別することに必要性について理解と協力を得ることが可能となっている。

具体的な班編成と巡回スケジュールは、表 18 に示す通りである。

表 18：「特別支援教育実践研究実習Ⅰ」・「特別支援教育実践研究実習Ⅱ」・「コーディネーター実習」の班編成と巡回スケジュール

実習科目	指導教員	班編成	巡回スケジュール	回数
特別支援教育実践研究実習Ⅰ	1名	1班編成	実習開始時と各月中旬と月末、そして定期的に実施される研究授業に巡回指導する。	全期間中に計9回程度
特別支援教育実践研究実習Ⅱ				
コーディネーター実習				

キ、「インターンシップ実習Ⅰ」・「インターンシップ実習Ⅱ」における指導体制及び巡回指導
 連携協力校、その他の公立小・中・高等学校、その他の学外教育団体で実施するインターンシップ実習Ⅰ、インターンシップ実習Ⅱは、専任指導教員の指導によって事前に作成した実習計画に基づき、原則として受講生自身と実習校との協議によって実施される。専任指導教員は、期間中2～3回巡回指導を実施する。

(4)各段階における学生へのフィードバック、アドバイスの方法等

実習の各段階において学生に適切なフィードバックやアドバイスを行うためには、達成段階を明確にした基準が必要となる。そのため、本学教育学研究科教職実践開発専攻では、学部新卒既卒学生や社会人経験学生の人材像を、「学校教育に関する高度な学識や実践力・応用力を身に付け、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを学級経営や教科指導に反映する力量に加え、学校が抱える教育課題に対する組織的な対応に寄与できる視野の広い新人教員」と設定している。また、現職教員院生の人材像を、「確かな教育理論に裏付けられた実践力・応用力・指導力を備え、教師集団の組織化や地域との連携などを通じ、学校における生徒指導や学習指導などに関して指導的な役割を果たすことのできるミドルリーダー（中堅教員）」及び「学校や地域の状況を俯瞰的に把握し、学校が抱える教育課題を理論と実践の両面から分析し、チーム学校として組織的に解決していくために必要な専門的知識やマネジメント力を備えたスクールリーダー（中核的中堅教員や管理職）」と設定している。

そして、それぞれの人材像の到達に至るプロセスを、各実習段階を区切りとする4ステージに区分し、それぞれに達成目標を明記し、学生自身も確認することができる「チェックリスト」を作成している。「基礎能力発展実習」、「学校教育実践研究実習」、「教育実践開発研究

実習」及び「メンターシップ実習」のそれぞれにおいて、また、「特別支援基礎能力発展実習」、「特別支援教育実践研究実習Ⅰ・Ⅱ」及び「コーディネーター実習」のそれぞれにおいて、各指導教員は、実習期間全体を通じた参観及び研究授業参観の際に、「チェックリスト」の各項目を参考に、達成度を確認して、その結果を実習生にフィードバックやアドバイスをする。

(5) 学生の実習中、実習終了後のレポート作成・提出等

実習生自身が、各実習の目標や評価の観点、評価項目を確認し、自己診断できるように、前述の「チェックリスト」を事前に配布する。学生は研究授業実施後に行う事後研究会で受けた指導等を踏まえた実習録や児童生徒の個別観察のワークシートを作成し担当教員に提出をする。

実習期間中・終了後は、各自の実習の取組や達成状況を示す根拠資料を収集・整理し、自己評価の基準と根拠例を明記したレポートを指導教員に提出して指導を受ける。

3) 施設との連携体制と方法

(1) 教育実習連絡会議の設置（施設との連携の具体的方法、内容）

附属学校や連携協力校における教育実習を、円滑に実施するためには、大学と附属学校及び連携協力校との間で、「学生の指導体制」の連携が取れていることが不可欠である。それゆえ、以下のように「基礎能力発展実習」、「メンターシップ実習」及び「特別支援教育実践研究実習Ⅰ・Ⅱ」については、「教職大学院・附属学校教育実習連絡会議」を、「学校教育実践研究実習」、「教育実践開発研究実習」、「特別支援教育基礎能力発展実習」、「コーディネーター実習」及び「特別支援教育実践研究実習Ⅰ・Ⅱ」については、「教職大学院・連携協力校等教育実習連絡会議」を開催し、実習の基本方針や基本計画を決定し、連絡調整について協議・連携する。連絡会議の趣旨、審議事項、組織は以下のとおりである。

宮崎大学教職大学院・附属学校教育実習連絡会議

(趣旨)

宮崎大学教職大学院（教育学研究科教職実践開発専攻）に、附属学校で実施する「基礎能力発展実習」及び「メンターシップ実習」の基本的方針の決定や連絡調整を図るために、教育学部・教育学研究科と附属学校園より構成される宮崎大学教職大学院・附属学校教育実習連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(審議事項)

連絡会議は、「基礎能力発展実習」及び「メンターシップ実習」に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 「基礎能力発展実習」及び「メンターシップ実習」の基本的方針に関すること。
- (2) 「基礎能力発展実習」及び「メンターシップ実習」の基本的計画や運営に関して、教職大学院と附属学校間の連絡調整に関すること。
- (3) その他「基礎能力発展実習」及び「メンターシップ実習」に関すること。

(組織)

連絡会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育学研究科長
- (2) 教育学部副学部長（教務）
- (3) 附属学校園統括長
- (4) 教職実践開発専攻長
- (5) 教職大学院・附属学校教育実習運営委員会委員長
- (6) 教育学部教育実習運営委員会委員長
- (7) 教職実践開発専攻専任教員 3 人（教職大学院教育実習委員会規程第 3 条第 5 号の研究者教員・実務家教員 2 人）
- (8) 附属小学校及び中学校長
- (9) 附属小学校及び中学校教頭
- (10) 附属小学校及び中学校主幹教諭
- (11) その他研究科長が必要と認めた者

宮崎大学教職大学院・連携協力校等教育実習連絡会議

(趣旨)

宮崎大学教職大学院（教育学研究科教職実践開発専攻）に、連携協力校で実施する「学校教育実践研究実習」及び「教育実践開発研究実習」、連携協力校や宮崎県教育研修センター・宮崎市教育情報研修センター等で実施する「インターンシップ実習Ⅰ」及び「インターンシップ実習Ⅱ」の基本的方針の決定や連絡調整を図るために、宮崎大学教職大学院・連携協力校等教育実習連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(審議事項)

連絡会議は、「学校教育実践研究実習」や「教育実践開発研究実習」、「インターンシップ実習Ⅰ」や「インターンシップ実習Ⅱ」に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 「学校教育実践研究実習」や「教育実践開発研究実習」、「インターンシップ実習Ⅰ」や「インターンシップ実習Ⅱ」の基本的方針に関すること。
- (2) 「学校教育実践研究実習」や「教育実践開発研究実習」、「インターンシップ実習Ⅰ」や「インターンシップ実習Ⅱ」の基本的計画や運営に関して、教職大学院と連携協力校間の連絡調整に関すること。
- (3) その他「学校教育実践研究実習」や「教育実践開発研究実習」、「インターンシップ実習Ⅰ」や「インターンシップ実習Ⅱ」に関すること。

(組織)

連絡会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育学研究科長
- (2) 教育学部副学部長（教務）
- (3) 教職実践開発専攻長
- (4) 教職大学院・連携協力校等教育実習運営委員会委員長
- (5) 教職実践開発専攻専任教員3人（教職大学院教育実習委員会規程第3条第5号の研究者教員1人・みなし専任教員2人）
- (6) 連携協力校等の長
- (7) 宮崎県教育委員会代表
- (8) 宮崎市教育委員会代表
- (9) その他研究科長が必要と認めた者

(2)各施設での指導者の配置状況

大学側では、主担当・副担当として、実務家教員と研究者教員が原則2人で1～3人の院生を担当し、巡回指導にあたる。

実習期間中には、指導教員以外の教員も訪問指導ができる交流指導の期間を設け、多様な視点から指導を行って実習の質を高める。

実習先の担当者については、「教職大学院・附属学校教育実習連絡会議」や「教職大学院・連携協力校等教育実習連絡会議」において、院生の研究課題や学校の状況等を勘案して、決定する。

例えば、教科領域指導力高度化コースの学部新卒既卒学生の実習では、学級担任や教科担当が担当したり、教職実践高度化コースの現職管理職学生の実習では、校長が担当したりする。特別支援教育コースのコーディネーター実習については、特別支援教育推進の中核的役割を担っている特別支援教育コーディネーターなどが担当する。

(3) 実習前、実習中、実習後等における施設との調整・連絡及び大学と実習施設との緊急連絡体制

大学と附属学校及び連携協力校等との教育実習の全体を掌握する組織として「宮崎大学教職大学院教育実習委員会」を置いている。構成員である教職大学院・附属学校教育実習運営委員会委員長は、年間を通して附属学校と常時連絡をとれる体制を構築する。

公立の連携協力校については、学校ごとに連絡調整教員（実務家教員）を配置し、実習開始前年度と当該実習年度初頭に開催する連絡会議の連絡をはじめ、実習前後においても常時連絡調整が可能な体制をとっている。

実習期間中は、附属学校における教育実習に関しては、学校に常駐する教員（実務家教員）を配置し、不測の事態が生じた際に大学への連絡・即時対応ができる体制ができている。公立の連携協力校における教育実習においても、全実習期間を通じて連絡調整教員が分担して学校を訪問し、連絡・即時対応が可能な体制になっている。

5) 単位認定等評価方法

(1) 各施設での学生の評価方法

学部新卒既卒学生が附属学校で履修する「基礎能力発展実習」の「評価の観点」、「評価項目」及び「評価方法」については、項目ごとに達成度を明確化し、5段階方式で評価するとともに、総点を算出する方法をとる。

連携協力校で行う「特別支援教育基礎能力発展実習」、「学校教育実践研究実習」及び「教育実践開発研究実習」、「特別支援教育実践研究実習Ⅰ・Ⅱ」についての「評価の観点」及び「評価項目」については、それぞれの実習の目標に沿った基準と具体的内容を設定している。これらの評価項目について達成度を5段階方式で評価するとともに、総点を算出する方法をとる。

現職教員学生を対象とする「メンターシップ実習」の「評価の観点」及び「評価項目」については、以下のとおりである。4観点のうち3観点（使命感・倫理観、学校・学級経営、子ども理解）については、「メンターマインド」と「メンタースキル」に細分化した項目で、残る1観点（教科等の指導力）については「メンタースキル」の観点から評価をするように整理をしている。これらの評価項目について達成度を5段階方式で評価するとともに、総点を算出する方法をとる。

現職教員学生が履修する「コーディネーター実習」の「評価の観点」と「評価項目」については、「校内支援体制の構築」や「地域の学校等に対する特別支援学校のセンター的機能の充

実」という実習目標に沿った基準と具体的内容を設定している。これらの評価項目について達成度を5段階方式で評価するとともに、総点を算出する方法をとる。

学部新卒既卒学生及び現職教員学生を対象とする「インターンシップ実習Ⅰ及びⅡ」の「評価の観点」及び「評価項目」については、「基礎能力発展実習」、「学校教育実践研究実習」及び「メンターシップ実習」での学びを深化・発展させたものを設定している。これらの評価項目について達成度を5段階方式で評価するとともに、総点を算出する方法をとる。

(2) 各施設の指導者と大学側の指導者との評価方法

各教育実習の評価は、各教育実習校における評価と大学の評価とを総合して評価を行う。各教育実習校の評価原案（各教育実習成績評価票）は、学生を各施設において直接指導している指導教員及び学校長が作成する。各教育実習運営委員会委員長は、各実習校の評価原案（各教育実習成績評価票）で示された評点と各項目における大学の担当教員が示した評点を総合して評価原案を作成する。

(3) 大学における単位認定方法

教育実習に関する大学における単位認定は、各施設での評価原案（各教育実習成績評価票）を宮崎大学教職大学院・連携協力校等教育実習運営委員会や宮崎大学教職大学院・附属学校教育実習運営委員会がとりまとめ、各教育実習運営委員会委員長は、各実習校の評点と大学の担当教員の評点を総合して評価原案を作成する。教職実践開発専攻会議において、その評価原案の審議がなされ、成績確定及び単位認定が行われる。

宮崎大学大学院 教育学研究科 教職実践開発専攻 設置の趣旨等を記載した書類

【 資 料 目 次 】

- 資料1 : 達成度評価指標とカリキュラムマトリックス(新卒既卒学生・社会人経験学生)
- 資料2 : 達成度評価指標とカリキュラムマトリックス(現職管理職学生・現職教員学生)
- 資料3 : 宮崎大学大学院教育学研究科担当教員の資格・審査基準に関する内規
- 資料4 : 宮崎大学大学院教育学研究科担当実務家教員の資格・審査基準に関する内規
- 資料5 : 宮崎大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻(専門職学位課程)
教員資格審査規程
- 資料6 : 宮崎大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻入学試験における筆記試験免除に
関する申合せ
- 資料7 : 宮崎大学大学院教育学研究科入学試験における現職教員等の筆記試験代替措置に
関する申合せ
- 資料8 : 教職実践開発専攻14条特例履修モデル

達成度評価指標とカリキュラムマトリックス（現職管理職学生・現職教員学生）

達成度評価指標（観点）	補足説明	共通領域科目														コア 単 科 目	教 育 実 習 科 目
		教育課程の編成・実施に関する領域				教科等の実践的指導方法等に関する領域				生徒指導・教育相談に関する領域		学校・学級経営に関する領域		学校教育と教員の在り方に関する領域			
		教 育 と 課 目 の 接 点 と	ジ ン メ ン ト 改 良 と マ ネ ジ ン グ	ジ リ ン グ 別 レ ベ ル 別 の 学 習 支 援 策 と マ ネ ジ ン グ	課 外 学 習 支 援 策 と マ ネ ジ ン グ	と 成 教 員 の 関 与 と 成 績	方 法 論 と 実 践 的 イ ン プ ル シ ブ	指 導 策 と 実 践 的 イ ン プ ル シ ブ	感 應 性 と 支 援 策 の 実 践	題 意 と 実 践 的 イ ン プ ル シ ブ	と 生 徒 の 関 与 と 成 績	と 学 校 の 関 与 と 成 績	と 学 校 の 関 与 と 成 績	実 践 的 イ ン プ ル シ ブ	実 践 的 イ ン プ ル シ ブ		
使命感・倫理観	学校の本質的課題や現代学校改革等との関連で学校における教員のあるべき目標を設定することができる。	・人権感覚を身につけ、差別やいじめ等に対して毅然とした態度で指導を行うなど教職員としての基本姿勢を踏まえて目標を設定することができる。														○	○
	学校の現状や直面している課題について、理念的にも具体的に説明できる。	・学校教育に関する世界やわが国の動向、医療・福祉分野の現状、地域の状況をふまえながら、学校の現状や直面している課題について理論的かつ具体的に説明ができる。 ・学校が直面する課題を解決するために、教職員として新たに必要とされる知識や技能の習得に積極的に取り組んでいる。														○	○
	自己のめざす教員像について、理念的にも具体的に説明できる。	・自己のめざす教員像を、確かな理論を背景にして、理念的に説明できる。 ・自己のめざす教員像を、行動目標化し、具体的に説明できる。														○	○
	“反省的実践者”としての教員の役割を理解し、自己の教員としての資質の改善と向上を目指すことができる。	・自己の教員としての資質の向上を目指して、教職員として新たに必要とされる知識や技能の習得に積極的に取り組んでいる。														○	○
	保護者等に担当業務の課題と成果を明確に示すことができる。	・学校の教育目標と児童生徒の実態等を踏まえ、課題と成果をわかりやすく適切に説明できる。														○	○
学校・学級経営	関係・保護者・地域・外部の専門家と連携・協働して、学校や学級の課題解決に当たることができる。	・管理職や関係職員、保護者や外部専門家との協力体制を構築し、積極的に意見交換を行い、総合的な視点から教育指導の改善・充実等のための企画・立案を行うことができる。														○	○
	学校や学級の経営について関係職員にアドバイスできる。	・専門的な知識や経験に基づき、学校や学部、学年、学級の経営に関する改善内容やその視点等を、関係職員に分かりやすく指導・助言することができる。														◎	○
	学校や学級の経営上想定される危機に対応できる。	・不審者侵入や事故等の緊急事態の事例やそれに適切に準備・対応するためのマニュアル等について学び、予測される危機への予防対応、緊急対応、事後の対応等ができる。 (注) 高等学校においては「学級」を「ホームルーム」と読み替える。														◎	○
	学校評価の意義と方法を理解し、実施できる。	・実践事例等をもとに、自己評価（Check）→学校関係者評価（外部評価）（Check）→改善（Action）→公表という学校評価システムを具体的に理解し、教育の質の向上、説明責任の明確化、地域ぐるみの教育の推進等に役立てることができる。														○	◎
	社会の変化と学校改善の課題に対応した学校・学級経営計画を作成できる。	・学校や学部、学年、学級の内外環境のSWOT分析等を生かして、社会の要請や地域住民、保護者の期待に応えるための学校・学級経営計画を作成できる。														◎	◎
子ども理解	児童生徒の行動のメカニズムを理解するためのアセスメント技法を適切に用いて、児童生徒の行動問題に適切に対応することができる。	・行動理論や認知行動理論を理解し、その上で、動機付けや集団・社会といった面から児童生徒の行動を理解できる。															◎
	生徒指導に係る法制度を理解し、生徒指導上の問題に対して、保護者や関係職員・関係機関との連携を含めた指導計画を作成できる。	・いじめ防止対策基本法や少年法、児童福祉法等の関連法令を読み解き整理できている。 ・問題行動に対応または予防するため、学校内の関係職員や保護者、関係機関との連携体制構築に必要な知識が整理できている。保護者支援のためのPTの技法を学級懇談や家庭教育学級の場で応用できるよう整理できている。														◎	◎
	特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態を客観的に把握した上で「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成することの重要性を十分に理解し、それらの計画を実際の授業や生徒指導に反映するための具体案を提示することができる。	・特別な教育的支援を必要とする児童生徒の発達状態や障害特性等を把握するためのアセスメント法を理解し、それらの技法を適切に用いることができる。 ・各種のアセスメント結果をふまえて作成された「個別的教育支援計画」と「個別の指導計画」を、具体的な授業計画や生徒指導計画に反映することができる。														◎	○
	児童生徒の問題行動や社会的不適応を予防するための指導プログラムを作成し実施できる。	・SSIやレジリエンス教育プログラム、また、エンカウンターなどの予防介入プログラムを業団・個別の指導場面において適宜構成できる。さらにそれらを、年間の指導計画、教育課程の中に位置づけ計画的に実施できる。														◎	◎
	児童生徒の理解の仕方や情報の集め方、指導の方法等について関係職員にアドバイスできる。	・学級関係的な生徒指導プログラムを、生徒理解の視点とともに若手教員に指導することができる。 また、児童生徒の心情を丁寧に聞き取り問題解決に向かわせるカウンセリング技法の基礎、ケース会議等で理論的な問題解決の提案を提案する技能、機能分析、各種の検査や評価、法令、関係機関との連携、各種の指導プログラムについて知見を適宜提供できるよう整理がなされていることが望ましい。														◎	◎
授業力	学校の方針や教育目標に配慮して指導計画を立てることができる。	・児童生徒の実態を踏まえて指導目標を明確にし、指導の重点化や内容の系統性に配慮した指導計画を立てている。														◎	◎
	関係職員の模範となるような授業を実践できる。	・教育目標や内容に沿って児童生徒の問題意識を引き出す教材の準備、及び教員や情報手段などの教育機種の効果的な活用ができる。 ・ねらいに沿って、わかりやすい授業を行っている。 ・児童生徒の満足度を高め、学習意欲を十分達成させている。														◎	◎
	関係職員に授業改善のためのアドバイスができる。	・教科等の実践的な指導方法に関して、若手教員の成長を支援することができる。														○	○
	指導方法の問題を調査・分析し、解決に向けた取り組みができる。	・指導方法の問題を調査・分析し、解決に向けた取り組みができる。（達成度評価指標と重複するが、模範となる重要な要素として、補足説明にも追加） ・児童生徒の理解度や満足度を把握し、次の授業に向けて工夫・改善を行っている。														○	◎
	学習内容や目標に対する児童生徒の実態（児童観・生徒観）をふまえた班編・学習形態等の工夫・学習形態等の工夫ができる。	・学習内容や目標に対する児童生徒の実態（児童観・生徒観）をふまえた班編・学習形態等の工夫ができる。 (注) 達成度評価指標と重複するが、模範となる重要な要素として補足説明にも追加。														○	◎

宮崎大学大学院教育学研究科担当教員の資格・審査基準に関する内規

制 定	平成 8 年 2 月 21 日	研究科委員会
一部改正	平成 12 年 6 月 7 日	研究科委員会
一部改正	平成 19 年 1 月 10 日	教授会
一部改正	平成 20 年 11 月 5 日	研究科委員会
一部改正	平成 31 年 3 月 7 日	研究科委員会

(趣旨)

1. 宮崎大学大学院教育学研究科設置の趣旨と教育・研究の水準を維持するため、宮崎大学教員選考基準に合わせて、教育学研究科担当教員の資格・審査の基準に関する内規を定める。

(資格基準)

2. この資格基準は、大学院設置基準第 9 条及び宮崎大学大学院学則第 9 条第 2 項による。修士課程を担当する教員にあっては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、高度の教育研究上の指導能力があると認められる者

- (1) 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が (1) の者に準ずると認められる者
- (3) 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者
- (4) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

なお、「高度の教育研究上の指導能力」については、教育学研究科の修士論文を含む課題研究の指導能力と理解する。従って、芸術、体育等の分野においても学術論文が有るものとする。

また、(1) の博士の学位については、学位論文の内容が大学院の担当授業科目と関連が深く、学位取得後も研究が継続されているものとする。

専門職学位課程を担当する教員にあっては、専門職大学院設置基準第 5 条により、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、高度の教育・研究上の指導能力があると認められる者とする。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

なお、この中には、専攻分野における実務経験を有し、かつ高度の実務の能力と教育上の指導能力を有する者（実務家教員）を含むものとするが、その資格・審査基準は別に定める。

(評価の方法)

3. 業績の評価に当たっては、その「質」と「量」の両方を考慮することとするが、著書、学術論文及び教育実践（教科書執筆、各種研究会の指導助言、等）、また、芸術実技分野においては、演奏、制作、競技等の業績の質について、あらかじめ A、B、C の 3 つのランクに評価分類し、これを勘案して業績の量等総合的に評価する。

(審査基準)

4. [教授]（修士（M〇）・専門職学位課程の研究指導及び講義担当適格者）の審査基準については、以下の (1)、(2) 及び (3) を満たすものとする。
- (1) 業績の量（著書・学術論文等の数）については、原則として A・B ランク合わせて 20 以上（A ランク

5以上含む)とする。

- (2) 最近5年間に研究が継続されていることを示す業績があること。
- (3) 教育・研究歴については、分野によって異なるが、原則として10年以上とする。なお、
 - 1) 数学分野の業績量については、同領域の特質に鑑み、(1)の基準を下回ることがある。
 - 2) 芸術系分野：音楽(演奏等)、美術(制作等)の業績量については、(1)に準ずるが、著書又は学術論文2篇以上を含むものとする。
 - 3) 実技系分野：保健体育(競技等)の業績量については、(1)に準ずるが、その内容は次のとおりとする。
 - ア) 著書・論文数は原則として10篇以上(Aランク3以上を含む)
 - イ) 技術、技能の評価された業績を含む。

5. [准教授](修士(M合)・専門職学位課程の研究指導の補助並びに講義(及び実験)担当適格者)の審査基準については、以下の(1)、(2)及び(3)を満たすものとする。

- (1) 業績量については、教授の2分の1以上(Aランク2~3以上含む)とする。
- (2) 最近5年間に研究が継続されていることを示す業績があること
- (3) 教育・研究歴については、原則として5年以上とする。

なお、実技系分野：保健体育(競技等)の業績量については、(1)に準ずるが、その内容は次のとおりとする。

- ア) 著書・論文数は原則として5篇以上(Aランク1以上を含む)
- イ) 技術、技能の評価された業績を含む。

(学術論文等の評価分類)

6. 「学術論文」、「教育実践」、「学術論文」(演奏、制作、競技等)について、以下のように分類する。

[Aランク]

- ① 学会が発行する、審査制度のある(レフリー付き)論文誌(学会誌)・論文集、また、国外に広く配布され、学会の評価の高い大学紀要、論文集等
- ② 学術出版社、学術団体等が発行する、審査制度のある論文誌・論文集等
- ③ 国際研究集会などでの発表報告集(通常の論文と同様の内容を持つもの)
- ④ 学術書の出版に実績のある出版社等から発行された学術図書等(単著が望ましい)
- ⑤ 国際的又は全国的な各種教育賞の入賞、入選
- ⑥ 国際的又は全国的コンクール等での入賞、入選
- ⑦ 優れたリサイタル、作曲作品等
- ⑧ 国際的又は全国的展覧会での入賞、特別出品、個展等
- ⑨ 国際的又は全国的公認競技会等での入賞、出場等

[Bランク]

- ① 大学の紀要
- ② 審査制度はないが、論文又は学術書として出版されているもの
- ③ Aランクの⑤⑥⑦⑧に準ずる教育実践、演奏、作曲作品、制作等
- ④ Aランクの⑨に準ずる競技会での入賞、出場等

[Cランク]

A、Bのレベルにはないが、研究の継続性等に参考となる印刷物、教育実践、演奏、制作、競技並びに指導活動等

7. 著書及び博士論文に関する評価

- (1) 著書（単著、2、3名での共著、分担執筆）は、内容に応じてAランク論文1～3篇に換算する。
- (2) 著書（分担執筆）は、内容に応じてBランク論文1～2篇又はCランク論文1篇に換算する。
- (3) 博士論文は、Aランク論文3篇に換算する。

附 則

この内規は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成12年6月7日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年11月5日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年3月7日から施行する。

○宮崎大学大学院教育学研究科担当実務家教員の資格・審査基準に関する内規

平成 20 年 11 月 5 日
制 定

改正 平成 29 年 3 月 7 日 平成 30 年 6 月 27 日
平成 30 年 12 月 19 日

(趣旨)

1. 宮崎大学大学院教育学研究科教職大学院設置の趣旨と教育の水準を維持するため、「教職大学院における「実務家教員」の在り方について」（平成 18 年 7 月中央教育審議会答申、以下「在り方」という。）及び「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて一国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書一」（平成 29 年 8 月国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議、以下「有識者会議報告書」という。）の趣旨に沿って、「国立大学法人宮崎大学と宮崎県教育委員会との人事交流協定書」と「国立大学法人宮崎大学と宮崎県教育委員会との人事交流に関する覚書」を踏まえて、教育学研究科担当実務家教員の資格・審査の基準に関する内規を定める。

(資格基準)

2. この資格基準は、専門職大学院設置基準第 5 条、「在り方」及び「有識者会議報告書」による。専門職学位課程を担当する実務家教員にあつては、次の 3 つの観点から、その担当する専門分野に関し、高度の教育上の指導能力があると認められる者
 - (1) 専攻分野に関する高度の実務・研究能力
 - (2) 担当する専門分野に関する高度の教育上の指導能力
 - (3) 専攻分野における実務の経験

(評価の方法)

3. 業績の評価に当たっては、その「質」と「量」の両方を考慮することとするが、実務・研究能力、教育上の指導能力、実務経験、学術論文等を勘案して業績の量等総合的に評価する。

(審査基準)

4. 専門職学位課程の教育指導及び講義担当適格者の審査基準については、(1)のいずれかに該当し、さらに(2)に該当するものとする。
 - (1) 実務の経験
 - (ア) 教員等としての実務経験が概ね 20 年以上あること。
 - (イ) 教員等としての実務経験と教育行政に従事した経験が合わせて概ね 20 年以上あること。
 - (2) 研究業績
学術論文等が 2 編以上あること。

(学術論文等の分類)

5. 学術論文について、以下のように分類する。
「宮崎大学大学院教育学研究科担当教員の資格・審査基準に関する内規」6. 7. に準ずる他、紀要、報告書や教育関係雑誌などで実践経験に基づく理論や実践の一般化にかかる内容を包含した研究成果を発表した業績等（いわゆる「研究紀要」「研究集録」「研究レポート」「実践レポート」「教育論文」等）を含むものとする。

(資格審査委員会)

6. 教員資格の審査を行うため資格審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の任務)

7. 委員会は、宮崎県教育委員会により推薦された人事交流者の教員個人調書・教育研究業績書等について、審査を行うものとし、委員会が必要と認めた場合は、その他の資料の提出又は本人の面接を求めることができるものとする。

(委員会の組織)

8. 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 研究科長
 - (2) 教職実践開発専攻長
 - (3) 配属先のコース長
- 2 委員会に委員長を置く。
3 委員長は研究科長をもって充てる。

(委員会の判定)

9. 委員会は、全員の出席をもって成立し、その判定は3分の2以上の賛成を要する。

(委員会の報告)

10. 委員会の委員長は、教員資格審査申請書を添えて、審査の概要を記載した資格審査委員会報告書(別紙様式4)を研究科委員会に報告するものとする。

附 則

この内規は、平成20年11月5日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年3月7日に施行し、平成29年3月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成30年6月27日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年12月19日から施行する。

○宮崎大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻（専門職学位課程）教員資格審査規程

平成 21 年 8 月 5 日
制 定

改正 平成 26 年 9 月 3 日

(趣旨)

第 1 条 宮崎大学大学院教育学研究科（以下「本研究科」という。）教職実践開発専攻（専門職学位課程）における教員の採用及び昇任を行う場合の資格審査は、この規程によるものとする。

(資格審査会)

第 2 条 教員資格の審査及び判定を行うために、資格審査会（以下「審査会」という。）を置く。
 2 審査会は、本研究科の教授（以下「教授」という。）をもって構成し、議長は宮崎大学大学院教育学研究科長（以下「研究科長」という。）とする。
 3 審査会は、出張等により出席できない者を除いた教授現員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立するものとする。

(審査会の任務)

第 3 条 審査会は、本研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）が審査会に審査を回付した採用応募者又は昇任申請者の業績及び申請書類等について、審査を行うものとする。
 2 審査会は、国立大学法人宮崎大学教員選考規程に基づき、資格審査及び判定を行うものとする。
 3 審査会は、次に掲げる書類をもって、研究科委員会に資格審査の結果を報告しなければならない。ただし、昇任については、第 1 号及び第 3 号の書類とする。
 (1) 教員資格審査申請書（別紙様式 1）
 (2) 採用候補者選考報告書（別紙様式 2）
 (3) 資格審査会報告書（別紙様式 3）
 (4) 宮崎大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻（専門職学位課程）教員採用規程（以下「採用規程」という。）第 9 条に定める「応募者一覧表」

(資格審査委員会)

第 4 条 審査会は、教員資格の審査を行うため資格審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の任務)

第 5 条 委員会は、研究科委員会が審査会に審査を回付した採用応募者又は昇任申請者の業績及び申請書類等について、審査を行うものとする。
 2 委員会が必要と認めた場合は、その他の資料の提出又は本人の面接を求めることができるものとする。

(委員会の組織)

第 6 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 (1) 研究科長
 (2) 応募者又は昇任申請者の専門分野に近接する 1 人を含め、当該コース等及び関連分野から選出された本研究科・学部専任教員 5 人
 2 前項に規定する委員のうち第 1 号及び第 2 号の委員のうち 2 名以上を教職大学院専任教員とする。
 3 第 1 項第 2 号の委員は、審査会で選出する。
 4 委員会に委員長及び主査を置く。
 5 委員長は研究科長をもって充て、主査は第 1 項第 2 号委員の互選によるものとする。

(委員会の判定)

第 7 条 委員会は、全委員の出席をもって成立し、その判定は 3 分の 2 以上の賛成を要する。

(委員会の報告)

第 8 条 委員会の主査は、教員資格審査申請書を添えて、審査の概要を記載した資格審査委員会報告書（別紙様式 4）を審査会に報告するものとする。その際、委員会で少数意見があった場合には、これを付記しなければならない。
 2 前項の場合において採用については、採用規程第 9 条に定める応募者一覧表に登載された応募者のうちから原則として、複数の採用候補者に順位を付して選考し、その選考理由及び審査経過

を第3条第3項第2号に定める採用候補者選考報告書で審査会に報告するものとする。

(業績等の縦覧)

第9条 教員資格の審議に当たっては、業績文献等を別に定めるところにより縦覧に供しなければならない。

(判定)

第10条 審査会は、委員会の報告に基づき候補者の資格判定を行うものとする。判定は、出席者の過半数の賛成を要する。

(投票)

第11条 前条の判定は、無記名投票によるものとし、投票に際しては、可否を明確にするものとする。

- 2 投票は、各候補者について、可とする場合は○印、不可とする場合は×印を付するものとする。
- 3 投票の結果は、全候補者の集計終了後、一括して票数を発表するものとする。

(審査結果の通知)

第12条 資格審査の結果は、研究科長が資格審査会報告書をもって、速やかに本人（採用の場合を除く。）及び当該コース等の代表に通知するものとする。

(再審査)

第13条 資格審査の結果を不当と思う本人（採用の場合を除く。）又は当該コース等の代表は、判定から1週間以内に限り、研究科長に対し再審査の申出をすることができるものとする。

- 2 研究科長は、前項の申出を審査会に諮り、過半数の賛成を得たときは、再審査に付するものとする。
- 3 研究科委員会において再審査の請求が認められたときは、これを再審査に付するものとする。

附 則

この規程は、平成21年8月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月3日から施行する。

年 月 日

宮崎大学大学院教育学研究科専門職学位課程教職実践開発専攻教員資格審査申請書

氏 名

① 資格審査表

① 資格審査表				
所属 コース等				
担当授業科目		単位数合計		単位
		週当時間合計		時間
申請職名		職区分		
ふりがな氏名		性別		
生年月日		年 月 日生 (歳)		
本籍地				
現住所				
卒業 学校 修了	学部			
	大学院			
学位称号				
現職				
業績	著書	学術論文	参考論文	学会発表
	冊	篇	篇	回
※判定		※再審		
※判定年月日				
※採用等予定年月日				
備考				

年 月 日	② 学 歴

年 月 日	③ 職 歴

年 月	④ 学会における活動（加入学会、学会役員等）

年 月	⑤ 教 育 的 活 動 (1) 担当した授業科目

年 月

⑤ 教 育 的 活 動

(2) 教育方法の実践

年 月	⑤ 教 育 的 活 動 (2) 教育方法の実践

年 月	⑤ 教 育 的 活 動 (3) 作成した教科書、教材

年 月	⑤ 教 育 的 活 動 (4) 教育上の能力に関する大学等の評価

年 月	⑤ 教 育 的 活 動 (5) 専門的見識を生かした教育的活動

年 月	⑤ 教 育 的 活 動 (6) その他

年 月	⑥ 社 会 に お け る 活 動

年 月	⑦ 組 織 の 管 理 運 営

⑧ 著 書					
No.	著 書 名	発行年月		発行所・頁	備 考
		年	月		

⑨ 学 術 論 文 等

No.	題 目	発行年月	発行誌名・巻・頁	備 考
		年 月		

⑩ 参 考 論 文 等

No.	題 目	発行年月	発行誌名・巻・頁	備 考
		年 月		

⑪ 学 会 講 演 (口 頭 発 表)

No.	題 目	発表年月	学 会 名	備 考
		年 月		

⑫ 外部資金の獲得状況

番号	年度	助成金・補助金等の名称 (助成金機関名称)	役割 (代表・分担)	研究課題名	交付額 (円)

別紙様式2

〇〇〇〇〇採用候補者選考報告書

業績概評と選考経過

本 文

別紙様式3

〇〇〇〇〇氏 資格審査会報告書

本 文

平成 年 月 日

資格審査会

別紙様式 4

〇〇〇〇〇氏 資格審査委員会報告書

本 文

平成 年 月 日

資格審査委員会

宮崎大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻入学試験における筆記試験免除に関する申合せ

[平成 22 年 7 月 1 4 日]

決 定

(趣旨)

- 1 この申合せは、教育学研究科教職実践開発専攻（専門職学位課程）（以下「本専攻」という。）の選抜方法に係わる筆記試験の免除（以下「筆記試験免除」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(筆記試験免除の対象者)

- 2 筆記試験の一部又は全部の免除を希望する者の資格は、次に該当する者とする。なお、筆記試験免除に関する事前相談の窓口は、教務・学生支援係とする。
 - (1) 小学校又は中学校教諭普通免許状一種を取得及び大学卒業見込みの者
 - (2) 小学校又は中学校教諭普通免許状一種を取得し大学卒業後 3 年以内（出願時）の者

(筆記試験免除の申請手続き)

- 3 筆記試験免除の申請者は、出願手続きに先立って、本専攻の学生募集要項に定められた期間までに教務・学生支援係に連絡し、申請手続き方法や、以下の(1)提出書類、(2)提出期間及び提出先について指示を受けて、申請手続きを行うものとする。
 - (1) 提出書類
 - ① 入学志願書
 - ② 受験票
 - ③ 成績証明書
 - ④ 卒業（修了）見込証明書又は卒業（修了）証明書
 - ⑤ 取り組みたい教育の課題、実践及び研究の計画書
 - ⑥ 教育職員免許状授与証明書又は教育職員免許状の写し（該当者のみ）
 - ⑦ 履修した教職に関する科目のうち小学校教員志望者（小学校教諭普通免許状一種取得見込み又は取得）又は中学校教員志望者（中学校教諭普通免許状一種取得見込み又は取得）は、それぞれ別紙 1 又は別紙 2 に該当する科目のシラバス
 - ⑧ 教育実習の概要（様式：別紙 3 又は別紙 4）（教科領域教育実践開発コースを志望する者は、教育実習中に実施した研究授業の学習指導案の写しを添付のこと。）
 - (2) 提出期間及び提出先
本専攻の学生募集要項に定められた期間に教務・学生支援係に提出するものとする。

(筆記試験免除の判定)

- 4 筆記試験免除の判定は、(1) 筆記試験免除の基礎資格の有無、(2) 必修科目試験の免除の可否、(3) コース別科目試験の免除の可否について行う。

(筆記試験免除の基礎資格の判定)

- 5 筆記試験免除の基礎資格としては、成績証明書に記載されている科目全体の GPA が、3.2 以上とする。

(必修科目試験免除の可否の判定)

- 6 必修科目試験免除の可否の判定は、次に掲げる事項について審議し、その結果をもとに総合的に判定する。

- (1) 志願者が入学後に選択する校種にそって提出された小学校又は中学校教諭普通免許状一種取得に必要な教職に関する科目のシラバスの概要(趣旨)及び教育実習の概要について、教育職員免許法施行規則(昭和29年10月27日文部省令第26号以下「規則」という。)の第6条第1項の表「備考」に照らして、各科目の内容の適合性を判定する。
- (2) 志願者が入学後に選択する校種に対応する小学校又は中学校教諭普通免許状一種取得に必要な教職に関する科目のうち、必修科目の GPA の平均が 3.4 以上の者を免除有資格者と判定する。

(コース別科目試験免除の可否の判定)

- 7 コース別科目試験免除の可否の判定は、コースごとに行う。

(1) 学校・学級経営コース

学校・学級経営コース科目試験免除の可否の判定は、次の事項について審議し、その結果をもとに総合的に判定する。

志願者が入学後に選択する校種に対応する小学校又は中学校教諭普通免許状一種の取得に必要な規則第6条第1項の表に記載された「教職の意義等(教職の意義等、教員の職務内容、進路選択等)」、「教育の基礎理論(教育の理念等、教育に関する社会的事項等)」、「教育課程及び指導法(特別活動の指導法)」に対応する科目のシラバス内容の精査と評点の評価、及び「教育実習」の評点の評価

(2) 生徒指導・教育相談コース

生徒指導・教育相談コース科目試験免除の可否の判定は、次の事項について審議し、その結果をもとに総合的に判定する。

志願者が入学後に選択する校種に対応する小学校又は中学校教諭普通免許状一種の取得に必要な規則第6条第1項の表に記載された「教育の基礎理論(心身の発

達及び学習の過程)」、「生徒指導・教育相談及び進路指導」に対応する科目のシラバス内容の精査と評点の評価、及び「教育実習」の評点の評価

(3) 教育課程・学習開発コース

教育課程・学習開発コース科目試験免除の可否の判定は、以下の事項について審議し、その結果をもとに総合的に判定する。

志願者が入学後に選択する校種に対応する小学校又は中学校教諭普通免許状一種の取得に必要な規則第6条第1項の表に記載された「教育課程及び指導法（教育課程の意義等、道徳の指導法、教育の方法及び技術）」に対応する科目のシラバス内容の精査と評点の評価、及び「教育実習」の評点の評価

(4) 教科領域教育実践開発コース

教科領域教育実践開発コース科目試験免除の可否の判定は、次に掲げる事項について審議し、その結果をもとに総合的に判定する。

- ① 志願者が入学後に選択する校種に対応する小学校又は中学校教諭普通免許状一種の取得に必要な規則第6条に記載された「各教科の指導法」に対応する科目のシラバス内容の精査と評点の評価、及び「教育実習」の評点の評価
- ② 志願者が入学後に選択する校種に対応する小学校又は中学校教諭普通免許状一種の取得に必要な規則第6条第1項の表に記載された「教育実習」に対応する科目の概要（別紙3）及び教育実習中に実施した研究授業の学習指導案の精査とその評価

(筆記試験免除審査委員会)

- 8 筆記試験免除の審査は、本専攻内に設けられた筆記試験免除審査委員会において行う。委員会は、研究科長を委員長とし、専攻長、各コース代表をもって構成する。

(筆記試験免除の審査手順)

- 9 筆記試験免除審査委員会は、筆記試験免除の可否の審査を、次の手順にそって実施する。
- (1) 申請者から提出された書類の整理と適合性の可否の判定
 - (2) 筆記試験免除の基礎資格の有無の判定
 - (3) 必修科目試験免除の可否の判定
 - (4) コース別科目試験免除の可否の判定
 - (5) 総合判定

(筆記試験免除可否の決定)

- 10 筆記試験免除の可否は、次の手順にそって決定する。
- (1) 専攻会議は、筆記試験免除審査委員会の判定結果の報告をもとに、申請者の筆記

試験免除の基礎資格の有無、必修科目試験免除の可否、コース別科目試験免除の可否を決定する。

- (2) 専攻長は、専攻会議の決定を研究科長及び教務長に報告する。
- (3) 教務長は、申請者の筆記試験免除の基礎資格の有無、必修科目試験免除の可否、コース別科目試験免除の可否の結果を、直近の研究科委員会において報告し承認を得る。

(筆記試験免除に関する結果の報告)

- 11 教務・学生支援係は、必修科目及びコース別科目の筆記試験免除の可否の結果について、申請者に出願手続き期間の7日前までに連絡するものとする。

(筆記試験免除となった科目の成績の点数化)

- 12 筆記試験免除となった必修科目及びコース別科目の成績の点数化は、申請者の成績証明書に記載されている該当科目の成績を、過去の本専攻の入学試験の結果をもとに毎年作成する点数換算表に基づいて行う。

附則

この申合せは、平成22年7月14日から決定する。

附則

この申合せは、平成29年4月1日から施行する。

(別紙1)

小学校教諭普通免許状一種取得見込み又は取得済みの小学校教員志望者用

参考例の宮大教育文化学部の科目に準じて、大学で履修した科目名及び単位数を記入の上、シラバスを提出してください。なお、履修中の科目、未履修科目がある場合には、その旨を記載してください。

教育職員免許法施行規則に定める科目		大学で履修した授業科目名	単位
教職の意義等	教職の意義等		
	教員の職務内容		
	進路選択等		
教育の基礎理論	教育の理念等		
	心身の発達及び学習の過程		
	教育に関する社会的事項等		
教育課程及び指導法	教育課程の意義等		
	道徳の指導法		
	特別活動の指導法		
	教育の方法及び技術		
	各教科の指導法 (国語)		
	(社会)		
	(算数)		
	(理科)		
	(生活)		
	(音楽)		
	(図画工作)		
	(家庭)		
	(体育)		
生徒指導・教育相談及び進路指導	生徒指導の理論及び方法		
	教育相談の理論及び方法		
総合演習			

参 考 例（宮崎大学教育文化学部在学生または卒業生）

小学校教諭普通免許状一種取得見込み又は取得済みの小学校教員志望者用

教育職員免許法施行規則に定める科目		宮大教育文化学部の授業科目 (注1)	単位
教職の意義等	教職の意義等	教職入門	2
	教員の職務内容		
	進路選択等		
教育の基礎理論	教育の理念等	教育本質論	2
	心身の発達及び学習の過程	学校教育心理学	2
	教育に関する社会的事項等	教育制度論	2
教育課程及び指導法	教育課程の意義等	教育課程論	2
	道徳の指導法	道徳教育論	2
	特別活動の指導法	特別活動論	2
	教育の方法及び技術	教育の方法と技術	2
	各教科の指導法（国語）	初等国語教育研究Ⅰ・Ⅱ	2
	（社会）	初等社会科教育研究Ⅰ・Ⅱ	2
	（算数）	算数教育研究Ⅰ・Ⅱ	2
	（理科）	初等理科教育研究Ⅰ・Ⅱ	2
	（生活）	生活科教育研究	2
	（音楽）	初等音楽科教育研究Ⅰ・Ⅱ	2
	（図画工作）	図工科教育研究Ⅰ・Ⅱ	2
	（家庭）	初等家庭科教育研究Ⅰ・Ⅱ	2
	（体育）	体育科教育研究Ⅰ・Ⅱ	2
生徒指導・教育相談及び進路指導	生徒指導の理論及び方法	生徒指導概論 (進路指導を含む)	2
	教育相談の理論及び方法	教育相談心理学	2
総合演習		教職総合演習Ⅰ・Ⅱ	履 修 中

(別紙2)

中学校教諭普通免許状一種取得見込み又は取得済みの中学校教員志望者用

参考例の宮大教育文化学部の科目に準じて、大学で履修した科目名及び単位数を記入の上、シラバスを提出してください。なお、履修中の科目、未履修科目がある場合には、その旨を記載してください。

教育職員免許法施行規則に定める科目		大学で履修した授業科目名	単位
教職の意義等	教職の意義等		
	教員の職務内容		
	進路選択等		
教育の基礎理論	教育の理念等		
	心身の発達及び学習の過程		
	教育に関する社会的事項等		
教育課程及び指導法	教育課程の意義等		
	道徳の指導法		
	特別活動の指導法		
	教育の方法及び技術		
	各教科の指導法		
	(教科名を記入)		
生徒指導・教育相談及び進路指導	生徒指導の理論及び方法		
	教育相談の理論及び方法		
総合演習			

参 考 例（宮崎大学教育文化学部在学生または卒業生）

中学校教諭普通免許状一種（国語）取得見込み又は取得済みの中学校教員志望者用

教育職員免許法施行規則に定める科目		宮大教育文化学部の授業科目 (注1)	単位
教職の意義等	教職の意義等	教職入門	2
	教員の職務内容		
	進路選択等		
教育の基礎理論	教育の理念等	教育本質論	2
	心身の発達及び学習の過程	学校教育心理学	2
	教育に関する社会的事項等	教育制度論	2
教育課程及び指導法	教育課程の意義等	教育課程論	2
	道徳の指導法	道徳教育論	2
	特別活動の指導法	特別活動論	2
	教育の方法及び技術	教育の方法と技術	2
	各教科の指導法		
	(国語)	中等国語教育研究Ⅰ	2
		中等国語教育研究Ⅱ	2
		国語科授業研究Ⅰ	2
		国語科授業研究Ⅱ	2
生徒指導・教育相談及び進路指導	生徒指導の理論及び方法	生徒指導概論 (進路指導を含む)	2
	教育相談の理論及び方法	教育相談心理学	2
総合演習		教職総合演習Ⅰ・Ⅱ	履修中

(別紙3)

教育実習の概要

(小学校教諭普通免許状一種取得見込み又は取得済みの小学校教員志望者用)

教育実習の名称	実習校名	担当 学年	研究授業の教科等	単位数
1			(実習授業数：_____時間)	
2			(実習授業数：_____時間)	
3			(実習授業数：_____時間)	
教育実習の概要 (複数回、教育実習を受講した場合、それぞれ区分けして記入のこと)				

(別紙4)

教育実習の概要

(中学校教諭普通免許状一種取得見込み又は取得済みの中学校教員志望者用)

教育実習の名称	実習校名	担当 学年	研究授業の教科等	単位数
1			(実習授業数：_____時間)	
2			(実習授業数：_____時間)	
3			(実習授業数：_____時間)	
教育実習の概要 (複数回、教育実習を受講した場合、それぞれ区分けして記入のこと)				

宮崎大学大学院教育学研究科入学試験における現職教員等の筆記試験代替措置に関する
申合せ

[平成 24 年 3 月 20 日]

決 定

(趣旨)

- 1 この申合せは、教育学研究科の現職教員等の選抜方法に係わる筆記試験の代替措置
(以下「筆記試験代替措置」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(筆記試験代替審査委員会)

- 2 筆記試験代替の審査は、各専攻内に設けられた筆記試験代替審査委員会において行
う。委員会は、教職実践開発専攻は、専攻長を委員長とし、各コース代表をもって構
成し、学校教育支援専攻は、専攻長を委員長とし、各専修代表をもって構成する。

(筆記試験代替措置の対象者)

- 3 筆記試験代替措置を希望する者の資格は、次の通りとする。なお、筆記試験代替措
置に関する事前相談の窓口は、教務・学生支援係とする。
 - (1) 6年以上の常勤の教職経験を有する現職教員
 - (2) 6年以上の常勤の教育行政経験を有する職員

(筆記試験代替措置の申請手続き)

- 4 筆記試験代替措置の申請者は、出願手続きに先立って、本専攻の学生募集要項に定
められた期日までに教務・学生支援係に連絡し、申請手続き方法や、以下の(1)提
出書類、(2)提出期間及び提出先について指示を受けて、申請手続きを行うものとし
る。

(1) 提出書類

1) 教職実践開発専攻

- ① 教育に関する理論及び実践に関する著書
- ② 学校等の研究紀要、教育委員会が発行する教職員研究論文集、学会誌、その他の
雑誌等に掲載された教育実践に関する論文及び報告
- ③ 地区研究会、県・文部科学省の指定研究の発表会、その他の特別活動、道徳教育、
教科等の研究会における報告書
- ④ その他の教育実践に関する報告書等

2) 学校教育支援専攻

- ① 著書、公開された作品等
- ② 学会誌、研究機関等の研究紀要、その他の雑誌等に掲載された論文
- ③ 地区研究会、県・文部科学省の指定発表会、その他の教育等の研究会における研
究報告
- ④ その他のこれに準ずるもの

(2) 提出期間及び提出先

本専攻の学生募集要項に定められた期間に教務・学生支援係に提出するものとする。

(筆記試験代替の審査手順)

5 筆記試験代替審査委員会は、筆記試験代替の可否の審査を、次の手順にそって実施する。

(1) 教職実践開発専攻

- 1) 申請者から提出された書類の整理と適合性の可否の判定
- 2) 必修科目試験代替の可否の判定
- 3) コース別科目試験代替の可否の判定
- 4) 総合判定

(2) 学校教育支援専攻

- 1) 申請者から提出された書類の整理と適合性の可否の判定
- 2) 筆記試験（教育臨床心理専修については専門科目1と専門科目2、日本語教育支援専修については外国語科目と専門科目）代替の可否の判定
- 3) 総合判定

(筆記試験代替の可否の判定)

6 筆記試験代替の判定は、教職実践開発専攻については必修科目試験代替の可否、コース別科目試験代替の可否について行い、学校教育支援専攻については、筆記試験2科目の総合的可否について行う。

(1) 教職実践開発専攻の必修科目試験代替の可否の判定

必修科目試験代替の可否の判定は、提出された書類の業績を次に掲げる手順で得点化し判定する。業績審査200点満点の内、必修科目配点は100点である。

1) 各申請者の業績を以下の4つのカテゴリーに分類する。

- ① 教育に関する理論及び実践に関する著書
- ② 学校等の研究紀要、教育委員会が発行する教職員研究論文集、学会誌、その他の雑誌等に掲載された教育実践に関する論文及び報告書
- ③ 地区研究会、県・文部科学省の指定研究の発表会、その他の特別活動、道徳教育、教科等の研究会における報告書
- ④ その他の教育実践に関する報告書等

2) 別途定める基準により各カテゴリーの業績1件当たりの得点及び各申請者の合計得点を算出する。

(2) 教職実践開発専攻のコース別科目試験代替の可否の判定

コース別科目試験代替の可否の判定は、提出された書類の業績を次に掲げる手順で得点化し判定する。業績審査200点満点の内、コース別科目配点は100点である。

1) 各申請者の業績を希望コース関連業績の視点から以下の4つのカテゴリーに分類する。希望コースに関連していない業績は、その他とする。

- ① 教育に関する理論及び実践に関する著書
- ② 学校等の研究紀要、教育委員会が発行する教職員研究論文集、学会誌、その他の雑誌等に掲載された教育実践に関する論文及び報告書
- ③ 地区研究会、県・文部科学省の指定研究の発表会、その他の特別活動、道徳教育、教科等の研究会における報告書

- ④ その他の教育実践に関する報告書等
- 2) 別途定める基準により各カテゴリーの業績 1 件当たりの得点及び各申請者の合計得点を算出する。
- (3) 学校教育支援専攻の筆記試験代替の可否の判定
 - 筆記試験の代替の可否の判定は、提出された書類の業績を得点化し、判定する。業績審査は 200 点である。
 - 1) 各申請者の業績には、次のものが含まれる。
 - ① 著書、公開された作品等
 - ② 学会誌、研究機関等の研究紀要、その他の雑誌等に掲載された論文
 - ③ 地区研究会、県・文部科学省の指定発表会、その他の教育等の研究会における研究報告
 - ④ その他のこれに準ずるもの
 - 2) 別途定める基準により各申請者の得点を算出する。

(筆記試験代替の可否の決定)

- 7 筆記試験代替の可否は、次の手順にそって決定する。
 - (1) 専攻会議は、筆記試験代替審査委員会の判定結果の報告をもとに、教職実践開発専攻は申請者の必修科目試験代替の可否、コース別科目試験代替の可否を決定する。学校教育支援専攻は、申請者の筆記試験代替の可否を決定する。
 - (2) 専攻長は、専攻会議の決定を教務長に報告する。

(筆記試験代替に関する結果の報告)

- 8 教務・学生支援係は、筆記試験代替の可否の結果について、申請者に入試日の 7 日前までに連絡するものとする。

附則

この申合せは、平成 24 年 3 月 20 日から決定する。

教職実践開発専攻 14 条特例履修モデル

特別支援教育コースの教職実践開発専攻 14 条特例履修モデル (例)

科目類型		○共通領域科目 □コース必修・選択科目 △教育実習 ●目標達成確認科目	
開講形態		科 目	修得単位
1 年 次 前 期	夜間	□障害のある子どもの事例研究法 (2 単位) □インクルーシブ教育論 (2 単位) □特別支援教育コーディネーター論 (2 単位)	6
	土日 休日	○障害児アセスメントと個別の指導計画 (2 単位)	2
	長期 休業	○特別支援学校の教育課程とカリキュラムマネジメント (2 単位) ○情報メディアによる実践的指導方法と課題 (2 単位)	4
1 年 次 後 期	夜間	□自立活動論 (2 単位) □発達障害児教育の理論と実践 (2 単位) □特別支援学校のキャリア教育と進路指導 (2 単位)	6
	土日 休日	○学校改善とカリキュラムマネジメント (2 単位)	2
	長期 休業	○特別支援教育の教科・領域の構成と展開・評価と課題 (2 単位)	2
	勤務校	△コーディネーター実習 (3 単位)	3
2 年 次 前 期	夜間	□障害児教育の理論と実践 (2 単位)	2
	土日 休日	○生徒指導の実践と課題 (2 単位)	2
	長期 休業	○学級経営の実践と課題 (2 単位) ○現代の教育課題と学校の社会的役割 (2 単位)	4
	勤務校	△特別支援教育実践研究実習 I (3 単位)	3
2 年 次 後 期	夜間	□特別支援教育実践研究 (2 単位)	2
	土日 休日	●教職総合研究 I (2 単位：通年)	2
	長期 休業	○学校カウンセリングの実践と課題 (2 単位) ○特別支援学校・学級経営の実践と課題 (2 単位)	4
	勤務校	△特別支援教育実践研究実習 II (4 単位)	4
合計単位			48 単位